

危 險 物 審 查 基 準

京 都 市 消 防 局

目 次

- 第1章 製造所等の意義
- 第2章 法別表第1に関する基準
- 第3章 製造所の基準（危政令第9条）
- 第4章 屋内貯蔵所の基準（危政令第10条）
- 第5章 屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第11条）
- 第6章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第12条）
- 第7章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第13条）
- 第8章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第14条）
- 第9章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第15条）
- 第10章 屋外貯蔵所の基準（危政令第16条）
- 第11章 給油取扱所の基準（危政令第17条）
- 第12章 販売取扱所の基準（危政令第18条）
- 第13章 一般取扱所の基準（危政令第19条）
- 第14章 消火設備の基準（危政令第20条）
- 第15章 警報設備の基準（危政令第21条）
- 第15章の2 避難設備の基準（危政令第21条の2）
- 第16章 仮使用承認に関する基準
- 第17章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
- 第18章 予防規程認可に関する基準
- 第19章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準

- 別記1 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
- 別記2 電気設備の基準
- 別記3 製造所等の配管に係る基準
- 別記4 配管の付属範囲の例
- 別記4の2 隔壁等を貫通する配管等の基準
- 別記5 屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
- 別記5の2 アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
- 別記6 防油堤の細部審査基準
- 別記7 地下貯蔵タンクの浮力計算例
- 別記8 石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）
- 別記9 不活性ガス消火設備の技術上に関する基準
- 別記9の2 ハロゲン化物消火設備の技術上に関する基準
- 別記9の3 泡消火設備の技術上に関する基準
- 別記9の4 予備動力源の基準

- 資料1 危険物判定資料
- 資料2 建築基準法の用途地域と危険物施設の関係

細目次（第11章 給油取扱所の基準）

ページ

第1	給油取扱所の定義，区分等	
1	給油取扱所の定義【危政令第3条第1号関係】	11-1
2	形態別の規制区分【危政令第17条第3項～同条第5項関係】	11-2
3	屋外又は屋内の判定【危省令第25条の6関係】	11-5
第2	給油取扱所の位置，構造及び設備の技術上の基準	
1	屋外営業用給油取扱所【危政令第17条第1項】	11-8
▽	第2号関係 [給油空地等 (1)～(2)]	11-8
▽	第3号関係 [注油空地 (3)]	11-14
▽	第4号関係 [空地の舗装 (4)]	11-15
▽	第5号関係 [可燃性蒸気，漏れた危険物の滞留防止措置等 (5)～(6)]	11-15
▽	第6号関係 [標識及び掲示板 (7)]	11-18
▽	第7号関係 [専用タンク及び廃油タンク等 (8)]	11-19
▽	第8号関係 [専用タンクの構造等 (9)]	11-19
▽	第9号関係 [固定給油設備等への配管 (10)]	11-20
▽	第10号，第14号関係 [固定給油設備等の構造等 (11)]	11-21
▽	第11号関係 [固定給油設備等の表示 (12)]	11-22
▽	第12号関係 [固定給油設備の位置 (13)]	11-22
▽	第13号関係 [固定注油設備の位置 (14)]	11-23
▽	第15号関係 [懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置 (15)]	11-23
▽	第16号関係 [建築物の用途制限等 (16)]	11-24
▽	第17号，第18号関係 [建築物の構造等 (17)]	11-25
▽	第19号関係 [防火塀 (18)]	11-29
▽	第20号関係 [ポンプ室等 (19)]	11-35
▽	第21号関係 [電気設備 (20)]	11-36
▽	第22号関係 [附随設備 (21)]	11-40
▽	第23号関係 [その他の設備 (22)]	11-43
2	屋内営業用給油取扱所【危政令第17条第2項】	11-46
▽	第1号関係 [建築物の構造，用途制限 (1)]	11-46
▽	第3号関係 [屋内に設ける通気管 (3)]	11-46
▽	第4号関係 [過剰注入防止設備 (4)]	11-47
▽	第5号関係 [他用途との区画 (5)]	11-48
▽	第6号関係 [所有者等の住居等との区画 (6)]	11-48
▽	第7号，第7号の2関係 [窓及び出入口 (7)]	11-48
▽	第8号関係 [可燃性蒸気流入防止構造 (8)]	11-48
▽	第9号関係 [二方開放屋内給油取扱所 (9)]	11-48
▽	第9号ただし書関係 [一方開放屋内給油取扱所 (10)]	11-52
▽	第10号関係 [可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴，くぼみ等(11)]	11-55

▽ 第11号関係 [上部に上階を有する屋内給油取扱所 (12)]	11-55
3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所【危政令第17条第3項 第4号関係】	11-59
4 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所【危政令第17条第3項 第5号関係】	11-60
5 自家用給油取扱所【危政令第17条第3項第5号関係関係】	11-61
6 メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う 給油取扱所【危政令第17条第4項関係】	11-63
7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所【危政令第17条第5項関係】	11-64
8 E T B E 含有ガソリンを取り扱う給油取扱所	11-65
9 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所	11-65
第3 貯蔵及び取扱いの基準	
1 危険物の最大取扱数量【危政令第24条第1号関係】	11-66
2 貯蔵及び取扱いの基準【危政令第27条第6項第1号及び第1号の3 関係】	11-66

◎ **用語の凡例**

- 法 …………… 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 危政令 …………… 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- 危省令 …………… 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- 危告示 …………… 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
- 危告不 …………… 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号）
- 危告ハ …………… 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 558 号）
- 危告泡 …………… 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号）
- 施行令 …………… 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 施行規則 …………… 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 建基法 …………… 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建基令 …………… 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- 予防条例 …………… 京都市火災予防条例（昭和 37 年京都市条例第 33 号）
- J I S …………… 日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）
- 製造所等 …………… 法第 10 条第 1 項に規定する製造所，貯蔵所又は取扱所をいう。
- 障壁 …………… 危政令第 10 条第 3 項第 4 号の「厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ **参考とした運用通知の凡例**

(例) (S34 国消予 17)

S : 昭和
H : 平成
ローマ字に続く
算用数字は通知
が発行された年
を示す。

文書に付された番号を略したもの。

文書に付された記号を略したもの。
(例)
国消予 : 国消甲予発
自消予 : 自消丙予発
予 : 消防予
危 : 消防危
特 : 消防特

第1章 製造所等の意義

第1 製造所等の区分

- 1 「製造所」とは、危険物を製造するため、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所(保有空地を含む。)並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。(S34 国消予17)
なお、次のような施設は、副次的に非危険物から危険物が出来るが、当該危険物を製造目的としていないことから、製造所ではなく、一般取扱所となる。
 - (1) 印刷工場において、有機溶剤を含む排ガス処理施設として設けた溶剤回収装置で指定数量以上の危険物が回収される施設 (S59 危54)
 - (2) 金属材料を砕いて非危険物の金属粉を製造する工場において、くず(金属粉)を集塵機で集めたものが指定数量以上の危険物となる施設
 - (3) 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン(第一石油類)から水素を製造する工程の一部で副産物としてトルエンが生じる施設 (H28 危37)
- 2 「貯蔵所」とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所(保有空地を含む。)並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。(S34 国消予17)
- 3 「取扱所」とは、危険物の製造以外の目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所(保有空地を含む。)並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。
(S34 国消予17)

第2 製造所等の許可範囲

製造所、貯蔵所及び取扱所は、同一の場所に重複して設置することはできない。ただし、隣接する2以上の製造所等の保有空地の重複等別に定められている場合は、この限りでない。

第3 危険物規制の例外

- 1 発電所、変電所等の取扱いについて (S40 自消予148)
発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの(油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等)については、危険物関係法令の規制の対象としない。
なお、発電所等に設置される前、及び、発電所等から取り外された後の変圧器等は、危険物関係法令の規制となる。
- 2 自動車の燃料タンクについて (S49 予102)
自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。
- 3 免震用及び制振(震)用オイルダンパーについて (H28 危42)
建築物に設置された免震用及び制振(震)用オイルダンパーのうち、第三石油類等の危険物を取り扱うもので、当該オイルダンパー1基が取り扱う危険物の数量は指定数量未満であっても、建築物に設置された全てのオイルダンパーが取り扱う危険物の数量を合計すれば指定数量以上となる場合、次の各号の要件に適合するものにあつては、当該オイルダンパーを一の取扱場所として差し支えないこと。
 - (1) 取り扱う危険物は、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物(引火点が100度以上の

第四類の危険物) であること。

(2) 円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分に危険物が密閉されているものであること。

4 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについて (H31 危 81)

当該バルブは、自動車エンジン内部という極めて過酷な環境下においても、容易に損傷しない構造であり、バルブごとに取り扱うことで危険物保安上支障ないと考えられるため、当該バルブを集積した際にナトリウムの量を合算して危険物関連の規定を適用する必要はないこと。

ただし、運搬に関する基準は適用されるものであること。

なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は危険物の取扱いに該当し、量に応じて危険物関連の規定が適用されるものであること。

第2章 法別表第1に関する基準

1 共通事項

(1) 危険物の判定

危険物の判定は、カリウム、ナトリウム、ガソリン、灯油、軽油、重油等法別表第1備考において定義されているものを除き、事業者等が「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について」(H1 危 11)に基づく確認試験を実施した結果を記した確認試験結果報告書(別添1)(H5 危 21「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」別添の確認試験結果報告書をいう。以下同じ。)、危険物保安技術協会が交付する危険物データベース登録確認書(別添2)(H1 危 107「危険物データベースの運用について」別紙の危険物データベース登録確認書をいう。)、危険物判定資料(H11 危 25)(資料1)その他の危政令第1条の3から第1条の8までに規定する試験において危険物であることを示す性状について判断することができる資料に基づき判定するものとする。

(留意事項)

危険物データベース登録確認書の交付日、危険物判定資料の通知日以降に法令改正により危険物の定義が変わっているものがある。

- ・ ヒドロキシルアミン等を第5類に追加 (H14.6.1)
- ・ 第4類第4石油類及び動植物油類から引火点 250℃以上のものを除外(ギヤー油、シリンダー油を除く。)(H14.6.1)
- ・ ジケテン、アリルグリシジルエーテルを第4類から第5類へ変更 (H22.9.1)

(2) 複数の類の品名に該当する物品

複数の類の品名に該当する物品(以下「複数性状物品」という。)については、それぞれの類の性状を示すかどうかを確認する必要があること。

なお、複数性状物品の場合、確認試験結果報告書等の提出にあたっては、危省令第1条の4に規定する複数性状物品の属する品名に係る確認試験結果等を提出することとなること。(H2 危 28)

(3) 既往のデータによる判定

物品を構成する成分及び各成分の含有率が特定されており、かつ、物品を構成するすべての成分についてその性状が明らかな場合等においては、既往のデータから物品の性状を判断して差し支えないこと。(H1 危 64)

(4) アルコール水溶液等の濃度等(危省令第1条の3第4項、第5項、第6項、第8項)

アルコール水溶液等の濃度等(%)は、重量%をいうこと。(H1 危 14、特 34)

(5) エアゾール製品

エアゾール製品の薬剤には危険物に該当するものがあり、薬剤が危険物に該当する場合は消防法令の規定の適用があること。(H11 危 61)

(6) 使用後の物品(廃油)

ア 使用後の潤滑油、絶縁油、洗浄油等は、当該物品を反応、混合させる場合を除き、使用前の品名と同じものとして取り扱うことを原則とする。

イ 給油取扱所におけるエンジンオイルの廃油は、第3石油類として取り扱うこと。

ウ 複数の物品の廃油を混合する場合は、当該廃油の性状を確認試験により確認し、又は最も危険性の高い物品と同じ性状とみなして取り扱うこと。

(7) 危険物でないとされた物品であっても、破碎等の加工を行った場合、危険物としての性状を示すことがあるため、製品加工を行うときは適切な段階で試験を行うこと。(R3 危 33)

2 第1類関係

法別表第1の品名欄の第1類の項第11号に掲げる品名（前各号に掲げるもののいずれかを含むもの）に属する物品（洗剤、消毒剤等）のうち、液体であるものについては、第1類の危険物としての性状確認は要しないこと。また、法別表第1の品名欄の第6類の項に掲げられている品名に属さない物品であるときは、第6類の危険物としての性状確認も要しないこと。(H1 危 64)

3 第2類関係

(1) アルミニウムペースト（アルミニウム粉とミネラルスピリットとの混合物）

ア 液体（第4類第3石油類又は第4石油類にあつては、1気圧、20℃において液状であるもの）の場合

アルミニウムペーストが、危省令第1条の3第5項及び第6項に定める塗料類その他の物品ではなく、かつ、第4類の引火点を測定する試験において引火性を示すものである場合には、第4類の危険物に該当すること。

イ 固体の場合

アルミニウムペーストが、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、第2類の危険物に該当すること。

(ア) 小ガス炎着火試験において10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するもの

(イ) セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において測定された引火点が、40℃未満の温度であるもの (H1 危 64)

(2) 法別表第1の品名欄の第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品

法別表第1の品名欄の第2類の項第8号及び第9号の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が40℃未満」であるときは、法別表第1の品名欄の第2類の項第8号の危険物とすること。(H2 危 28)

4 第3類関係

(1) 危政令第1条第2項の「塩素化けい素化合物」

トリクロロシラン (SiHCl_3) は、「塩素化けい素化合物」に該当すること。(H1 危 114)
なお、トリメチルクロロシラン、エチルトリクロロシランは、「塩素化けい素化合物」に該当しない。

(2) トリメチルクロロシラン

トリメチルクロロシランは、「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」に該当するが、自然発火性試験、水との反応性試験において危険物の性状を示さないため第3類の危険物には該当しない。

なお、それ自体は引火性を有する液体であることから、第4類の危険物となる。(H2 危 105)

(3) 水との反応性試験において発生する可燃性ガス

危政令第1条の5第6項の「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」とは、可燃性成分の含有率を問わないものであること。(H1 危 64)

(4) トリエチルリン（別名：トリエチルホスフィン、化学式： $(\text{C}_2\text{H}_5)_3\text{P}$ ）

トリエチルリンは第3類の自然発火性試験を実施した場合、自然発火性が示されるが、第3類のいずれの品名にも該当しないことから、第3類には該当しない。(第4類第1石油類に該当する。)

なお、自然発火性を有していることから、自然発火に対する安全性を確保させるよう指導す

ること。

5 第4類関係

(1) ガソリン、灯油、軽油、及び重油

ア ガソリンとは、JIS K2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及びJIS K2202「自動車ガソリン」に適合するものをいうこと。(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)は第2石油類に該当する。)

なお、「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されている「ETBE(エチル・ターシャリー・ブチルエーテル)を含有したガソリン」については、法別表備考12の「ガソリン」に該当するものである。(H20 危45)

イ 灯油とは、JIS K2203「灯油」に適合するものをいうこと。

ウ 軽油とは、JIS K2204「軽油」に適合するものをいうこと。

エ 重油とは、JIS K2205「重油」に適合するものをいうこと。(H1 危64)

(2) ギヤー油及びシリンダー油

ア ギヤー油とは、JIS K2219「ギヤー油」に適合するものをいうこと。

イ シリンダー油とは、JIS K2238「マシン油」に規定するISO VG680、ISO VG1000及びISO VG1500に適合するものをいうこと。(H2 危105)

(3) アルコール類

ア メタノールの水溶液は、危省令第1条の3第4項第1号に該当するものを除いて、「アルコール類」に属すること。(H1 危64)

イ 変性アルコールの水溶液及び酒類は、危省令第1条の3第4項第2号に該当するものを除いて、「アルコール類」に属すること。(H1 危64)

ウ 炭素数1～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールを成分として有する物品については、これらアルコール又は水以外の成分(第3成分)の含有率が10%未満であり、第3成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合にあっては、当該化合物等の割合が炭素数1～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合計量の10%未満である場合には、危省令第1条の3第4項第2号に該当する場合を除き、「アルコール類」に属すること。(次例参照)(H2 危57)

成分	%	判定
エチルアルコール メチルアルコール アセトン	80.0 11.0 9.0	アルコール類
エチルアルコール グリセリン 非危険物 水	67.0 5.0 3.0 25.0	アルコール類
変性アルコール (エチルアルコール 変性剤(フレーバー)) 非危険物 水	55.0 48.5 6.5 9.0 36.0	危省令第1条の3第4項第2号に該当する場合を除いて、 アルコール類
エチルアルコール グリセリン 香料 植物成分 水	60.0 25.0 微量 5.0 10.0	石油類

イソプロピルアルコール	15.0	危省令1条の3第5項又は第6項に該当する場合を除いて、 石油類
プロピレングリコール	10.0	
ポリエチレングリコール	5.0	
非危険物	28.0	
水	42.0	
変性アルコール	86.3	石油類
〔エチルアルコール	85.5〕	
〔変性剤（トルエン）	0.8〕	
トルエン	1.5	
メチルイソブチルケトン	12.2	

(注) アルコール以外の成分で下線を引いたものは、危険物に該当

エ 危省令第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し、「アルコール類」から除外される物品が、「石油類」に属することはないこと。(H1 危64)

オ 容器内で2層以上に分離している物品は、品名は引火点の低い層を持って定め、数量は、それぞれの層の和とする。(S52 危78)

カ わずかな量の危険物を容器内に密封する構造の製品（リチウムイオン電池、絶縁油密封試験装置等）についても危険物に該当する。(H8 危48)

キ 除菌用ウエットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって、通常の状態（常温、常圧）において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物として取り扱って差し支えないこと。(H22 危297)

(4) 判定試験関係

ア 引火点が100℃以上の物品の水溶液の引火点

引火点が100℃以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合があるが、この場合、当該水溶液は、引火点がないものと解して差し支えないこと。(H1 危64)

イ 引火点測定方法

クリーブランド開放式引火点測定器による引火点測定試験は、省令の規定によること。ただし、省令の規定によりがたい場合は、JIS K2265-4:2007に基づく引火点測定試験によることができる。

ウ 沸点及び発火点の測定

第4類の危険物のうち、第1石油類、第2石油類等の混合物等明らかに特殊引火物に該当しない物品については、沸点及び発火点の確認は要さないこと。また、引火点が-20℃を超えるものについては、沸点の確認を要さないこと。(H2 危28)

エ 液状確認

常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流動性を有する物品については、液状であることの確認を要さないこと。(H1 危114)

オ 水溶性液体

(ア) 危政令別表第3備考第10号に規定する「均一な外観」の確認は、純水と物品が、二つの層に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により行うこと。(H1 危64)

(イ) 純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、数時間で二つの相に分離するような物品は、危政令別表第3備考第10号に規定する「水溶性液体」（以下「水溶性液体」という。）に該当しないこと。(H1 危64)

(ウ) 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、20℃で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コ

ロイド溶液) となる場合であっても、当該物品は水溶性液体に該当すること。(H1 危 114)
(イ) 水と混合すると加水分解して溶解し、更に放置すると、縮合しゲル化して沈殿するような、水と反応する物品は、水溶性液体に該当しないこと。(H1 危 114)

カ 可燃性液体量

可燃性液体量の測定方法 (H1 危 11) は、成分組成が未知の物品についてその可燃性液体量を当該測定方法により確認しても差し支えないものとして定めたものであることから、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。(H1 危 64)

キ 燃焼点

燃焼点の測定は、引火点が 21℃以上 70℃未満の物品であるが、第 2 石油類から除外される物品であることを確認するために必要となる項目の一つであるから、当該確認を要さない場合には燃焼点の測定は要しない。

(5) 動植物油

ア 動植物油を電気ヒーター又はスチーム等により保温して貯蔵保管している場合において、保温している温度が 40℃未満のときは、危省令第 1 条の 3 第 7 項第 1 号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当すること。(H1 危 64)

イ 危省令第 20 条第 1 項第 2 項に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油は、危省令第 1 条の 3 第 7 項第 1 号に規定する「加圧しないで、……貯蔵保管されているもの」に該当すること。(H1 危 64)

ウ 動植物油の地下タンク等 (動植物油の貯蔵量が 1 万リットル以上のもの) に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が設けられており、当該注入口等の部分において 1 日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は、一般取扱所として規制すること。(H1 危 64)

エ 動植物油類を原料として加工製造された次のような液状の物品は、動植物油類に該当する。(H2 危 105)

(イ) 水素添加させたもの

(ロ) 複数の動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、エステル交換により元の動植物油とは異なるグリセリドとしたもの

オ 動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、グリセリンの代わりに、しょ糖、ソルビトール、プロピレングリコール等を用いて、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル等としたものは、引火点に応じた第 4 類の石油類に該当する。(H2 危 105)

6 第 5 類関係

ヒドラジンは、法別表第 1 の品名欄の第 5 類の項第 8 号に掲げる「ヒドラジンの誘導体」に属さず、第 4 類の危険物に該当すること。(H1 危 64)

7 第 6 類関係

硝酸-硫酸の混酸で、第 6 類の燃焼時間を測定する試験を行うに当たり、木粉の円錐形たい積物に注ぐと、ニクロム線で点火をする前に燃焼を開始してしまうものがあるが、このような物品については、危政令第 1 条の 8 第 2 項に定める性状を有するものとみなして差し支えないこと。(H2 危 28)

8 火薬類の消防法上の規制 (危政令第 4 1 条、危省令第 7 2 条、危険物の試験及び性状に関する省令附則第 2 項)

ア 混合物である火薬類については、危険物としての性状を判断するための適切な試験方法が確立されていないことから、当分の間、法の規制対象外とすること。(H2 危 18)

イ 単一化合物である火薬類 (トリニトロトルエン、ピクリン酸等) は、火薬類取締法及び消防

法の両法の適用を受けることとなること。

なお、危政令第41条による特例の適用に留意すること。

ウ アの混合物とは、いわゆる工業的純品以外のものを意味し、他の物質が意図的に挿入されているものは、その混合比率、挿入されている物質の種類を問わず混合物と解して差し支えないこと。(H2 危28)

エ 混合物である火薬類と単一化合物である火薬類との混載は認められること。(H2 危28)

各類の試験方法一覧表

種別	試験	対象	測定される危険性	方法の概要	判定基準
第1類	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性	① 標準物質(過塩素酸カリウム)と木粉との混合物(重量比1:1)の燃焼時間を測定する。 ② 試験物品と木粉との混合物(重量比4:1及び1:1)の燃焼時間を測定する。	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が標準物品と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	大量燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)		① 標準物質(過塩素酸カリウム)と木粉との混合物(重量比2:3)の燃焼時間を測定する。 ② 試験物品と木粉との混合物(体積比1:1)の燃焼時間を測定する。	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が標準物品と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する敏感性	① 標準物質(硝酸カリウム)と赤りんの混合物に鋼球を落下させて当該混合物が50%の確立で爆発する高さ(50%爆点)を求める。 ② 試験物品と赤りんの混合物に①の50%爆点から鋼球を落下させて当該混合物が爆発する確立を求める。	試験物品と赤りんの混合物の爆発する確立が50%以上であること。
	鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)		① 試験物品とセルロース粉との混合物を鉄管に詰め、電気雷管で起爆して鉄管の破裂の程度を観察する。	鉄管が完全に裂けること
第2類	小ガス炎着火試験	固体	火炎による着火の危険性	① 試験物品に小さな炎を接触させ、着火するまでの時間を測定し、燃焼を継続するか否かを観察する。	10秒以内に着火し、燃焼を継続すること
	引火点測定試験	固体	引火の危険性	① 試験物品の引火点をセタ密閉式引火点測定器を用いて測定する。	引火点が測定されること
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性	(固体の場合) ① 試験物品をろ紙の中央に置き、10分以内に自然発火するか否かを観察する。 ② 粉末の試験物品が①で自然発火しない場合、試験物品を落下させ、落下中又は落下後10分以内に自然発火するか否かを観察する。 (液体の場合) ① 試験物品を磁器に滴下して、10分以内に自然発火するか否かを観察する。 ② 試験物品をろ紙に滴下して、10分以内に発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察する。	(固体の場合) 自然発火すること (液体の場合) 自然発火し、又はろ紙を焦がすこと
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性	① 試験物品を純水を湿らせたろ紙の中央に置き、発生するガスが自然発火するか否かを観察する。 ② ①で発生するガスが自然発火しない場合、当該ガスに火炎を近づけて着火するか否かを観察する。 ③ 試験物品を純水を加え、1時間当たりのガスの発生量を測定し、当該ガスに可燃性の成分が含まれているか否かを分析する。	発生するガスが自然発火し、若しくは着火すること又は発生するガスの量が200L/kg・hr以上であり、かつ、可燃性の成分を含有すること。

第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性	<p>① 試験物品の引火点をタグ密閉式引火点測定器により測定する。</p> <p>② ①の引火点が80℃を超える場合、クリーブランド開放式引火点測定器により試験物品の引火点を測定する。</p> <p>③ ①の引火点が0℃以上80℃未満で、当該温度における試験物品の動粘度が10cst以上の場合、試験物品の引火点をセタ密閉式引火点測定器により測定する。</p>	引火点が測定されること
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性	<p>① 標準物質（2、4-ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイル）の発熱開始温度及び発熱量を示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置により測定する。</p> <p>② 試験物品の発熱開始温度及び発熱量を①で用いた装置により測定する。</p>	発熱開始温度及び発熱量が標準物質から求められた危険性の基準以上であること
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しさ	① 試験物品を1.0 mmのオリフィス板を取り付けた圧力容器に入れて加熱して、破裂板が破裂するか否かを観察する。	50%以上の確立で破裂すること
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性	<p>① 90%硝酸水溶液と木粉の混合物（重量比1：1）の燃焼時間を測定する。</p> <p>② 試験物品と木粉との混合物（重量比4：1及び1：1）の燃焼時間を測定する。</p>	試験物品と木粉との混合物の燃焼時間が90%硝酸水溶液と木粉との混合物の燃焼時間と等しいか又は短いこと

確認試験結果報告書

(第四類・可燃性液体類)

住 所
会社名
氏 名

印

物品名							
製造会社 又は 輸入会社	住所 名称				Tel FAX		
組成	全成分（化学名）及びそれぞれの含有率（重量%）						
試験結果	引火点	タグ密閉式			℃	試験データ は別添	
		クリーブランド開放式			℃		
		セタ密閉式			℃		
	動粘度	℃において			cSt・KU		タ
	燃焼点	℃	可燃性液体量	重量%			
	沸点	℃	発火点	℃			
	液状確認	液状確認	℃	秒	液状である		
		℃で容器間の移替えが容易に可			液状でない		
品名 (○印)	第四類 _____ (水溶性液体・非水溶性液体) 指定可燃物（可燃性液体類） 非危険物						
その他	用途 連絡担当者				Tel FAX		
備考							

注) 必要事項を記入し、該当する項目を○で囲むこと。

(A4)

試験名	引火点測定試験		
試験実施日	年	月	日
試験場所			
試験実施者			
試験条件	温度 (°C)	湿度 (%)	気圧 (hPa)
試験物品名			
試験結果	タグ密閉式	1回目	設定温度 (°C) 測定値 (°C)
		2回目	設定温度 (°C) 測定値 (°C)
		平均値 (°C) 補正值 (°C)	
	クリーブランド開放式	1回目	設定温度 (°C) 測定値 (°C)
		2回目	設定温度 (°C) 測定値 (°C)
		平均値 (°C) 補正值 (°C)	
	セタ密閉式	1回目	°C
		2回目	°C
		平均値 (°C) 補正值 (°C)	
動粘度	測定方法	B型回転粘度計・その他 ()	
	測定温度	°C	
	1回目 (cSt)	2回目 (cSt)	平均値 (cSt)
備考			

注1) 引火点及び動粘度について、2回を超えて実施した結果は別紙

注2) 補正值とは、引火点測定時の気圧による大気圧補正值

注3) 引火点が測定できない場合には、その理由を備考欄に記入すること。

注4) 2種類以上の引火点測定を実施した場合において、試験実施日、試験実施場所、試験実施者又は試験条件が異なるときは試験データを別葉とすること。

試験名	燃焼点測定			
測定器具	タグ開放式引火点測定器			
試験実施日	年	月	日	
試験場所				
試験実施者				
試験条件	温度 (°C)	湿度 (%)	気圧 (hPa)	
試験物品名				
測定結果	1回目	2回目	3回目	平均値
	°C	°C	°C	°C

注) 3回を超える測定結果は別紙

試験名	発火点測定
測定方法	ASTM E659・その他 ()
試験実施日	年 月 日
試験場所	
試験実施者	
試験条件	温度 (°C) 湿度 (%) 気圧 (hPa)
試験物品名	
測定結果	°C

試験名	沸点測定
測定方法	JIS K2233・その他 ()
試験実施日	年 月 日
試験場所	
試験実施者	
試験条件	温度 (°C) 湿度 (%) 気圧 (hPa)
試験物品名	
測定結果	°C

注) 引火点が -20°C 以下である場合に測定すること。

試験名	可燃性液体量測定		
試験実施日	年	月	日
試験場所			
試験実施者			
試験条件	温度 (°C)	湿度 (%)	気圧 (hPa)
試験物品名			
測定結果		引火点 100°C未満	引火点 100°C以上
	揮発成分の含有率	測定方法 (%)	測定方法 (%)
	水分の含有率	測定方法 (%)	
	不燃性溶剤の含有率	測定方法 (%)	測定方法 (%)
	可燃性液体の含有率	測定方法 (%)	測定方法 (%)
可燃性液体量	%		

注) 可燃性液体量の測定は、組成が不明な物品について行うものであること。組成が明らかな物品については、当該物品を構成する成分のうち、第4類の危険物に該当するものの含有率を合算したものを可燃性液体量とすること。

試験名	液状確認
試験実施日	年 月 日
試験場所	
試験実施者	
試験条件	温度 (°C) 湿度 (%) 気圧 (hPa)
試験物品名	
恒温槽の温度	°C
確認結果	秒

年 月 日

危険物データベース登録確認書

危険物保安技術協会 印

1 登録番号			
2 登録物品名			
3 登録者名			
4 類・品名・性質			
5 状態		6 引火点	℃

第3章 製造所の基準（危政令第9条）

第1 規制範囲等

- 1 建築物内に設置するものにあつては1棟、屋外に設置するものにあつては1製造工程をもつて一の許可単位とする。
したがって、製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、1棟の建築物ごとに一の製造所として規制するものとする。
- 2 製造工程が建築物と屋外工作物にわたる場合は、それぞれ1棟の建築物ごと、一の屋外工作物ごとに一の製造所として規制するものとする。ただし、屋外工作物が、作業工程上建築物と一体性を有すると認められる付属設備であるときは、この限りでない。
- 3 製造所において、当該施設専用の熱源ボイラー等を設ける場合は、防火区画等の火災予防上の措置を講じさせ、他施設と兼用するものは設けないよう指導すること。
なお、他施設専用の熱源ボイラー等を設けることは認められない。
- 4 製品の充てん行為は、充てんする物品が危険物又は非危険物であるかを問わず、別施設で実施することを原則とするが、次のすべてに適合するものにあつては、製造に伴う取扱いとして当該施設内での充てん行為を認めるものとする。
 - (1) 充てんは容器充てんに限られること。
 - (2) 1日の充てん量が、1日の製造量以下であること。したがって、充てんは、反応釜から直接か、又は1日の製造量以下の容量の受槽から実施されること。
 - (3) 充てん場所は、出入口の近くに設置する等容器が施設内に散乱することのないようにレイアウトすること。
 - (4) 自動充てん機等が設置される場合は、充てん場所で作業員が立ち会う、監視室で充てん状況を監視する等異常時に速やかに対応できるよう指導すること。
 - (5) 充てん場所には、換気設備、消火設備等が有効に設けられていること。
 - (6) その他、防火上支障のないこと。（H24 危199）
- 5 製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造する場合は、次のすべての要件を満たすこと。（H24 危199）
 - (1) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
 - (2) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
 - (3) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
 - (4) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。
- 6 製造した危険物を製造所内で容器に詰め替える場合、製造から容器への詰替えまでの工程を、一連の危険物の製造工程として差し支えない。（R2 危67）ただし、次に留意すること。
 - (1) 詰替えは容器詰替えに限られること。
 - (2) 危険物を収納した容器は、充てん後速やかに屋内貯蔵所等に運搬し、製造所内に滞留させないこと。

第2 最大数量の算定

- 1 1日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る数量を最大数量とする。
- 2 作業工程上、危険物を取り扱うタンク等に危険物が停滞する場合は、その数量を加算した数量を最大数量とする。
- 3 危険物を取り扱って危険物を製造するときは、原料である危険物の総量又は製品（中間生成物としての半製品を含む。）である危険物の総量のうち、指定数量の倍数の大きい方を最大数量とする。（次例参照。例1から例3までのA～Jは危険物の指定数量の倍数を表す。）

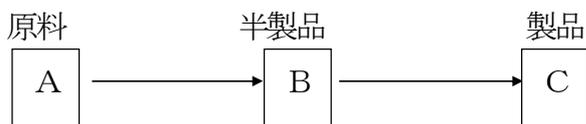
(S40 自消予 71)

[例1] 原料に危険物を使用する場合



A又はBのうち大きいものに係る数量を最大数量とする。したがって、 $A > B$ のとき最大数量はAに係る数量、 $A \leq B$ のとき最大数量はBに係る数量となる。

[例2] 中間生成物（半製品）を製造する場合（半製品の配管等による移動がなく、半製品と製品が同一の反応槽等で製造される場合は例1によること。）



A、B又はCのうち最大のものに係る数量を最大数量とする。

- 4 危険物以外の物品を取り扱って危険物を製造する場合は、製品（中間生成物としての半製品を含む。）である危険物の数量を最大数量とする。
- 5 同一設備を用いて、一日に2種類以上の危険物を製造する場合、又は日によって製造される危険物が異なる場合は、各工程の組み合わせを比較し、1日当たりのこれらの工程の大なる数値を合算した数値を最大数量とする。

[例3] 同一設備を用いて、日によって製造される危険物が異なる場合



例えば、

$A > B$ かつ $C < D$ のとき第1日目の最大数量は、 $A + D = I$ に係る数量となる。

$E < F$ かつ $G > H$ のとき第2日目の最大数量は、 $F + G = J$ に係る数量となる。

したがって、当該製造所の最大数量は、 $I > J$ のときにはIに係る数量、 $I < J$ のときはJに係る数量となる。

第3 製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 保安距離（第1項第1号）（危省令第11条、第12条）

- (1) 「住居」とは、生活の本拠となっているもの（共同住宅、住込みの管理人室等を含む。）をいい、宿直室等は該当しないこと。（S37 自消予44）
- (2) 「その他の工作物」とは、廃バス等で住居に用いられるものをいい、門、塀等は含まないこと。
- (3) 「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物等（学校の場合は教室、体育館、講堂等を、病院の場合は病室、手術室、診療室等をいう。）をいい、付属施設（運動場、倉庫、機械室等をいう。）とみなされるもので、かつ、独立しているものは含まないこと。
- (4) 危省令第11条第2号の「医療法第1条の5第1項に定める病院」とは、20人以上の患者の入院施設を有するものをいい、同条第3号の「その他これらに類する施設」とは、観覧場、集会場等をいい、旅館、ホテル、百貨店等は該当しないこと。（S51 危56）
- (5) 危政令第9条第1項第1号ただし書の適用については、予防部と協議のうえ、次により、その距離を短縮できること。

なお、新たに設置する製造所等の許可に際し、本号ただし書を適用し、保安距離を短縮することは認められないもの。

ア 「防火上有効な塀」は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造のものを原則とし、かつ、危政令第9条第1項第1号イからハまでに掲げる建築物等に延焼するおそれがない幅及び高さを有するものとする。また、塀は、製造所の保有空地より外側に設けること。

イ 防火上有効な塀を設けること「等」には、有効なドレンチャー設備を設けること又は製造所の外壁の構造を強化することが該当し、その他同等以上の措置として認める場合は予防部と協議すること。

- (6) 製造所が、危政令第9条第1項第1号ニの高圧ガス施設と同一敷地内にあり、かつ、これらと不可分の工程又は取扱いに係るもので、当該製造所の構造、設備を強化したときは、予防部と協議のうえ、その距離について危政令第23条を適用して短縮することができること。

（S37 自消予44）（S37 自消予143）（S41 自消予24）（S57 危43）

- (7) 危政令第9条第1項第1号ニに該当しない高圧ガス施設と製造所とが隣接して設置されようとするときは、取り扱われる危険物に応じて、できる限り距離をとり、又は危政令第10条第3項第4号の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁（以下「障壁」という。）を設けるよう指導すること。

- (8) 次のいずれかに該当するときは、予防部と協議のうえ、危政令第23条を適用して危政令第9条第1項第1号ニの高圧ガス施設との保安距離を短縮することができること。（H13 危40）

ア 主な工程が連続しており、かつ、施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。

なお、新たに隔壁を設置する場合（保有空地内へ設置することは認められない。）においては、既設の消火設備が防護対象物の火災を消火する際の障害とならないようにする必要がある。

イ 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設であり、保安距離を保たなければならない製造所の専用施設であること。

2 保有空地（第1項第2号）（危省令第13条）

- (1) 保有空地は、所有者等が所有権、地上権又は借地権等を有しているものであり、かつ、平坦で段差や勾配がないものであること。（S37 自消予 44）また、保有空地は製造所の範囲に含まれるものであること。

なお、保有空地の地盤面下は製造所の範囲に含まれず、製造所と関係のない給水管等を設けても差し支えない。

- (2) 保有空地内には、延焼防止、消防活動及び避難行動に支障がある工作物又は物品が存置されていないこと。ただし、次のすべてに該当するパイプラックその他これに類するものにあつては、この限りでない。

ア 延焼防止、消防活動及び避難行動に支障がないと認められるものであること。

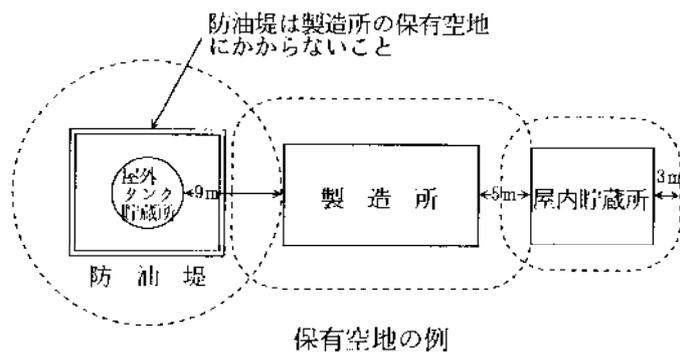
イ 作業の工程上やむを得ないと認められるものであること。

ウ 当該製造所の専用施設であること。

エ 危険物を取り扱わない配管のパイプラックその他これに類するものにあつては、不燃材料で造られていること。

- (3) 保有空地の幅は、建築物（ひさしを含む）、屋外工作物（危険物を取り扱う配管及びこれに準じる工作物としてのパイプラック、ベルトコンベアー等を除く。）又は屋外の装置、設備等の最も外側から計測するものとする。

- (4) 同一敷地内の他の製造所等に隣接して設置するときは、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有することをもって足りる。ただし、隣接する製造所等が液体の危険物の屋外タンク貯蔵所であるときは、製造所に係る空地の幅は隣接する屋外タンク貯蔵所の防油堤の外側との間に空地を保有すること。



（右図参照）

- (5) 危政令第9条第1項第2号ただし書の「防火上有効な隔壁」は、一の建築物のうち製造所として規制する範囲とそれ以外の部分との間に設けられ、相互の延焼を防止する性能が求められることから、次の要件を満たすものであること。

ア 隔壁は、障壁とすること。

イ 隔壁には、開口部を設けないこと。ただし、隔壁を設けることにより製造作業に著しく支障が生じるおそれがあるときは、随時開けることができる自動閉鎖（以下「常時閉鎖式」という。）の特定防火設備（防火戸）を設けた出入口を設けることができる。この場合において、出入口は必要最小限の大きさ及び個数としなければならない。

- (6) 次のア及びイのいずれにも適合している場合には、予防部と協議のうえ、危政令第23条を適用し、保有空地内に他の施設の配管を通過させることができるものとする。（H13 危 40）

ア 消防活動に支障がないと認められる場合

㊦ 他の施設の配管が、配管架台に設置されていること。

㊧ 他の施設の配管が設置される配管架台は、次のa及びbに適合するものであること。

a 消防活動等に支障となる位置に設けられていないこと。例としては、配管架台の支柱、ブレース（筋交い）等の位置が消防活動の支障とならないよう考慮して設置されている場合があること。

- b 危省令第13条の5第2号(ただし書を除く。)に定める措置が講じられていること。
ただし、危省令第13条の5第2号本文と同等以上と認められる措置を講じた場合はこの限りでない。同等以上と認められる設備の例としては、当該架台に、散水設備を保有空地内に存する配管架台全体を包含するように設ける場合があること。
 - (f) 他の施設の配管の流体は、次のaからcのものと接触した場合において、危険な反応を起こさないものであること。
 - a 当該製造所又は一般取扱所において貯蔵し、又は取り扱う物質
 - b 当該製造所又は一般取扱所に適用する消火剤
 - c 保有空地内に存する配管の流体
 - (g) 他の施設の配管の流体が液体の危険物（固体の危険物を液状にして移送する場合等を含む。）の場合は、有効に消防活動を行うことができる措置が講じられていること。有効に消防活動を行うことができる例としては、当該配管架台の外側に、消防活動に使用するための空地を確保する場合等があること。
 - イ 他の施設の配管が、万一当該製造所又は一般取扱所の災害により破損した場合において、当該他の施設に火災又は爆発等の悪影響を与えないと判断できる場合
悪影響を与えない例としては、当該配管の破損に伴う関連施設の安全停止等の対策が講じられている場合があること。
- (7) 次の条件を満たす場合は、保有空地内に植栽することが認められるものである。(H8 危27)
- ア 保有空地内に植栽できる植物
保有空地内に植栽する植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね50cm以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物（草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする）であること。
 - イ 保有空地内の植栽範囲
植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。
 - (7) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること
 - (8) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること
 - (9) 消防水利からの取水等の障害とならないこと
 - (10) 防災用の標識等の視覚障害とならないこと
 - (11) 危険物施設の維持管理上支障とならないこと
 - (12) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと
 - ウ 維持管理
植栽した植物が、枯れて延焼媒体とならないよう、また、成長により上記イの条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

(参考) 延焼防止上有効な植物の例

草木の区分	植物名	
樹木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシヤリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、ドベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等	
草本類 (矮性に限る)	常緑草	常緑の芝 (ケンタッキーブルーグラスフリーダム等)、ペチュニア、(ホワイト) クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草等

3 掲示板 (第1項第3号) (危省令第18条第1項)

- (1) 同一設備を用いて2種類以上の危険物を製造するときは、取扱最大数量に係る危険物であるか否かを問わず、製造所において取り扱うすべての危険物の類及び品名を表示すること。
- (2) 第2類及び第4類等の危険物を同時に取り扱う場合において、「火気厳禁」の掲示板を設ければ「火気注意」の掲示板は設けなくてもよい。

4 建築物の構造 (第1項第5号)

- (1) 「延焼のおそれのある外壁」とは、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中心線から、1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内にある建築物の外壁をいうこと。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地又は水面その他これらに類するものに面する建築物の外壁を除く。(H1 危64)
 なお、当該2以上の建築物の延べ面積の合計が500㎡未満であっても、一の建築物とは見なさない。
- (2) 延焼のおそれのある外壁は、障壁とするよう指導すること。
- (3) 延焼のおそれのある外壁には、換気、排出設備その他の開口部を設けないこと。ただし、すべての外壁が延焼のおそれのある外壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより、延焼のおそれのある外壁に換気、排出設備を設けることができる。(H1 危64)
- (4) 危険物を取り扱う建築物の延焼のおそれのある外壁以外の部分には、必ずしも外壁を要しないものであること。(S37 自消予44)
- (5) 危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備(防火戸)により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁については、危政令第23条を適用し、準不燃材料(建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。)の使用を認めて差し支えないものであること。(H9 危31)
- (6) 耐火構造の壁として「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル(ALC板)」等を使用する場合は、それを支持する間柱、胴縁等の下地材についても、耐火性能を有するものとする。ただし、国土交通大臣の認定を受けた耐火パネルについては、その仕様書による。
- (7) 外壁に広告看板を設けることは、不燃材料で造られたもので、標識、掲示板等の障害とならないものであれば認めて差し支えない。

5 屋根 (第1項第6号)

- (1) 「屋根を不燃材料で造る」とは、もや、たる木等を含め屋根を構成するすべてを不燃材料とすること。
- (2) 「金属板」は、厚さ0.8mm以下のものとする。
- (3) 屋根の構造は、外壁に比べて強度的に劣るものとする。
- (4) 屋根に断熱材を設けることは、外壁に比べ強度的に劣るものである場合は、認めて差し支えない。
- (5) 屋根の上には、設備を設けないこと(第2類の危険物のみを取り扱う建築物を除く。)。ただし、避雷設備、蒸気排出設備のモーター等当該施設に必要な設備で、放爆構造の妨げとならないものについては、設置することができる。
- (6) 建築物が2以上の階数を有する場合は、最上階を除く階については、建築物の周囲の状況から判断して周囲に与える影響の少ない側に面する窓の面積を大きくとり、万一の場合にはその方向に圧力を放出する構造とするよう指導すること。
- (7) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合は、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」(H27 危135)によること。

6 窓及び出入口 (第1項第7号及び第8号)

- (1) 防火設備(防火戸)(網入ガラスとする部分を除く。)は、鉄骨鉄板製のものとするよう指導すること。(以下同じ。)
- (2) 防火シャッターは、防火戸に含まれるものであること。
- (3) 自動ドアであっても認められること。ただし、停電時には、自動的に閉鎖するもの、又は、手で閉鎖できるものであること。(常時閉鎖式のもの、停電時であっても自動的に閉鎖すること。)
- (4) 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備(防火戸)により区画された危険物を取り扱わない部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合、当該ガラスについては危政令第23条を適用して網入ガラス以外のガラスを使用することができる。(H9 危31)

7 傾斜、貯留設備 (第1項第9号)

- (1) 危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備というが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。(H18 危113)
- (2) 液状の危険物を取り扱う建築物の床は、適当な傾斜をつけるとともに、貯留設備へ導く排水溝を設け、又は出入口にしきいを設けること。この場合において、貯留設備、排水溝及びしきいは、予想される危険物の流出量に応じたものとする。(S37 自消予44)
- (3) 貯留設備として「ためます」を設ける場合は、原則として排水口のない集水ますとすること。(H1 危44)
- (4) 床に排水口その他直接外部に通じる開口部を設けるときは、危険物が浸透しない構造のマンホール等を設け、又はその周囲にコンクリート造等の囲いを設けること。
- (5) 階層設置の製造所に設ける2階以上の階の貯留設備については、鋼製の配管等により、同一敷地内の1階に設けた貯留設備に通じる排水設備を設けることをもって足りることとすること。
- (6) 床に傾斜を設けることが困難な場合で、次のアからウまでのすべてに適合するときは、危政令第23条を適用し、傾斜を設けないことができる。
 - ア 危険物を取り扱う設備(配管を含む。)の周囲に囲い又は溝を設けること等により、危険物が流出した際に流出範囲を限定できる措置を講じること。
 - イ 上記アの範囲内には、貯留設備を設けること。

ウ 上記アの範囲内に可燃性蒸気が滞留するおそれのあるときは、可燃性蒸気を有効に排出する設備を設けること。

8 採光、照明（第1項第10号）

「必要な採光」については、照明設備でよいものであること。（以下同じ。）

9 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備（第1項第10号及び11号）

「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）によること。

10 油分離装置、周囲の囲い等（第1項第12号）（危省令第13条の2の2）

(1) 油分離装置は、鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニール製、強化プラスチック製若しくは鉄板製のもので、一の油分離装置の槽数は3以上とするとともに、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とすること。
(S37 自消予44)

(2) 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危政令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものであること。
(H1 危64)

(3) 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備に高さ0.15メートル以上の囲いに代わる措置を講じた場合は次の点に留意すること。

ア 有効な溝等とは、危険物の取扱方法及び数量を考慮した幅及び深さを有し、外側に危険物が流出しない措置を講じたもので、その上部を車両等が通過する場合、車両等の重量によって変形しない構造とすること。

イ 有効な囲い等とは、危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有し、外側に危険物が流出しない措置とすること。

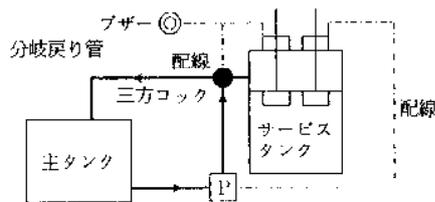
これらの措置を講じるとともに、危政令第9条第1項第12号の後段の規定を順守すること。
(R6 危170)

(4) 屋外の危険物取扱設備の周囲に20号防油堤が設けられるとともに20号防油堤の内部の地盤面がコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われており、かつ、20号防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及びためますが設けられている場合、又は、屋外の危険物取扱設備が20号タンクに限られるとともにその周囲に20号防油堤が設けられている場合には、危政令第23条を適用し、危政令第9条第1項第12号の規定の適用を免除して差し支えない。
(H10 危29)

11 危険物のもれ、あふれ等の防止構造（第1項第13号）

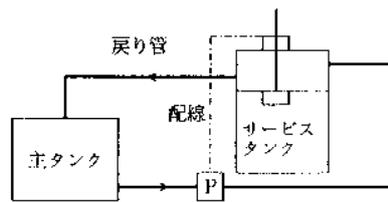
(1) 「危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕を持った容量、強度、性能等を有するように設計されたものが該当するものであること。

(2) 「附帯設備」は、タンク、ポンプ類等に設けるフロートスイッチ、微圧スイッチ、戻り管等相互に独立した機能を有する設備を組み合わせた二重安全装置を原則とし（次図参照）、その他の附帯設備としては、混合装置若しくはかくはん装置等に設ける飛散防止用の覆い、ブース、受け皿、囲い又は逆止弁が該当するものであること。

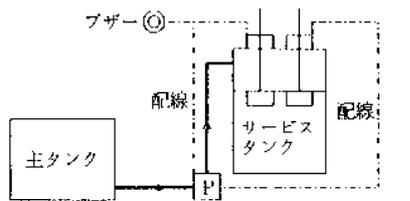


フロートスイッチと分岐戻り管等

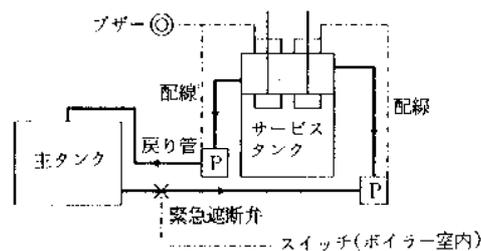
(液面が定量以上になると三方コックが分岐戻り管の方へ開く)



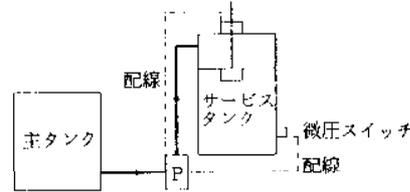
フロートスイッチと戻り管



二重のフロートスイッチ等



フロートスイッチと強制戻り管等



フロートスイッチと微圧スイッチ

11-2 加熱、冷却設備 (第1項第14号)

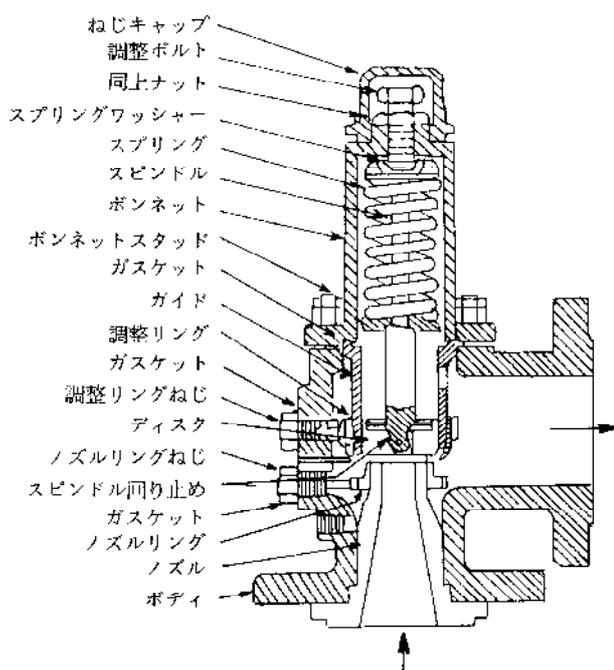
「温度測定装置」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の物性、測定温度範囲等を十分考慮し、安全でかつ、温度変化を正確に把握できるものを設置すること。

12 加熱、乾燥設備 (第1項第15号)

- (1) 「直火」には、例えば、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当するものであること。
 なお、「直火」以外のものには、例えば、水蒸気、温湯、熱媒体又は熱風が該当するものであること。
- (2) 「防火上安全な場所」とは、加熱し、又は乾燥する設備の直火を用いる部分と危険物を取り扱う場所（又はその部分）とが耐火構造の壁等で防火上有効に区画されている場所等をいうものであること。
- (3) 「火災を防止するための附帯設備」には、次の設備又は装置が該当するものであること。
 - ア 危険物の温度を当該危険物の引火点より低い温度に自動的に制御できる装置（温度センサー等による自動制御装置）
 - イ 危険物の引火を防止できる装置（不活性ガス封入装置等）
 - ウ ニクロム線の保護管設備
- (4) 作業上必要な熱媒ボイラー等は、製造所以外の場所に設置すること。ただし、当該熱媒ボイラー等が製造所の専用の設備である場合は、防火区画その他の火災予防上必要な措置を講じることにより同一の許可において併設を認めて差し支えない。

13 安全装置 (第1項第16号) (危省令第19条)

- (1) 安全装置は、上昇した圧力を有効に放出できる能力を備えたものであること。
- (2) 安全装置の圧力放出口の設置場所は、通風の良好な場所で、かつ、周囲に火気のない安全な場所であること。
- (3) 負圧下で危険物を取り扱う設備に設置する安全装置は、危険物の取扱いが閉鎖系で行われることから、異常に圧力が上昇する場合を想定して、(1)及び(2)と同様に安全装置を設置すること。
- (4) 安全装置の設定圧力は、危険物を取り扱う設備の最大常用圧力（正圧又は負圧の絶対値のいずれか大なる方の値とする。）を超えた値であって、当該設備の構造に支障をきたさない適正な圧力とすること。



安全弁の構造例

14 電気設備 (第1項第17号)

「電気設備の基準」(別記2)によること。

15 静電気除去装置 (第1項第18号)

- (1) 「静電気が発生するおそれのある設備」には、静電気による災害が発生するおそれがある可燃性液体(引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物等)、可燃性微粉等の危険物を取り扱う混合設備、充填設備その他これらに類する設備が該当すること。
- (2) 「静電気を有効に除去する装置」とは、接地による方法、空気中の水分含有率を高くする方法、空気をイオン化する方法等によって静電気を除去する装置をいうこと。
なお、接地による方法の場合は、次によること。
ア 接地抵抗値は、おおむね1,000オーム以下であること。
イ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さのものとする事。
ウ 接地端子及び接地極板は、銅等の導電性及び耐腐食性のある金属を用いること。

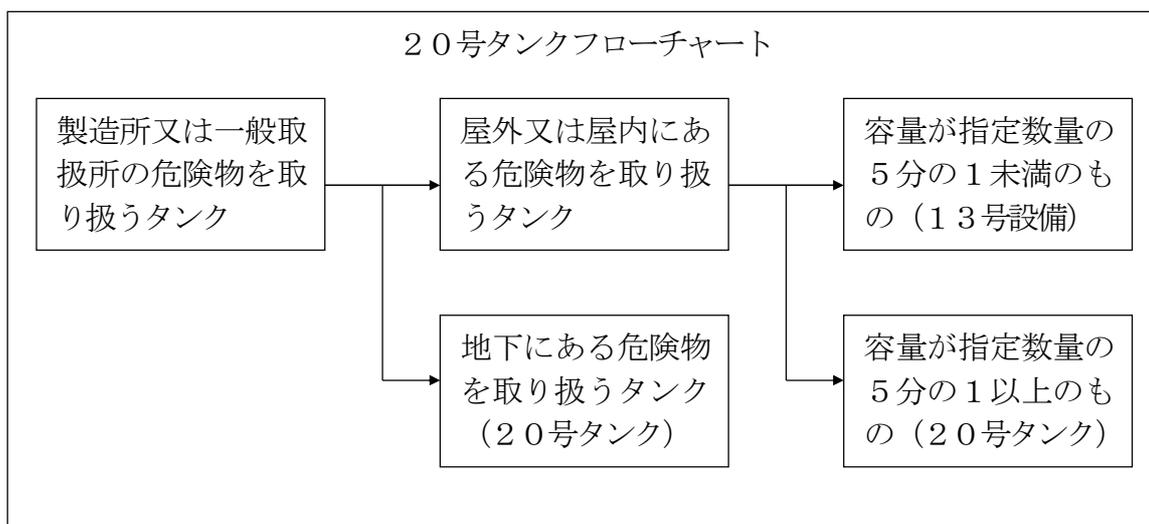
16 避雷設備 (第1項第19号) (危省令第13条の2の3)

- (1) 製造所の保護レベルは、原則としてⅠとすること。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあっては、保護レベルをⅡとすることができること。(H17 危14)
- (2) 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えないこと。
- (3) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。
- (4) 「周囲の状況によって安全上支障がない場合」とは、製造所と同一敷地内に危省令第13条の2の3に適合する避雷設備が設けられており、当該避雷設備の保護範囲内に製造所の建築物及び工作物がある場合をいうこと。(S56 危126)

17 危険物を取り扱うタンク (第1項第20号) (危省令第13条の3)

- (1) 「危険物を取り扱うタンク」とは、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させるタンクで、次に掲げるものとする。この場合において、20号タンクに該当するかどうかの判断は、一義的には、タンクの名称、形状又は附属設備(かくはん機、ジャケット等)の有無は関係しないものであること。また、タンクの設置位置が地上又は架構等の上部等にあるかどうかで判断するものでないこと。(S58 危21)

なお、指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクのうち屋外又は屋内に設置されるものは、危政令第9条第1項第20号の基準は適用されず、危政令第9条第1項第13号の基準が適用される。(H10 危29)



ア 物理量の調整を行うタンク

回収タンク、計量タンク、サービスタンク、油圧タンク(工作機械等と一体とした構造のものを除く。)、熱媒を使用し膨張タンクその他これらに類するもので、危険物の量、流速、圧力等の調整を目的としたもの

イ 物理的操作を行うタンク

混合(溶解、希釈、調合を含む。)タンク、静置分離タンクその他これらに類するもので、危険物の混合、分離等の操作を目的とするもの

ウ 単純な化学処理を行うタンク

中和タンク、成熟タンクその他これらに類するもので、危険物の中和、熟成等の目的のため、貯蔵又は滞留状態において著しい発熱を伴わない処理を行うもの

- (2) タンクの内容積については、「タンク内容積の計算方法について」(H13 危42)により算出すること。

(3) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについては、次のいずれかのものであること。(H10 危29)

なお、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなっても差し支えないこと。

ア 当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの

イ 当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するもの (H10 危29 別添図参照)

(4) 20号タンクに該当しない設備等としては、滞留があっても危険物の沸点を超えるような高温状態で危険物を取り扱うもの、危険物を反応させるものなどがあり、次のようなものが考えられること。(S58 危21)

ア 蒸留塔、精留塔、分留塔

イ 反応槽

ウ 分離器、ろ過器、脱水器

エ 吸収塔、抽出塔

オ 熱交換器、蒸発器、凝縮器

カ 工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク、切削油タンク及び作動油タンク (S58 危107)

キ 混合かくはん槽、焼入槽等で、上部を開放して使用する構造のタンク (S58 危123)

(5) 屋外に設置される20号タンクの防油堤の構造は、「20号防油堤の構造基準」(S51 危31)によること。

なお、屋外に設ける20号防油堤の高さ、水抜き口に係る危政令第23条の特例の基準は、「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について」(H10 危29)によること。

(6) 屋内に設置される20号タンクにあつては、当該タンクの周囲に鉄筋コンクリート等で造られた囲いを設けるよう指導すること。

(7) 危政令第23条を適用し、タンクの内部状況を検査するためにタンクの一部にサイトグラスを設けるときは、次によるものであること。(H10 危29)

ア サイトグラスは、外部からの衝撃により容易に破損しない構造のものであること。構造の例としては、サイトグラスの外側に網、蓋等を設けることにより、サイトグラスが直接衝撃を受けない構造となっているもの、想定される外部からの衝撃に対して安全な強度を有する強化ガラスが用いられているもの等があること。

イ サイトグラスは、外部からの火災等の熱により破損しない構造のもの又は外部からの火災等の熱を受けにくい位置に設置されるものであること。構造の例としては、サイトグラスの外側に使用時以外は閉鎖される蓋を設けるもの、サイトグラスをタンクの屋根板部分等に設置するもの等があること。

ウ サイトグラスの大きさは必要最小限のものであること。

エ サイトグラス及びパッキン等の材質は、タンクで取り扱う危険物により侵されないものであること。

オ サイトグラスの取付部は、サイトグラスの熱変位を吸収することができるものであること。構造の例としては、サイトグラスの両側にパッキン等を挟んでボルトにより取り付けるもの等があること。

カ サイトグラスの取付部の漏れ又は変形に係る確認は、タンクの気相部に設けられるサイトグラスにあつては気密試験により、タンクの接液部に設けられるサイトグラスにあつては、水張試験等により行われるものであること。

(8) 屋外に設ける20号タンクのうち、次に掲げる基準に適合していると認められるものについては、危政令第23条を適用し、タンクの放爆構造の規定の適用を免除することができる。

(H10 危29)

ア 第2類又は第4類を取り扱うものであること。

イ タンク内における取扱いは、危険物等の異常な化学反応等によりタンクの圧力が異常に上昇しえないものであること。

ウ タンクの気相部に不活性ガスが常時注入されている（不活性ガスの供給装置等が故障した場合においても気相部の不活性ガスの濃度が低下しないもの）等、気相部で可燃性混合気体を形成しえない構造又は設備を有すること。

エ フォームヘッド方式の第3種固定泡消火設備又は第3種水噴霧消火設備が有効に設置されている等、タンクの周囲で火災が発生した場合においてタンクを冷却することができる設備が設けられていること。

(9) 複数の機器等が連結された一まとまりの設備に液体危険物タンクがすでに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるものであって、国外の公正かつ中立な検査機関により危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験で漏れ又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認できる場合は、危政令第23条の規定を適用し、危政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験を要しないものとする。

(10) 屋外の20号タンクの周囲で発生した火災を有効に消火することができる第3種の消火設備が設けられている場合には、危政令第23条を適用し、当該タンクの支柱の耐火性能の規定を免除することができる。(H10 危29)

(11) 20号タンクに危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、危政令第23条を適用し、危険物の量を自動的に表示する装置を免除することができる。(H10 危29)

18 配管（第1項第21号）（危省令第13条の4、第13条の5）

(1) 危険物を取り扱う配管は、「製造所等の配管に係る基準」（別記3）によること。

(2) 危険物配管により危険物が接続される場合の危険物施設の区分は、移送される危険物の制御関係、保有空地等を考慮し、実態に応じて区分するものとする。（「配管の付属範囲の例」（別記4）参照）

19 電動機等の設置位置（第1項第22号）

「火災予防上支障のない位置」とは、点検に支障がなく、かつ、電動機等の電気設備にあつては、危険物等の漏えいにより埋没しないような位置等をいうものであること。

20 休憩室の設置

休憩室の設置については、「製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について」（H14 危30）によること。

第4章 屋内貯蔵所の基準（危政令第10条）

第1 屋内貯蔵所の定義等

1 屋内貯蔵所における取扱い

屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いはよいが、貯蔵の概念を離れるその他の取扱い（指定数量以上）はできないものである。（S37 危44）

2 各種の屋内貯蔵所に適用される基準

区分	危政令	危省令	
		高層式以外	高層式
平屋建の独立専用建築物	10-①		16の2
火薬類	10-①、41	72	
高引火点危険物	10-①、⑤	16の2の4-②	16の2の4-③
指定過酸化物	10-①、⑦	16の3、16の4	
アルキルアルミニウム等	10-①、⑦	16の5、16の6	
ヒドロキシルアミン等	10-①、⑦	16の5、16の7	
特定屋内貯蔵所	10-①、④	16の2の3-②	16の2の3-③
高引火点危険物	10-①、④、⑤	16の2の6-②	16の2の6-③
平屋建以外の独立専用建築物	10-②		
高引火点危険物	10-②、⑤	16の2の5	
他用途を有する建築物に設置するもの	10-③		
蓄電池の屋内貯蔵所	10-①、⑥	16の2の8	
他用途を有する建築物に設置するもの	10-③、⑥	16の2の9	
特定屋内貯蔵所	10-①、④、⑥	16の2の10	
高引火点危険物	10-①、⑤、⑥	16の2の11	

（注）表内の算用数字は条、丸囲み数字は項を表している。

第2 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 平家建の屋内貯蔵所（第1項）

(1) 保安距離（第1項第1号、第2項）

製造所の基準第3、1(1)から(5)まで及び(7)の例によること。

(2) 保有空地（第1項第2号、第2項）（危省令第14条）

ア 製造所の基準第3、2(1)、(2)本文、(3)、(4)及び(7)の例によること。

イ 危政令第10条第1項第2号ただし書の規定により空地の幅を減ずる場合にあつては、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有すること。

(3) 標識及び掲示板（第1項第3号、第2項、第3項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

ア 標識及び掲示板は、出入口付近等の見やすい箇所に設けること。

イ 2室以上を有する貯蔵倉庫にあつては、各出入口付近に、貯蔵されている危険物の類別等を記入した掲示板を設けるよう指導すること。

(4) 貯蔵倉庫の独立性（第1項第3号の2、第2項）

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすることから、保有空地を確保しなくてもよい貯蔵倉庫であっても、壁、柱、床及び屋根は他の用途に用いる建築物のそれらと兼用することはできないものであること。

(5) 軒高等 (第1項第4号) (危省令第16条の2)

「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架台を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。(H1 危14、特34)

(6) 床面積の制限 (第1項第5号)

床面積の算定方法については、建基令第2条第3号の規定の例(床面積：建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。)によること。

(7) 貯蔵倉庫の構造、延焼のおそれのある外壁 (第1項第6号)

ア 貯蔵倉庫の外壁のうち耐火構造としなければならないものについては、障壁とするよう指導すること。

イ 「延焼のおそれのある外壁」は、製造所の基準第3、4(1)及び(3)の例によること。(以下同じ。)

(8) 屋根 (第1項第7号、第2項)

製造所の基準第3、5の例によることができる。

(9) 傾斜、貯留設備 (第1項第11号、第2項、第3項)

ア 危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これにはためますのほか油分離装置等が該当すること。(H18 危113)

イ 床は、適当な傾斜をつけるとともに、貯留設備を設けること。

ウ 貯留設備として「ためます」を設ける場合にあっては、ためますの縦、横及び深さは、それぞれ30cm以上とするか、又は同等の容量を確保すること。

エ 貯留設備に導く排水溝を設ける場合は、幅及び深さ10cm以上のものとするよう指導すること。

(10) 架台の構造 (第1項第11号の2、第2項、第3項) (省令第16条の2の2)

ア 「強固な基礎に固定する」とは、強固な構造の床又は壁にアンカーボルト等で固定することをいうものであること。

イ 架台は、地震時の荷重に対して「座屈」及び「転倒」を生じない構造であることを計算により確認すること。(H8 危125) ただし、次の段数、寸法等を満たす市販の鋼製ラック、建築物と一体の構造となっている架台については、計算しないことができる。

段数	幅 (cm)	奥行 (cm)	高さ (cm)	各棚の 許容荷重 (kg)	ラックの 最大許容 荷重(kg)	固定 ボルトの 呼び径	固定 ボルトの 本数
3	90	30	185	100	300	M10	4
3	90	60	185	150	450	M12	4
3	120	30	185	100	300	M10	4
3	150	30	185	150	450	M12	4
3	180	30	185	150	450	M12	4
4	90	30	210	100	400	M12	4
4	120	30	210	100	400	M12	4

(注) 固定ボルトを設置する架台床面又は壁面は、コンクリートであること。

各段とも運搬容器を積み重ねずに積載するものであること。

ウ 架台の構造計算は、次により、「座屈」及び「転倒」を生じないことを計算すること。

(7) 高さ6m未満の架台

静的震度法により、設計水平震度(Kh)は、 $Kh = 0.15 \times v_1 \times v_2$ とする。

設計鉛直震度は設計水平震度の1/2とする。

ν_1 : 地域別補正係数 (京都市は1.0)

ν_2 : 地盤別補正係数 (危告示第4条の20第2項第1号口の地盤の区分が確認できない場合は、2.00とすること。)

(イ) 高さが6m以上の架台

修正震度法により、架台の各段の設計水平震度 ($K h_{(i)}$) は、次の式により求めた値とする (架台の固有値解析を行った場合は、その値を用いることができる。)

(修正震度法による設計水平震度の計算式)

$$K h_{(i)} = 0.15 \nu_1 \times \nu_2 \times \nu_{3(i)}$$

ν_1 : 地域別補正係数 (京都市は1.0)

ν_2 : 地盤別補正係数 (危告示第4条の20第2項第1号口の地盤の区分が確認できない場合は、2.00とすること。)

$\nu_{3(i)}$: 高さ方向の震度分布係数

$$\nu_{3(i)} = \frac{1}{W_i} \left\{ \begin{array}{l} \sum_{j=i}^n (\sum W_j) \times A_i - \sum_{j=i+1}^n (\sum W_j) \times A_{i+1} \end{array} \right\}$$

ただし、 $i = n$ の場合、中括弧内は第1項のみとする。

W_i : i 段の固定荷重と積載荷重の和

A_i : 各段の設計水平震度の分布係数

n : 架台の段数

$$A_i = 1 + (1 / (\sqrt{\alpha_i} - \alpha_i) \times 2T / (1 + 3T))$$

α_i : 架台の A_i を算出しようとする第 i 段の固定荷重と積載荷重の和を当該架台の全固定荷重と全積載荷重の和で除した数値

T : 架台の設計用一次固有周期で、次の式により求めた値 (秒)

$$T = 0.03h$$

h : 架台の全高さ (m)

架台の各段に作用する地震力は、次の式により求めた値とする。(H8 危125)

$$P_i = W_i \times K h_{(i)}$$

架台の各段に作用する転倒モーメント (M_i) は、次の式により求めた値とする。

$$M_i = \sum_{j=i+1}^n \{ P_j \times (H_j - H_i) \}$$

H_i : 第 i 段の高さ

架台地盤面に作用する転倒モーメント (M_0) は、次の式により求めた値とする。

$$M_0 = \sum_{j=1}^n (P_j \times H_j)$$

エ 「危険物を収納した容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による落下を防止するため、不燃材料で造った柵等を設けることをいうものであること。(H1 危64)

(11) 採光、照明、換気及び蒸気排出設備 (第1項第12号、第2項、第3項)

ア 「必要な採光」については、照明設備でよいものであること。

イ 換気及び蒸気排出設備は、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」(別記1)によること。

(12) 電気設備 (第1項第13号、第2項、第3項)

「電気設備の基準」(別記2)によること。

(13) 避雷設備 (第1項第14号、第2項、第3項) (危省令第13条の2の3)

製造所の基準第3、16の例によること。

(14) セルロイド等の貯蔵倉庫の措置 (第1項第15号、第3項)

セルロイドを貯蔵する貯蔵倉庫において、「当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造…又は…設備」とは、貯蔵庫内の温度をおおむね30℃以下に保つことができる構造又は設備をいうものであること。

(15) 屋内貯蔵所のひさし、荷役場所

貨物自動車による危険物の積みおろし用に屋内貯蔵所にひさしや荷役場所を設けることは認められる。この場合、ひさしや荷役場所は、屋内貯蔵所の一部として規制される。(S57危57)

2 平家建以外の屋内貯蔵所 (危政令第10条第2項)

(1) 階高 (第2項第1号)

「階高」とは、各階の床面から上階の床面までの高さをいい、最上階にあつては床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。(H1危14、特34)

(2) 貯蔵倉庫の構造、延焼のおそれのある外壁 (第2項第3号)

ア 外壁は、障壁とするよう指導すること。

イ 「延焼のおそれのある外壁」は、製造所の基準第3、4(1)及び(3)の例によること。

3 他用途を有する建築物に設ける屋内貯蔵所 (危政令第10条第3項)

(1) 屋内貯蔵所を設置することができる建築物等 (第3項第1号)

ア 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わないものであること。(H1危64)

イ 建築物は壁、柱、床及びはりが耐火構造であるものに限られることから、部分的に耐火構造となっていない建築物への設置は認められないこと。例えば、1階が耐火構造で、2階が準耐火構造である建築物であり、1階と2階とは開口部のない耐火構造の床で区画されている場合であっても、当該建築物の1階に屋内貯蔵所を設置することはできないこと。(H1危64)

ウ 一の建築物に2以上の屋内貯蔵所を設置することについては、同一の階において、隣接しないで設ける場合は差し支えない。(H1危64)

(2) 貯蔵倉庫の構造、他用途部分との区画 (第3項第4号)

ア 外壁は、障壁とするよう指導すること。

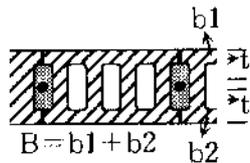
イ 「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造……と同等以上の強度を有する構造」の壁には、次のようなものがあること。

(7) 平成12年5月30日建設省告示第1399号第1第一号トに適合する壁(高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5cm以上のもの)(H2危105)

なお、壁を支える柱、はり、取付金具も耐火性能を有するものとする。

(8) 平成12年5月30日建設省告示第1399号第1第二号イに適合する鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造の壁(いずれも厚さが7cm以上のもの)

(9) 平成12年5月30日建設省告示第1399号第1第二号ニに適合する鉄材によって補強されたコンクリートブロック造の壁(肉厚が5cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロックのかぶり厚さが4cm以上のもの)



B ; 肉厚

t ; かぶり厚さ

ウ 建築物の製造所等の用に供する部分と当該建築物の他の部分とを区画する床又は壁（以下「隔壁」という。）には、換気及び排出の設備を設けないこと。ただし、著しく消火困難な製造所等として第3種消火設備を設ける場合で、当該施設の床又は壁のすべてが隔壁となる等やむを得ない事情があるときは、防火上有効なダンパー等を設けることにより隔壁に換気又は排出の設備を設けることができる。（H2 危 28）

エ 隔壁には、電線管等を貫通させないこと。ただし、当該施設において必要な電線管等で、「隔壁等を貫通する配管等の基準」（別記4の2）に適合するものにあつては、この限りでない。（著しく消火困難な製造所等に該当するか否かで、貫通の基準が異なるので留意すること。）

(3) 窓（第3項第6号）

「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。（H1 危 14、特 34）

4 特定屋内貯蔵所（危政令第10条第4項）（危省令第16条の2の3）

(1) 外壁は、障壁とするよう指導すること。

(2) 屋根は、平成12年建設省告示第1399号に規定された次のいずれかとするよう指導すること。

ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

イ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

ウ 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルで造られたもの

エ 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの

オ 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル（ALC板）

(3) 「窓を設けない」とは、出入口及び法令上必要とされる換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことをいうものであること。（H1 危 14、特 34）

(4) 屋根の上には、看板、ソーラーパネル等の設備を設けても差し支えないものであること。

5 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（H10 危 36）によること。

6 危険物以外の物品の貯蔵

危規則第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。（H10 危 26）

(1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。

(2) 荷役機器については、消火活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。

なお、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用するフォークリフトは、防爆構造のものとする。

- (3) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1 m以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。

7 リチウムイオン蓄電池の貯蔵

- (1) リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」(H23 危 303)、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」(R4 危 96)、「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」(R4 危 295)及び「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」(R5 危 214)によること。
- (2) リチウムイオン蓄電池に貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち建築物の一部に設置されるものについて特例を適用する場合は、「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について」(R6 危 351)によること。

8 蓄電池の屋内貯蔵所(危政令第10条第6項)(危省令第16条の2の7から第16条の2の11)

- (1) 蓄電池の屋内貯蔵所で貯蔵することができる危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみである。
- (2) 蓄電池の貯蔵方法については、危省令第16条の2の8第2項第5号の基準によるほか、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について」(R5 危 361)によること。

第5章 屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第11条）

屋外タンク貯蔵所（容量1,000キロリットル未満のものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準

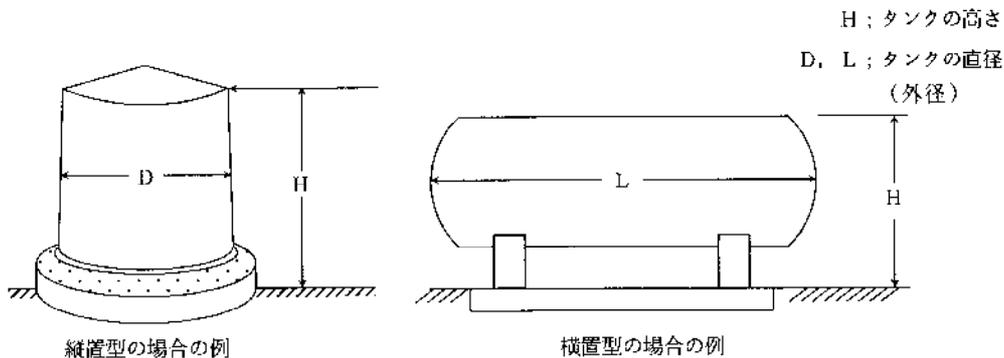
1 保安距離（第1項第1号）

保安距離は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定することとするほか、製造所の基準第3、1(1)から(5)まで及び(7)の例によること。（S37 自消予44）

2 敷地内距離（第1項第1号の2）（危省令第19条の2）

(1) 敷地内距離の算定に係る各部の寸法は、次図によること。

なお、敷地内距離は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定すること。



(2) 危政令第11条第1項第1号の2ただし書の適用については、予防部と協議のうえ、次によることができる。

ア 「防火上有効な塀」は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とすることができる。

イ 「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこと」とは、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかのものが存在する場合であること。

(イ) 池、沼、河川又は水路

(ロ) 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地

ウ 「防火上有効な水幕設備」は、「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する基準」（S55 危80）によること。

エ 「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこと」及び「敷地境界線の外縁に、告示（危告示第4条の2の2）で定める施設が存在すること」に該当するときは、特に措置を講じることなく、市長が定めた距離とすることができること。（S51 危22）

3 保有空地（第1項第2号）（危省令第15条）

製造所の基準第3、2(1)、(2)及び(4)前段の例によるほか、次によること。

(1) 保有空地は、屋外貯蔵タンクの側板（保温材等で覆われている場合は、その外側）から測定すること。

(2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤は、保有空地（当該屋外タンク貯蔵所に係るものに限る。）内に設けることができること。（S37 自消予44）

(3) 危政令第11条第1項第2号ただし書の規定により空地の幅を減ずる場合にあっては、その相互間にそれぞれが保有すべき空地のうち大なる幅以上の空地を保有すること。

(4) 既設の屋外貯蔵タンクの位置に新たに屋外貯蔵タンクを設ける際に保有空地が現行基準に適合しない場合、「既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外貯蔵タンクを設置する場合の取

扱いについて」(S51 危 77)に適合させることにより危政令第 23 条を適用することができる。

4 標識及び掲示板 (第 1 項第 3 号) (危省令第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項)

標識及び掲示板は、タンクごとに設けること。また、防油堤があるタンクにあつては、防油堤の外部から見やすい箇所に設けること。

5 タンクの材質、板厚等 (第 1 項第 4 号) (危省令第 20 条の 5 の 2)

- (1) 「鋼板」とは、原則として J I S - G 3 1 0 1 「一般構造用圧延鋼材 S S 4 0 0」をいうものであること。ただし、厚さ 3. 2 mm 以上の鋼板と同等以上の強度を有する金属板は用いることができる。

なお、厚さ 3. 2 mm 以上の強度を有する金属板とは、おおむね次の計算式により算出された数値 (3. 2 mm 未満の場合は、3. 2 mm) 以上の板厚を有する金属板をいうこと。

$$t = 3. 2 \times \sqrt{400 / \sigma} \quad t \cdots \cdots \text{金属板の厚さ (mm)}$$

$\sigma \cdots \cdots \text{金属板の引張強さ (N/mm}^2\text{)}$

- (2) 「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で 4. 9 k P a (5 0 0 m m A q) を超えるものをいうものであること (以下同じ。)(S52 危 56)
- (3) タンクの内容積は、「タンクの内容積の計算方法について」(H13 危 42)により求めること (以下同じ。)
- (4) 同一の屋外貯蔵タンクに 2 品名以上を貯蔵するときは、次によること。(S37 自丙予 138)
- ア 中仕切りの状態は完全区画とする。
- イ 通気管、送受配管、計量装置及び著しく消火困難となる場合の固定消火設備は、各室ごとに設置する。
- (5) 気密に造るとは、上ぶたを耐油性パッキン及びボルト締め等でタンク本体と緊結する構造とすることを要し、単なるふたで覆う程度のものは認められない。(S51 予 51)

6 耐震、耐風圧構造 (第 1 項第 5 号) (危省令第 21 条)

- (1) 危省令第 21 条第 1 項の「堅固な基礎及び地盤の上に固定」は、支柱を直接タンクにつけず、タンクに巻いたアングル等につけ、又は底板の縁を基礎にボルト等で固定する方法によること。(S35 自消予 2)
- (2) タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算については、「屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例」(別記 5)によること。
- (3) 「支柱」とは、例えば架台式タンクの架台等でタンクの荷重を受ける部分をいうものであること。
- (4) 「鉄筋コンクリート造……と同等以上の耐火性能を有するもの」として、次のようなものがあること。
- ア 鉄骨を、塗り厚さが 4 c m (軽量骨材を用いたものについては 3 c m) 以上の鉄鋼モルタル、厚さが 5 c m (軽量骨材を用いたものについては 4 c m) 以上のコンクリートブロック又は厚さが 5 c m 以上のれんが若しくは石で覆ったもの。(S40 自消予 20)
- イ 鉄骨を厚さが 3 c m 以上の吹付岩綿で覆ったもの (建基法に基づく 1 時間耐火以上の個別指定を受けているものに限る。)

7 異常内圧放出（放爆）構造（第1項第6号）

「内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造」は、次のいずれかによること。

- (1) 屋根板を側板より薄くし、屋根の補強材等に接合しないこと。
- (2) 屋根板と側板との接合は、側板相互間及び側板と底板との接合より弱いもの（片面溶接等）とすること。
- (3) 横置型タンクについては、タンク上部に局部的に弱い接合部分を設け、異常に上昇した圧力を放出すること。この場合、圧力を放出するために十分な面積を有すること。

8 外面塗装（第1項第7号）

- (1) ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめのための塗装を要しないものとして差し支えない。（H10 危29）
- (2) 保温材で外装を行う際は、「保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱いについて」（S51 危51）の例により行うこと。

9 底板の防食（第1項第7号の2）（危省令第21条の2）

「底板の外面の腐食を防止するための措置」は、次によること。

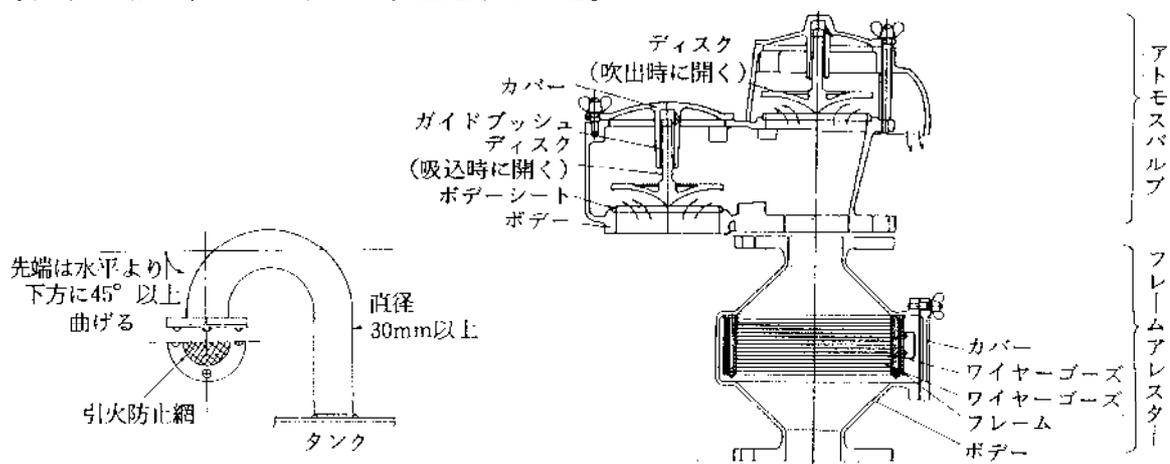
- (1) アスファルトサンドの材質及び施工方法は、「アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準」（別記5の2）によること。
- (2) タンクの底板を地盤面に設置するものにあつては、「アスファルトサンド及び雨水浸入防止措置に関する基準」（別記5の2）に定めるところにより、タンク底板の下への雨水浸入防止措置を講じること。（S54 危169 別記2）

10 通気管、安全装置（第1項第8号）（危省令第19条、第20条第1項）

- (1) 通気管は、次によること。

ア 通気管の口径及び設置個数は、タンクに出入りする危険物の量に応じて、それぞれ当該タンクに影響を及ぼさない大きさ及び個数とすること。

イ 引火防止網は、40メッシュ以上とすること。



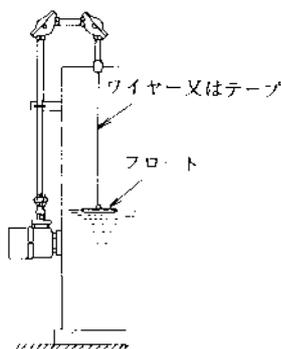
無弁通気管の例

大気弁付通気管（アトモスバルブ）の例

- (2) 安全装置は、製造所の基準第3、13の例によること。

11 自動表示装置（第1項第9号）

- (1) 「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次のようなものがあること。
 - ア 気密とし、又は蒸気がたやすく発散しない構造とした浮子式計量装置（S37 自消予 44）



浮子式計量装置の例

- イ 電気作動方式、圧力作動方式又はラジオアイソトープ利用方式による自動計量装置
- ウ 連通管を使用した方式による自動計量装置（ガラス製のものを除く。）

- (2) 注入口の位置において計量装置の確認が困難なタンクにあっては、計量装置の位置と注入口の位置との間に連絡装置（液位指示警報器、専用電話、インターホーン、応答ブザー等）を設けること。
- (3) フロートスイッチにより上限、下限のみを覚知するシステムだけでは危政令第11条第1項第9号に規定する自動表示装置の設置目的に適合しないものであり、危政令第23条の規定を適用し、自動表示装置を設置しないことは適当でないこと。（S46 予 8）

12 注入口（第1項第10号）（危省令第18条第2項）

- (1) 注入口は、タンクとの距離に関係なくタンクの付属設備として規制すること。
- (2) 注入口は、防油堤内に設けること。ただし、注入口の周囲に、危険物の流出を防止するための囲い等を設ける場合にあつては、この限りでない。
- (3) 「火災の予防上支障のない場所」は、次によること。
 - ア 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所（階段、スロープ、ドライエリア等の付近の場所）以外の屋外の場所であること。
 - イ 周囲に火気を取り扱う設備等がない場所であること。
 - ウ 周囲に延焼する危険がある建築物等がない場所であること。
- (4) 「ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物等をいうものであること。しかし、水溶性液体であっても、不純物の混入、注油速度等の要因により静電気が蓄積するおそれがあることから接地電極を設けるよう指導すること。
- (5) 「静電気を有効に除去するための接地電極」は、次に掲げるところにより設けること。
 - ア 接地抵抗値は、おおむね1,000Ω以下であること。
 - イ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さのものとする。
 - ウ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線と有効に接続ができる構造とし、取付箇所は、可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれがある場所以外の場所とすること。
 - エ 接地端子及び接地極板は、銅等の導電性及び耐腐食性を有する金属を用いること。
 - オ 接地端子の取付箇所には、「移動貯蔵タンク接地端子」等と表示すること。
 - カ 接地電極は、注入口付近にあれば、避雷設備の接地極と兼用しても差し支えない。（H1 危 64）
- (6) 注入口に設ける掲示板は、次によること。

ア 2以上の注入口が1箇所に群をなして設けられる場合、注入口である旨の掲示板は、当該注入口群に一の掲示板を設けることをもって足りるものであること。(S40 自消予20)

この場合において、各注入口から注入される危険物の品名と受入側のタンクが掲示板の表示により識別できるような措置(注入口に番号を付し、掲示板の品名欄には各注入口別の品名及び関係するタンク番号等を記載する等の措置)を講じること。

イ 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口がタンクの直近にあり、当該タンクの注入口であることが明らかである場合等をいうものであること。(S40 自消予20)

13 ポンプ設備(第1項第10号の2)(危省令第21条の3の2)

(1) ポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の一部分であることから、当該屋外タンク貯蔵所の保有空地内に設けることは差し支えないこと。ただし、防油堤内に設けないよう指導すること。(S40 自消予20)

(2) ポンプ設備の周囲空地(3m以上)内に当該ポンプ設備が属する屋外タンク貯蔵所のタンク、防油堤等が設けられていても差し支えないものであること。例えば、タンクの保有空地の幅が3m以上の場合にあっては、タンクとポンプ設備との間の距離は1m以上あればよいこと。(S40 自消予20)

(3) 「防火上有効な隔壁を設ける場合」とは、次のいずれかによること。

ア ポンプ設備を屋外の場所に設けるときは、空地を保有することができない部分に高さ2m以上の障壁を設けること。

イ ポンプ設備をポンプ室内に設けるときは、空地を保有することができない部分の外壁を開口部がない障壁とすること。

(4) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、ポンプ設備がタンクの直近にあり、当該タンクのポンプ設備であることが明らかである場合等をいうものであること。(S40 自消予20)

(5) 2以上のタンクに係るポンプ設備の規制上の取扱いについては、次によること。

ア 2以上のポンプ設備が1箇所に群をなして設置されるときは、当該2以上のポンプ設備の群をもって、一のポンプ設備とすること。したがって当該ポンプ設備は、その属するすべてのタンクのポンプ設備としての性格を有することとなるので、その属するどのタンクの保有空地内におくことも可能であり、また、どのタンクとの距離もタンクの保有空地の幅の3分の1以上でなければならないこと。この場合、設置、変更の許可等の取扱いについては、出火危険又は容量等から判断して主たるタンクのポンプ設備として規制すること。(S40 自消予20)

イ 一のポンプ設備が2以上の屋外タンク貯蔵所に兼用されるときは、同一の品名のものに限り認められるものであること。この場合、設置、変更の許可等の取扱いについては、出火危険又は容量等から判断して主たるタンクのポンプ設備として規制すること。

ウ ポンプ設備に設ける掲示板は、各ポンプを通過する危険物の品名と受入側又は送り先のタンクが掲示板の表示により識別できるような措置(ポンプに番号を付し、掲示板の品名欄には、各ポンプ別の品名及び関係するタンク番号等を記載する等の措置)を講じること。

(6) ポンプ室は、次によること。

ア 屋根は、製造所の基準第3、5の例によること。

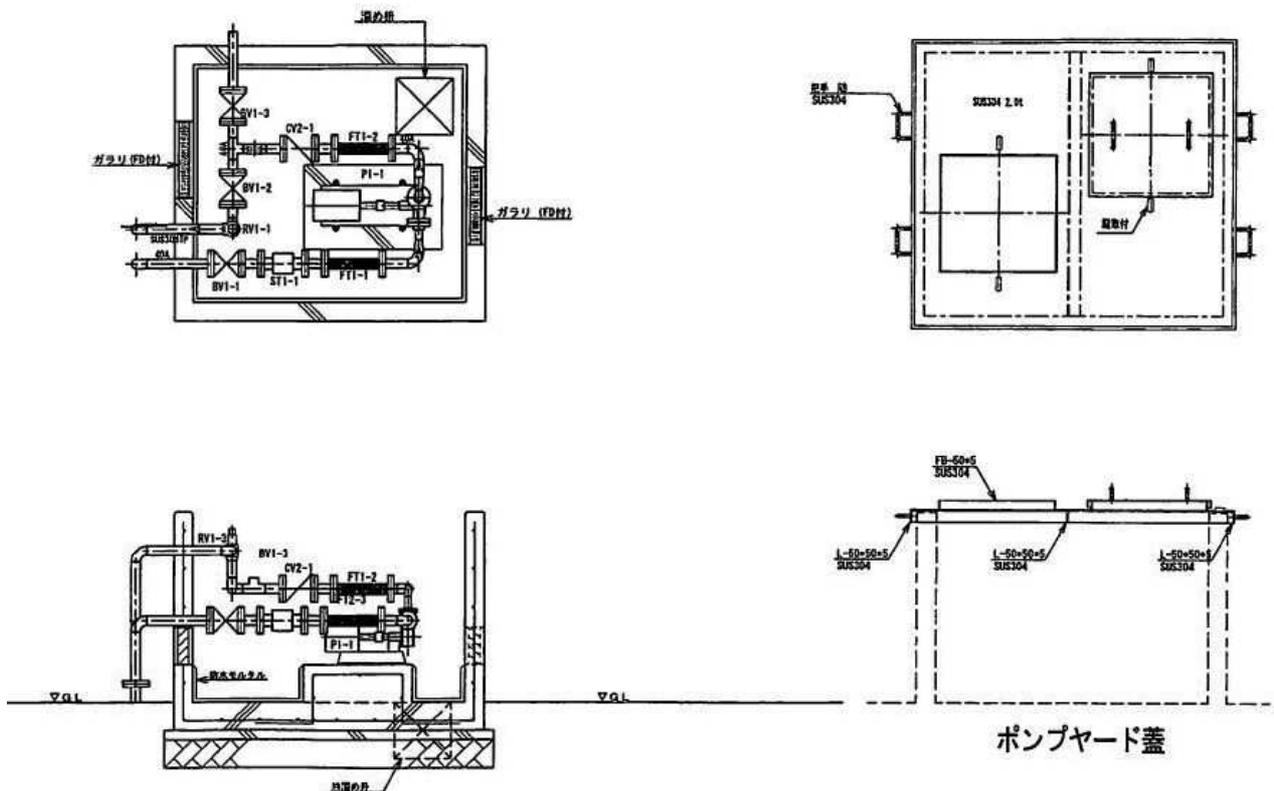
イ ためますは、予想される危険物の流出量に応じた大きさとするとともに、製造所の基準第3、7(1)、(3)及び(4)の例によること。

ウ 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備は、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」(別記1)によること。

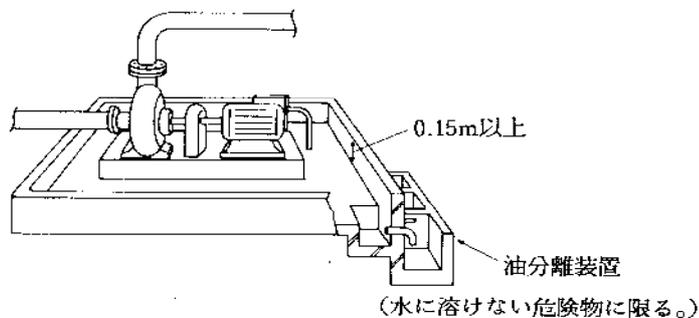
エ 人が中に入ることができない小さなポンプ室の照明、換気及び蒸気排出の設備は、次によることができる。

- (7) 有効な採光を確保することにより、照明設備を設けないことができる。
- (4) 取り扱う危険物の引火点が40℃以上の場合、次によることができる。
 - a 換気設備は、自然換気（防火ダンパー、引火防止網なし）とすることができる。
 - b 可燃性蒸気が滞留するおそれはないものとし、蒸気排出設備を設けないことができる。
- (5) 取り扱う危険物の引火点が40℃未満の場合の換気及び蒸気排出の設備は、取扱い状況（ポンプ基数、使用頻度）等や周囲の状況（延焼のおそれ、可燃性蒸気の滞留可能性）等に応じ、火災予防上安全なものとしたときは、別記1の基準によらないことができる。

人が中に入ることができない小さなポンプ室の例



- (7) ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備の周囲に設けられる「高さ0.15m以上の囲い」等及び油分離装置は、製造所の基準第3、10の例によること。



屋外のポンプ設備の例

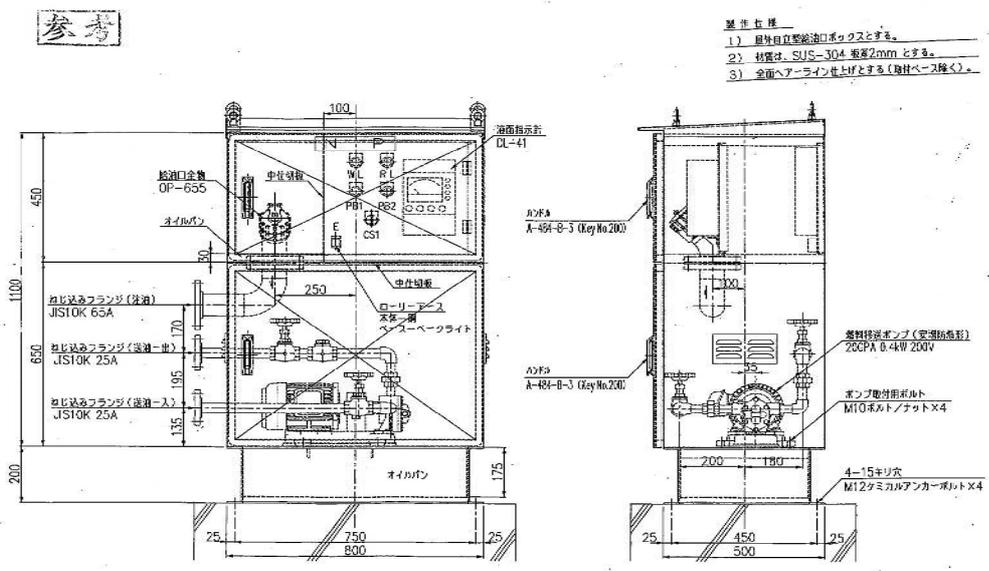
- (8) ポンプ及びこれに付属する電動機の周囲には、点検、修理のための空間を確保すること。
- (9) ポンプ設備を鋼板で造られた外箱に収納する場合で、次のアのすべてに適合する場合は、次のイによることができる。

ア 適用条件

- (7) 外箱の大きさは必要最小限とするとともに、ポンプの維持管理を行うことができる構造とすること。ただし、注入口、液面計等当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切り、設置することができる。
- (4) 外箱の底部（高さ0.15m以上）は、危険物の漏れない構造とすること。
- (5) 外箱は、ポンプ設備の温度上昇を防止するために有効な通風の措置を講じること。

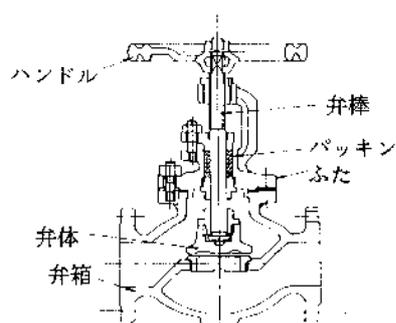
イ 外箱に収納されたポンプの取扱い

- (7) 当該ポンプ設備は屋外にあるポンプ設備とする。
- (4) 外箱の底部をもって、ポンプ設備直下に設ける流出防止の囲い及び貯留設備として取り扱う。
- (5) 油分離装置を設けないことができる。
- (2) 危政令第11条第1項第10号の2の屋外に設けるポンプ設備に係る各規定（ルは除く。）は適用する。

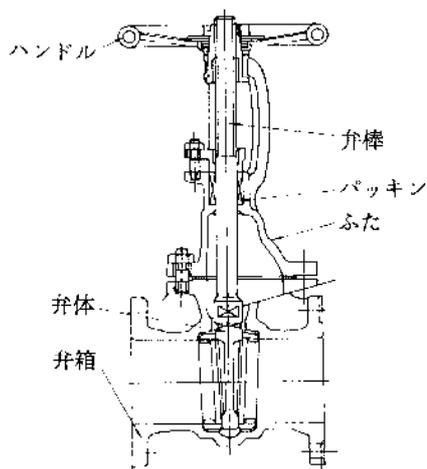


14 弁 (第1項第11号)

- (1) 「屋外貯蔵タンクの弁」には、元弁以外の弁も含まれるものであること。
- (2) 弁の材質として鋳鋼 (JIS B2071) 以外のものを用いるときは、次に掲げる規格に適合するもの又はこれらと同等以上の機械的性質を有するものとする。
 - ア JIS G5705 黒心可鍛鋳鉄品 (FCMB34-10、FCMB37)
 - イ JIS G5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD400-、FCD450-)
 - ウ JIS G5121 ステンレス鋼鋳鋼品 (SCS)
 - エ JIS G3201 炭素鋼鍛鋼品 (SF)



玉形弁の例



仕切弁の例

15 水抜管 (第1項第11号の2) (危省令第21条の4)

タンク底部を基礎・地盤面に接して設けるものは、地震等の際にタンクの挙動により水抜管とタンク結合部分が破損しないよう、水抜管及びドレンピットをタンク底部に設けないこと。

16 緩衝装置 (第1項第12号の2)

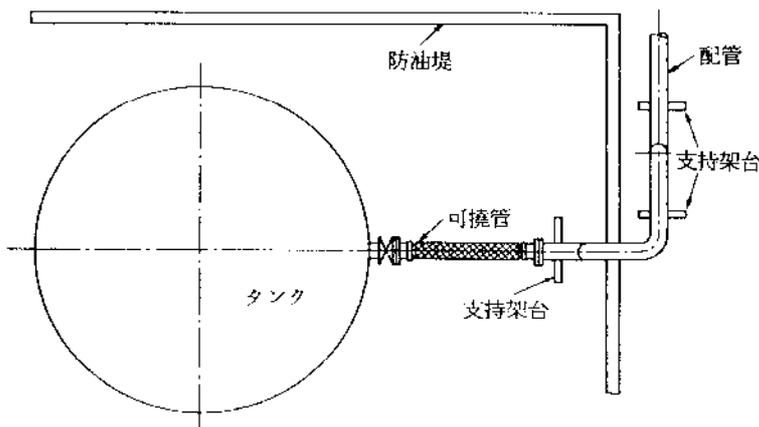
(1) 「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」ための措置として可撓管継手を使用するときは、次によること。(S56 危20)

ア 可撓管継手は、原則として最大常用圧力が1MPa以下の配管に設けること。

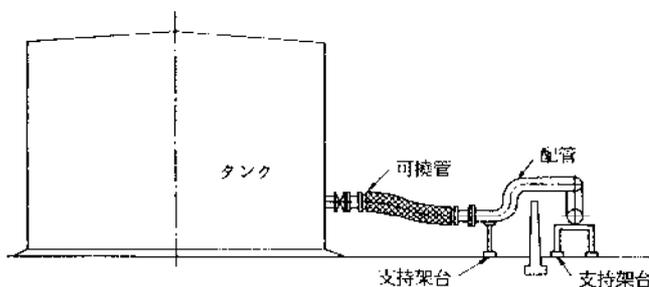
イ 可撓管継手は、「可撓管継手に関する基準」(S56 危20)及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」(S57 危59)に適合するものであること。

なお、(財)日本消防設備安全センターにおいて、可撓管継手の性能評定を行っており、可撓管継手を設置する際は、当該評定の合格品を用いるよう指導すること。

ウ フレキシブルメタルホース、ユニバーサル式ベローズ形伸縮管継手等軸方向の許容変位量が極めて小さい可撓管継手は、配管の可撓性を考慮した配管の配置方法との組合せ等により、地震時等における軸方向変位量を吸収できるよう設置すること。(次図参照)



平面図



立面図

配管の屈曲による軸方向変位量の吸収措置例

エ ベローズを用いる可撓管継手は、移送する危険物の性状に応じて腐食等のおそれのない材質のベローズを用いたものであること。

オ 可撓管継手の設置は、次によること。

(ア) 可撓管継手は、圧縮又は伸長して用いないこと。

(イ) 可撓管継手は、当該継手にねじれが生じないように取り付けること。

(ウ) 可撓管継手は、当該継手の自重等による変形を防止するため、必要に応じ、適切な支持架台により支持すること。

(エ) 可撓管継手は、温度変化等により配管内の圧力が著しく変動するおそれのある配管部分には設けないこと。

(2) 配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないための措置として、可撓管継手以外の管継手を用いるときは、予防部と協議すること。

17 緊急遮断弁（第1項第12号の3）

容量が1万キロリットル未満の屋外貯蔵タンクの配管にも、当該配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合に閉鎖することができる弁（遠隔操作できるものに限らない。）を設けるよう指導すること。

18 避雷設備（第1項第14号）（危省令第13条の2の3）

(1) 製造所の基準第3、16の例によること。

(2) 次に掲げる場合のようにタンクと接地極の相互が電氣的に接続されているときは、タンク側板（鋼板）の腐食を防止するため、接地極の材料として銅板を使用せず、溶融亜鉛メッキ鉄板等の鉄よりもイオン化傾向の大きいものを使用するよう指導すること。

ア タンク側板を突針部に代えている場合

イ 独立避雷針の接地極とタンクとが架台等を通じ、電氣的に接続されている場合

19 防油堤（第1項第15号）（危省令第22条）

(1) 防油堤の構造は、「防油堤の構造基準」（S52 危162）及び「防油堤の細部基準」（別記6）によること。

(2) 防油堤内の地盤面は、鉄筋コンクリート等で舗装するよう指導すること。

(3) 危省令第22条第2項第12号ただし書の「防油堤等に損傷を与えないよう必要な措置」は、「防油堤の配管貫通部の保護措置に関する基準」（S52 危162）によること。

20 歩廊橋

歩廊橋（屋外貯蔵タンク間の連絡歩廊をいう。）は設けないよう指導すること。（S58 危89）（H8 危125）

21 タンク冷却用の散水設備

タンク冷却用の散水設備を設ける場合は、「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」（S50 危80 別添1）によること。

第6章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第12条）

第1 規制範囲

1 屋内タンク貯蔵所の区分

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。したがって、同一のタンク専用室内に複数の屋内貯蔵タンクを設置する場合、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、合計した量が指定数量以上となるものは、一の屋内タンク貯蔵所として規制するものとする。

2 屋内タンク貯蔵所の複数設置

屋内タンク貯蔵所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。ただし、複数の屋内タンク貯蔵所が壁又は床を共用することはできないこと。（H1危64）

第2 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 平家建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（危政令第12条第1項）

(1) 屋内貯蔵タンクの位置（第1項第1号）

ア 「平家建の建築物」とは、当該屋内貯蔵タンクを設置する建築物全体が、地階を有さず、地上の階数が1であるものをいうこと。

イ タンク専用室には、タンク及びこれに付属する設備（配管を含む。）に限り設置できるものであること。

(2) 離隔距離（第1項第2号、第2項）

タンクとタンク専用室の屋根（上階がある場合は、上階の床）及びはりとの間に0.5メートル以上の間隔を保つよう指導すること。

(3) 標識及び掲示板（第1項第3号、第2項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。

(4) 外面塗装（第1項第6号、第2項）

ステンレス鋼板その他腐食し難い材料で造られているタンクについては、さびどめのための塗装をしないことができる。（H10危29）

(5) 通気管、安全装置（第1項第7号、第2項）（危省令第19条、第20条第2項）

ア 通気管は、次によること。

㊦ 横引き管は、1/100以上の勾配とすること。

㊧ 引火防止網は、40メッシュ以上とすること。

イ 安全装置は、製造所の基準第3、13の例によること。

ウ アルコール類等揮発性の高い危険物を貯蔵する屋内貯蔵タンクに設ける通気管は、危省令第20条第1項第1号及び第2号に適合した大気弁付通気管を設置することができる。（S37自消予108）

(6) 自動表示装置（第1項第8号、第2項）

屋外タンク貯蔵所の基準11の例によること。

(7) ポンプ設備（第1項第9号の2、第2項）（危省令第22条の5）

タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の基準13(6)から(9)まで、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備は屋外タンク貯蔵所の基準13(6)及び(8)の例によること。

2 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所（危政令第12条第2項）

(1) タンク専用室（第2項第1号）

第2、1(1)イの例によること。

(2) 危険物の量を表示する装置（第2項第2号）

ア 「危険物の量を表示する装置」は、屋外タンク貯蔵所の基準11の例によること。

イ 「当該危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、タンク専用室と注入口との間が、おおむね歩行距離で20m以内であり、かつ、音声により容易に連絡できる場合又は見通し可能な場合をいうこと。

(3) ポンプ設備（第2項第2号の2）（危省令第22条の6）

タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備にあつては、屋外タンク貯蔵所の基準13(8)の例によるほか、次によること。

ア ポンプ設備をタンク専用室以外の場所に設ける場合

(ア) ポンプ室の壁及び上階がある場合の上階の床は、障壁とするよう指導すること。

(イ) 屋外タンク貯蔵所の基準13(6)イ及びウの例によること。

イ ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合

「漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずる」とは、ポンプ設備の周囲に設ける囲い又は基礎の高さを、タンク専用室の出入口のしきい又は危険物を収容するための囲い若しくはせきの高さ以上にすることをいうこと。

〈参考〉屋内貯蔵タンクに付属するポンプ設備の基準の適用

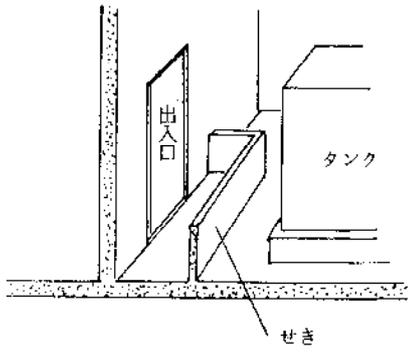
設置場所	屋外	ポンプ室内	タンク専用室内
平家建 タンク専用室の存する建築物以外	危政令第11条第1項第10号の2ハ、ル、ヲ	危政令第11条第1項第10号の2ハからヌまで及びヲ	
以外 タンク専用室の存する建築物内		危省令第22条の6第1項第1号	危省令第22条の6第1項第2号

(4) タンク専用室の構造等（第2項第3号～第8号）

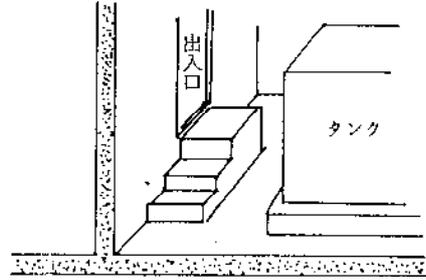
ア タンク専用室の壁及び上階がある場合の上階の床は、障壁とするよう指導すること。

イ 他の用途と区画する壁又は床を貫通する配管等にあつては、「隔壁等を貫通する配管等の基準」（別記4の2）によること。

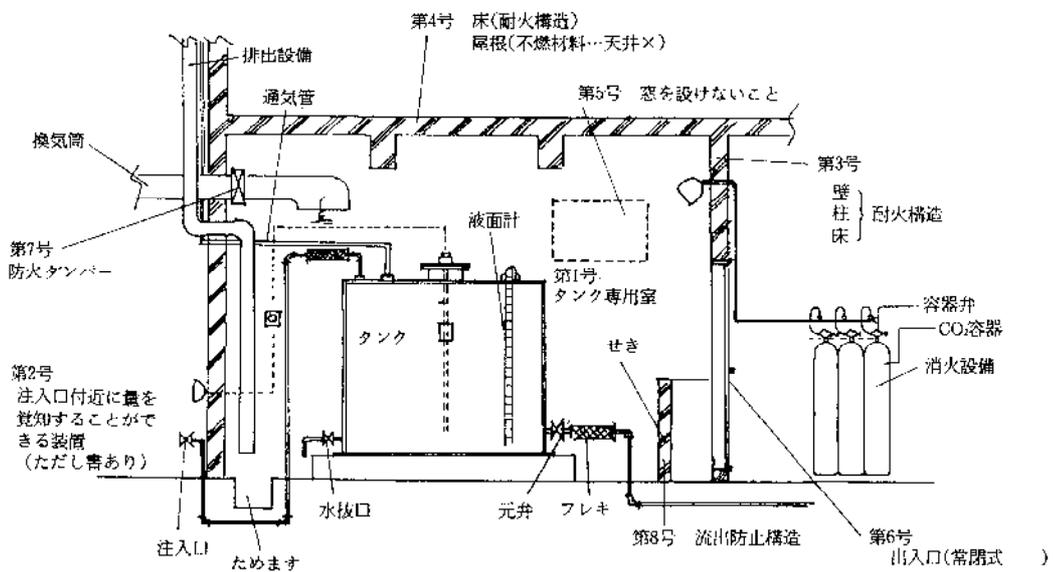
ウ 「タンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、室内に貯蔵する危険物の全容量を収容することができる高さ以上の出入口のしきい又はせき若しくは囲い（ポンプ設備をせき又は囲いの外側に設ける場合にあつては、出入口のしきいの高さを20cm以上とすること。）を設けることをいうこと。（次図参照）



せきを設ける例



出入口の下端を高くする例



階層設置の屋内タンク貯蔵所の参考例

第7章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第13条）

第1 地下タンク貯蔵所の区分

地下タンク貯蔵所は、原則、地下貯蔵タンク1基ごとに一の地下タンク貯蔵所として規制するものとする。ただし、次に該当する場合は一の地下タンク貯蔵所として差し支えない。（S54危147）

- 1 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合
- 2 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合
- 3 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

第2 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 地下タンク貯蔵所（鋼製一重殻タンク）（危政令第13条第1項）

(1) 地下貯蔵タンクの設置（第1項第1号）

地下貯蔵タンクは、タンク室に設置すること。

(2) 乾燥砂（第1項第2号）

乾燥砂と同等以上の物性を有する人工軽量砂は、乾燥砂とみなすことができること。（S44予1）（S61危109）

(3) タンクの頂部（第1項第3号、第2項、第3項）

「地下貯蔵タンクの頂部」とは、横置円筒型にあつてはタンク胴板の最上部をいい、マンホール部分は含まないこと。

(4) 地下貯蔵タンクの離隔距離（第1項第4号、第2項）

複数の地下貯蔵タンクが、タンク室等の厚さ30cm以上のコンクリート造の壁等で隔られたものについては、地下貯蔵タンク相互間の離隔距離の規定を適用しないことができること。

(5) 標識及び掲示板（第1項第5号、第2項、第3項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に地下貯蔵タンクごとに設けること。

(6) タンクの構造（第1項第6号、第2項、第3項）

ア 第1項及び第3項の規定による地下貯蔵タンクは構造計算を要すること。ただし、「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」（H30危73）に適合する構造の地下貯蔵タンクに限り構造計算を省略できるものとする。

イ 「鋼板」とは、原則としてJIS-G3101「一般構造用圧延鋼材SS400」をいうこと。

ウ 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、おおむね次の計算式により算出された数値（3.2mm未満の場合は3.2mm）以上の板厚を有する金属板をいうこと。

$$t = 3.2 \times \sqrt{400 / \sigma} \quad t \cdots \cdots \text{金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma \cdots \cdots \text{金属板の引張強さ (N/mm}^2\text{)}$$

エ 地下貯蔵タンク（圧力タンクを除く。）の内部を間仕切りするときは、次によること。

(イ) 貯蔵する危険物は、同一の類であること。

(ロ) 間仕切りは、垂直区画のみとし、タンクの鏡板と同等の厚さの鋼板で完全に区画すること。

(ハ) 注入管、送油管及び通気管等は、間仕切りにより仕切られた部分ごとに設けること。

オ 内面コーティングを施工するため地下貯蔵タンクを開放し板厚測定をした結果、板厚が3.2mm未満となるような減肉又はせん孔が発見された場合、「既設地下貯蔵タンクの継

続使用についての特例」(H21 危 204) に適合するときは、危政令第 23 条を適用して、当該地下貯蔵タンクを継続使用することができる。

カ 縦置円筒型地下貯蔵タンク及びタンク室については、当該地下貯蔵タンクの構造について危険物保安技術協会の評価を受けたものとする。

(7) 地下貯蔵タンクの外面保護 (第1項第7号) (危省令第23条の2) (危告示第4条の48)

ア 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に係る用語の定義は以下のとおりとする。

(H22 危144)

(ア) 設置年数は、当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいうこと。

(イ) 塗覆装の種類は、危告示第4条の48第1項に掲げる外面の保護の方法をいうこと。

(ウ) 設計板厚は、当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいい、設置又は変更の許可の申請における添付書類に記載された数値で確認すること。

イ 危告示第4条の47の2による腐食を防止するためのコーティングは、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(H22 危144)の別添1「内面の腐食を防止するためのコーティングについて」によるものとする。

ウ 平成17年3月31日まで認められていた地下貯蔵タンク外面保護の方法(「さびどめ塗装、アスファルトルーフィング及びワイヤラス、モルタル仕上げ」、「アスファルト及びアスファルトルーフィング」、「タールエポキシ樹脂」)については、危告示第4条の48の規定に適合する場合を除き、認められないものであること。

エ 危告示第4条の48第1項に掲げる「同等以上の性能」は、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆装の性能確認の方法について」(H17 危209)の方法により確認されたものとする。

(参考) 地下貯蔵タンクの流出防止措置を要する地下貯蔵タンクと講じる措置

1 腐食のおそれが特に高いタンク (タンク室、二重殻タンク、漏れ防止構造は除く。)

設置年数	タンク外面の塗覆装	タンク鋼板の板厚
50年以上のもの	アスファルト	すべて
	モルタル	8.0mm 未満
	エキシ樹脂等	6.0mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm 未満

【講じる措置】⇒内面コーティング又は電気防食

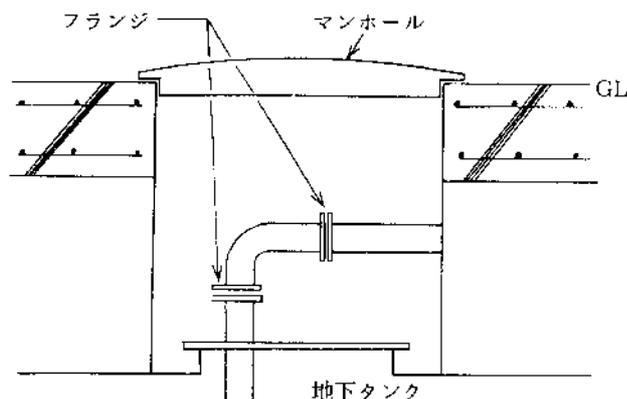
2 腐食のおそれが高いタンク (タンク室、二重殻タンク、漏れ防止構造は除く。)

タンクの埋設年数	タンク外面の塗覆装	タンク鋼板の板厚
50年以上	モルタル	8.0mm 以上
	エポキシ樹脂等	6.0mm 以上
	強化プラスチック	4.5mm 以上 12.0mm 未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm 以上
	モルタル	6.0mm 未満
	エポキシ樹脂等	4.5mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm 未満
	モルタル	4.5mm 未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm 未満

【講じる措置】⇒内面コーティング、電気防食又は常時監視(高精度液面計)

- (8) **通気管、安全装置** (第1項第8号、第2項、第3項) (危省令第19条、第20条第3項)
- ア 地下貯蔵タンクには、通気管又は安全装置のいずれかを設けること。
- イ 通気管は、次によること。
- ㊦ 横引き管は、1/100以上の上り勾配とすること。
- ㊧ 引火防止網は、40メッシュ以上とすること。
- ウ 安全装置は、製造所の基準第3、13の例によること。
- エ 通気管は、その一部が地盤面下に設置されている場合であっても、危省令第62条の5の3に規定する「地下埋設配管」に該当しないものであること。(H31危81)
- (9) **自動表示装置** (第1項第8号の2、第2項、第3項)
- 自動表示装置は、屋外タンク貯蔵所の基準11(1)(ウを除く。)及び2の例によること。
- (10) **注入口** (第1項第9号、第2項、第3項)
- 屋外タンク貯蔵所の基準12(2を除く。)の例によるほか、次により指導すること。
- ア 注入口は、雨水の浸入を防止する構造とし、引火点が40℃未満の危険物にあつては、内部に40メッシュ以上の引火防止網を設けること。
- イ 注入口は、衝突等による衝撃から防護するため、ふたのあるコンクリート造等のボックス内に設けること。この場合において、当該ボックスから漏れた危険物が流出しない構造とすること。
- (11) **ポンプ設備** (第1項第9号の2、第2項、第3項) (危省令第24条の2)
- ア ポンプ及び電動機を地下貯蔵タンク外に設けるポンプ設備については、屋外タンク貯蔵所の基準13(6)から(9)までの例によること。
- イ ポンプ及び電動機を地下貯蔵タンク内に設けるポンプ設備については、「油中ポンプ設備に係る規定の運用基準」(H5危67)によること。
- ウ 油中ポンプについては、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたものとするよう指導すること。(S63危74)
- (12) **配管** (第1項第10号、第11号、第2項、第3項)
- 配管は、製造所の基準第3、18の例によるほか、次によること。
- ア 静電気による災害が発生するおそれがある危険物を貯蔵するタンクに設ける注入管は、タンク底部又はその付近まで到達する長さのものを設けるよう指導すること。(S37自消予44)
- イ 配管をトレンチ内に設け、当該トレンチをマンホールプロテクターまで延長し、タンクのふたの一部にトレンチが食い込むことは、「配管の敷設方法及び地下タンクのふたの構造等」(S45予37)の条件に適合する場合は認められる。
- ウ 地下貯蔵タンクの直上部における配管の接続部は、配管及びタンクの気密試験が容易に行えるような構造(フランジ結合等)とするよう指導すること。(次図参照)

配管の接続例



(13) 漏えい検知設備 (第1項第13号、第3項) (危省令第23条の3) (危告示第4条の49の2)

ア 「地下貯蔵タンクからの危険物の微小な漏れを検知するための設備」には、例えば高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計があること。(H22 危144)

イ 高精度液面計は、(一財)全国危険物安全協会において「地下貯蔵タンク危険物の微小な漏れ検知方法」として性能評価を受けたものとするよう指導すること。

ウ 地下貯蔵タンクに次の事項を実施する場合においては、危政令第23条を適用して微小な漏れを検知するための設備を設けないことができる。(H22 危158)

設置者等が1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者(法人を含む。)が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法((一財)全国危険物安全協会において性能評価を受けたものに限る。)

なお、この場合における危省令第62条の5の2第1項の規定による地下貯蔵タンク(二重殻タンクを除く。)の漏れの点検及び危省令第62条の5の3第1項の規定による地下埋設配管の漏れの点検については、危告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定される「その他の方法」として認められるものであること。(H31 危81)

エ 「地下貯蔵タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備」は、次によること。(次図参照)

(イ) 管は、タンクの外側の四隅に設けること。タンクの長辺が10m以上のときは、必要に応じて長辺方向に増設すること。

(ロ) 管は、原則として金属製とすること。ただし、硬質塩化ビニルその他の耐食性を有する材料を用いる場合は、この限りでない。

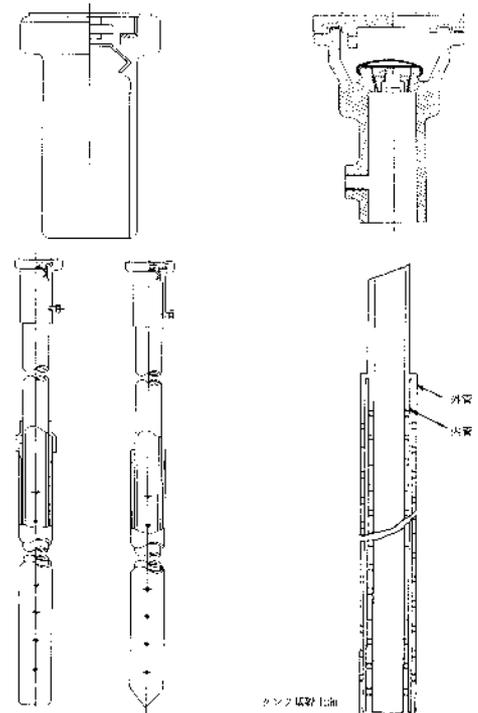
(ハ) 管には、下端からタンク中心(地下水位の高い場所では地下水位より上方)付近まで、漏れた危険物を検知するための小穴を設けること。

(ニ) 検査管の深さは、タンク底部の深さ以上とすること。

(ホ) 管には、雨水の浸入しない堅固なふたを設けること。

(ヘ) 管は、管の内部に土砂等が容易に浸入しないように二重管とするよう指導すること。ただし、検知のための小穴がない部分は、単管とすることができる。

(ロ) 2以上のタンクを1.5m以下に近接して設ける場合(タンク相互間に隔壁が設けられている場合を除く。)、タンク相互間に埋設するものについては、兼用することができること。



漏えい検査管の管体構造例

(14) **タンク室** (第1項第14号) (危省令第23条の4、第24条)

ア タンク室の構造については、危省令第23条の4の規定により危告示第4条の50で定めるタンク室の構造計算を要すること。ただし、「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」(H30危73)に適合する構造のタンク室に限り構造計算を省略できるものとする。

イ 建築物内に設けられる地下タンク貯蔵所のタンク室は、建築物の主要構造部と構造上独立したものとするよう指導すること。

ウ 一のタンク室に2以上の地下貯蔵タンクを設けることができること。

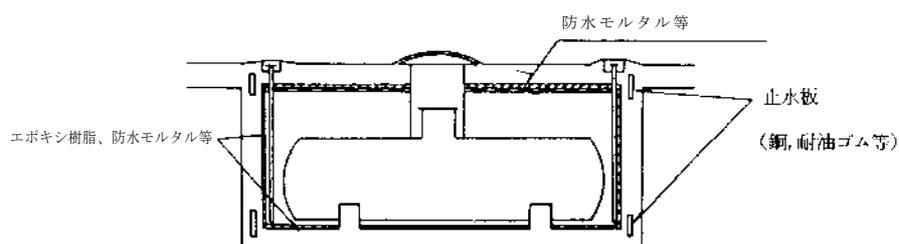
エ タンク室の防水措置は、次によること。(次図参照)

(ア) 「水密コンクリート」とは、硬化後に水を通しにくく、水が拡散しにくいコンクリートのことであり、一般に、水セメント比は、55%以下とし、AE剤若しくはAE減水剤又はフライアッシュ若しくは高炉スラグ粉末等の混和剤を用いたコンクリートをいうこと。(H17危55)

なお、タンク室を鉄筋コンクリート造とする場合の底部及び側壁は、エポキシ樹脂、防水モルタル等で覆い、ふたの地下貯蔵タンク側は、防水モルタル等で覆うこと。

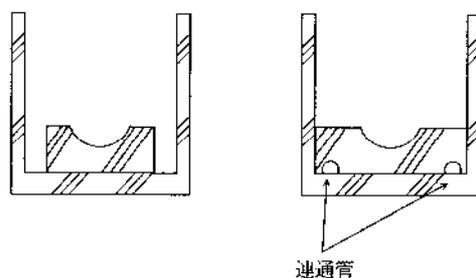
(イ) 「タンク室の内部に浸入しない措置」とは、振動等による変形追従性能、危険物により劣化しない性能及び長期耐久性能を有するゴム系又はシリコン系の止水剤を充てんすること等の措置があること。(H17危55)

なお、タンク室の底部と側壁及び側壁とふたとのコンクリートの接合部には、銅、耐油性ゴム等による止水板を設けることでもよいこと。



タンク室の防水措置の例

オ タンク室底部の枕と側壁の間にすき間を設け、又は枕に連通管を設けること等によりタンクからの危険物の漏えいを有効に検知できる構造とすること。(次図参照)



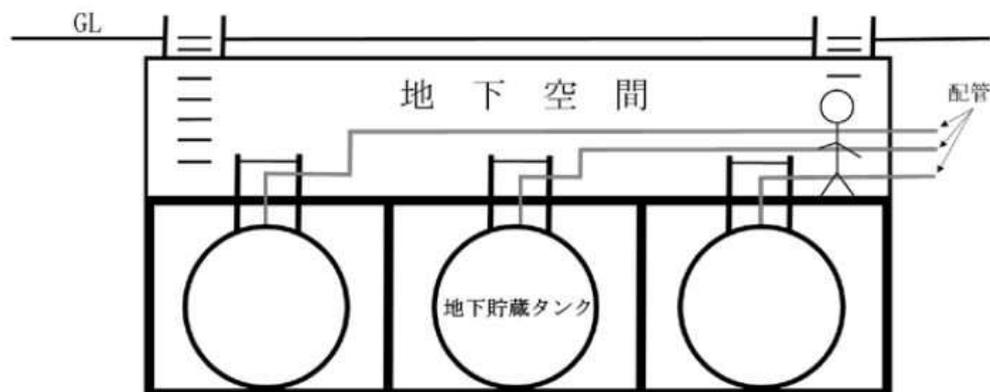
カ コンクリートパーツ組立て方法によりタンク室を設置することは差し支えない。ただし、基礎コンクリート据付け時の水平度、捨てコンクリートと基礎コンクリートとの密着性、接合用ボルト等の防食措置、パーツとパーツとの接合状況等その施工について十分配慮するよう指導すること。(S58危29)

キ タンク室の上部と地盤面の上に点検作業用の地下空間を設ける場合は、点検作業中に可燃性蒸気が滞留する危険性や、空間内に設置されている配管から危険物が流出する危険性

等を考慮し、危政令第24条に規定される貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従って、照明、換気、危険物が漏えいした場合の回収措置等の措置を講ずること。

また、タンク室の形態として、「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」(H30 危73) 別紙に示される構造例を適用することはできないものであり、個別の地下タンク貯蔵所の条件に応じた構造計算等により、危政令第13条第1項第14号、危省令第23条の4及び危告示第4条の50に規定される技術上の基準に適合すること。この際においては、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」(H17 危55) 第1の5を参考にするとともに、必要に応じ第三者機関の評価資料を活用すること。(H30 危72)

図 地盤面との間に地下空間を有するタンク室の例



(15) マンホールの構造 (第1項、第2項、第3項)

地下貯蔵タンクにマンホール等を設けるときは、次によること。

- ア マンホールのふたは、ふたに掛かる重量がプロテクターを通じタンクに直接掛からないように設けるとともに、雨水が浸入しない構造とすること。
- イ プロテクターは、タンクと接する部分、配管の貫通部等からプロテクター内部への浸水を防止できる構造とすること。

(16) 地下貯蔵タンクのふた (第1項、第2項、第3項)

- ア ふた(タンク室の上版及び二重殻タンクのふたをいう。)の上部には、地下タンク貯蔵所の点検管理ができなくなるような工作物を設けないこと。(S49 予72) ただし、当該貯蔵所のポンプ設備についてはこの限りではない。(S58 危128)
- イ ふたのコンクリートスラブの状態等が点検できなくなるような表面仕上げを行わないよう指導すること。
- ウ 地下貯蔵タンクの設置場所には、その範囲を地盤面上に目地、塗料等により明示するよう指導すること。

(17) 支持基礎 (第1項、第2項、第3項)

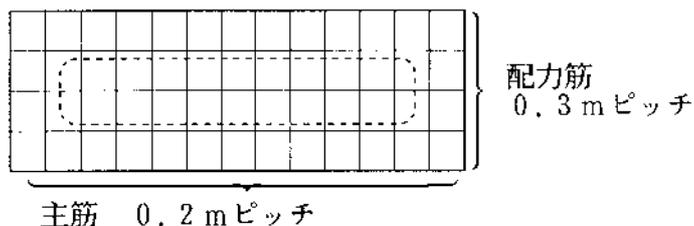
鉄筋コンクリート製枕基礎、鋼製枕を設けず、砕石基礎とする場合は「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」(H29 危205) によること。

2 二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所（危政令第13条第2項）

(1) 直埋設構造（第2項第2号、第3項）

ア ふたの大きさが、タンクの「水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6メートル以上大きく」とは、上から見て、ふたがタンクの水平投影よりそれぞれ0.3メートル以上はみだす形をいうこと。（S45 予37）

イ タンクのふたに用いる鉄筋は、直径9mm以上とするとともに、配筋の間隔は、主筋（短辺）は0.2m以下、配力筋（長辺）は0.3m以下とするよう指導すること。ただし、配筋をダブル筋とするときは、主筋及び配力筋ともに0.3m間隔とすることができる。（次図参照）



タンクふたの配筋例

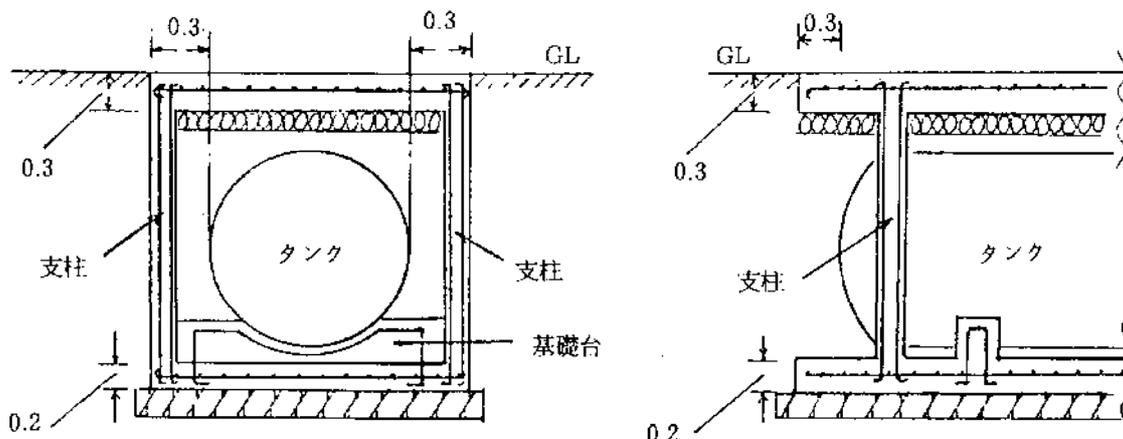
ウ 「ふたにかかる重量が直接当該二重殻タンクにかからない構造」は、構造計算により確認すること。ただし、タンク容量が3万リットル以下で、かつ、ふたに掛かる重量が20トン以下のときは、次によることができる。（次図参照）

(ア) ふたは、直径が0.2m以上（又は一辺が0.2m以上の長方形）の鉄筋コンクリート造の支柱又は遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）の支柱により支えられていること。鉄筋コンクリートの成形にあたり、紙管を使用するときは、当該紙管も支柱の一部に含めることとして差し支えないが、支柱の直径は紙管の内径とすること。

(イ) (ア) の支柱は、一の地下貯蔵タンクについて4本以上設けられていること。

(ロ) 支柱の鉄筋（縦筋）は、支柱ごと直径9mm以上の鉄筋を4本以上入れるものとし、基礎及びふたの鉄筋と連結させること。

(ハ) 地下貯蔵タンクを2以上隣接して設置し、ふたを共用する場合において、どのタンクについてもタンクの周囲に4本以上の支柱が適正に配置されるときは、支柱の一部を共用することができること。



支柱により支える例（単位：m）

エ 「堅固な基礎の上に固定」とは、地下水によって浮上しない構造とすることをいい、浮力計算を行い、発生する浮力に耐えられる固定方法を選定すること。ただし、容量が3万リットル以下の地下貯蔵タンクについては、次によることができる。

(7) タンクの基礎は、厚さ0.2m以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋の直径及び配筋の間隔はタンク上部のふたと同様とすること。）とし、その鉄筋は、タンクの架台部分に入れた鉄筋と連結すること。

(8) 容量に応じて、次表の締付けバンド及びボルトによりタンクを基礎に固定すること。

容量	固定方法	締付けバンド			ボルトの直径
		幅	厚さ	バンド数	
1万リットル以下		50mm以上	6mm以上	2以上	16mm以上
1万リットルを超え 2万リットル以下		80mm以上	9mm以上	3以上	19mm以上
2万リットルを超え 3万リットル以下		80mm以上	9mm以上	4以上	19mm以上

(9) ボルトは下部を屈曲させたものとし、その底部は、タンクの基礎の厚みの中心まで達し、かつ、ボルトの屈曲部を基礎の鉄筋にかけること。

(2) 鋼製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所（危政令第13条第2項第1号イ）（危省令第24条の2の2第1項、第2項）

「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用基準」（H3危37）によること。

(3) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所（危政令第13条第2項第1号ロ）（危省令第24条の2の2第3項、第4項）

ア 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用基準」（H5危66）によること。

イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの被覆及び漏えい検知設備については、危険物保安技術協会が試験確認を行っているので、試験確認済のものを設置するよう指導すること。（H6危11）

なお、危険物保安技術協会による試験確認においては、缶体寸法及び被覆仕様が同一であれば、中仕切り位置が異なっても同一型式としているものである。

ウ 鋼板に代えて厚さ3.2mm以上のステンレス鋼板を用いることについては、次に適合する場合は、危政令第23条を適用して認めることができる。（H22危297）

(7) 検知層以外の強化プラスチック製の被覆部の接着強度が、剥離試験において強化プラスチックの基材破壊（強化プラスチックを構成する部材の破壊）が生じる強度以上の強度を有していることを確認すること。

(8) 接着強度を確認する剥離試験は、設置予定の二重殻タンクと同一の施工方法によりステンレス鋼板に強化プラスチックを積層成形した試験片を用い、実施すること。

(4) 強化プラスチック製二重殻タンク構造の地下タンク貯蔵所 (危省令第24条の2の4)

- ア 「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用基準」(H7 危28)によること。
- イ 強化プラスチック製二重殻タンクの本体及び漏洩検知設備については、危険物保安技術協会が試験確認を行っているので、試験確認済のものを設置するよう指導すること。(H8 危129)
- ウ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質については、貯蔵し、又は取り扱う危険物を試験液とし、二重殻タンクの内殻で危険物と接する部分に使用される強化プラスチックを試験片とした(イ)に示す耐薬品性試験において、(イ)の評価基準に適合していることがあらかじめ確認されていなければならないこと(自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油(1種)を除く。)(H22 危144)

(イ) 耐薬品性試験

J I S - K 7 0 7 0 「繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法」による浸せき試験

(イ) 評価基準

J I S - K 7 0 1 2 「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」6.3に規定される耐薬品性の評価基準に示されている外観変化、曲げ強さ、バーコル硬さがそれぞれ次のとおりであること。

a 外観変化

各浸せき期間後の外観変化はJ I S - K 7 0 7 0表4に示す等級1、等級2に該当する又はこれより小さいこと。

b 曲げ強さ

1年間の浸せき期間後の曲げ強度の保持率が60%以上であり、かつ、180日から1年にかけての変化が急激でないこと。

c バーコル硬さ

各浸せき期間後のバーコル硬さが、15以上であること。

3 危険物の漏れを防止することができる構造の地下タンク貯蔵所 (危政令第13条第3項) (危省令第24条の2の5)

「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造に係る規定の運用基準」(S62 危75)によること。

第8章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第14条）

第1 簡易タンク貯蔵所の区分

- 1 都市計画区域内においては、簡易タンク貯蔵所以外の方法により貯蔵するよう指導するものとする。
- 2 貯蔵所又は取扱所の判断基準

取扱行為	施設区分	1日の取扱量が指定数量未満の場合の施設区分
給油のみを行う	給油取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油以外の取扱いを行う (例：容器への詰替え、移動タンク貯蔵所への充てん等)	一般取扱所	簡易タンク貯蔵所
給油・給油以外の取扱いの併用	給油取扱所	給油取扱所 (個々の取扱量がそれぞれ指定数量未満である場合も、また、1日におけるすべての取扱量の合計が指定数量未満である場合も、簡易貯蔵タンクの容量を取扱量として取り扱うものとする。)

(注) 簡易タンク貯蔵所に設けられた固定給油設備で自動車等の燃料タンクに給油する行為又は容器に危険物を詰替える行為は貯蔵に伴う取扱いとして認められるものである。
(S37 予44)

第2 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 簡易タンク貯蔵所の数（第2号）

「同一品質の危険物」には、法別表第1の品名が同じであっても品質の異なるものは含まれないこと。

2 標識及び掲示板（第3号）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

3 設置方法等（第4号）

- (1) 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能な車を有しており、火災その他の緊急時には移動できるものとする。したがって、「固定」とは、コンクリート等移動が不可能な固定をいうものではなく、車止め又はくさり等による固定をいうものであること。
- (2) 簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合、危険物を貯蔵し、又は取り扱う空地は、危政令第17条第1項第2号及び第3号の規定の例によるよう指導すること。
- (3) 簡易貯蔵タンクを専用室内に設置するときは、当該タンクと専用室の屋根及びはりとの間に、点検整備のための空間として、0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。

4 通気管（第8号）（危省令第20条第4項）

通気管の先端の高さが1.5m未満のものは、設置場所にコンクリート等の架台を設け、通気管の先端を簡易貯蔵タンクの周囲の地盤面より1.5m以上としても差し支えないこと。

第9章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第15条）

第1 移動タンク貯蔵所の区分

「積載式移動タンク貯蔵所」とは、移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するものをいう。したがって、移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームにUボルト等により緊結したもので、積替えのためのつり金具、フォークリフトポケット等を備えていないものは、積載式移動タンク貯蔵所に該当しない。（H1 危14、特34）

第2 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 移動タンク貯蔵所（第1項）

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」（S48 予45）によるほか、次によること。

(1) 常置場所（第1項第1号、第2項から第5項）

ア 既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。ただし、新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は、この限りでない。

イ 常置場所には、移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した掲示板を設けるよう指導すること。

ウ 屋外及び屋内の常置場所には、移動タンク貯蔵所の周囲に0.5m以上の幅の空地を有するよう指導すること。

なお、複数の移動タンク貯蔵所を設置する場合、それぞれの移動タンク貯蔵所の周囲に設ける空地は相互に重ならないようにすること。

エ 常置場所は、建築物等の可燃性の部分及び火気を使用する箇所から火災予防上安全な距離をとるよう指導すること。ただし、防火上有効な塀がある場合は、この限りではない。

(2) 移動貯蔵タンクの構造（第1項第2号）

タンク鏡板にマンホールを設けることはできない。（S55 危155）

(3) 注入ホース、配管等（第1項第15号）

ア 配管に設けるサイトグラスは、火災予防上安全なものとするよう指導すること。（H13 危24）

また、結合金具に設けるサイトグラスは、「給油ホースの結合金具について」（S57 危39）及び「危険物移動タンク貯蔵所の結合金具におけるサイトグラスの使用について」（S57 危49）によること。

イ 吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。（S55 危53）（S56 危42）

ウ 小分けを目的とする給油ホースの長さに定めはないが、必要最小限の長さにとどめるよう指導すること。（S52 危59）

エ ボトムローディング方式（充填所での危険物受け入れ時にタンク上部でなく、吐出口及び底弁から受け入れる方式）の移動タンク貯蔵所の構造は、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造」（S57 危15）によること。

オ バキュームにより吸排出する方式は、引火点70℃以上の危険物に限り認められる。（S52 危59）

カ 動植物油類を貯蔵及び取り扱う場合、危政令第23条を適用し、蒸気による加熱配管を設けることができる。

なお、当該配管は危政令第9条第21号イの水圧試験の例により水圧試験を行うよう指

導すること。(S52 危 37)

(4) 表示設備 (第1項第17号)

危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備は、その内容を鏡板に直接記入することで認められる。(H1 危 64)

ア 複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように(空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。)タンクを製作した場合は、次によることができる。(H10 危 90)

(ア) 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室が生じる。

(イ) 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定する。

(ウ) 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて算定する。

イ 圧送ポンプ、容器詰め替え用のホース、ノズル等は、引火点40℃未満の危険物のみを貯蔵する移動タンク貯蔵所には設けることはできない。ただし、引火点40℃未満の危険物と引火点40℃以上の危険物を、同時に又は交互に貯蔵する移動タンク貯蔵所においては、設けることができる。(引火点40℃未満の危険物に当該ポンプ等を使用することはできない。)

(5) ポンプ

ア ポンプの動力源として、車の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められず、外電から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは、認められる(引火点40℃以上の危険物に限る。)(S51 危 71) (S53 危 62)

イ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを設けるときは、けん引車側にポンプを設ける等火災予防上支障のある場合は認められない。(S57 危 54) (S58 危 124)

(6) 安全装置

安全装置のパッキンの材質としてコルク又は合成ゴム(耐油性を有するものに限る。)を使用することができる。(S46 予 1)

(7) その他

ア 混油防止装置を取り付ける場合は、次によること。(S56 危 109)

(ア) 底弁は手動閉鎖装置の閉鎖弁と一体となっていること。

(イ) 手動閉鎖装置の閉鎖弁は送油する時以外は閉鎖されていること。

(ウ) 電気配線関係は防爆を考慮したものを使用し、機器は防水型の箱に収め、各スイッチはアークの発生しない構造とすること。

(エ) 当該装置を取り付けても目視等による定期点検を行うことができること。

イ 防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合は、次によること。(H1 危 64)

(ア) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合には電気設備は防爆構造とすること。

(イ) 当該カメラを設置することにより防護枠の強度に影響を与えないものであること。

2 積載式移動タンク貯蔵所 (第2項)

(1) 許可の件数、対象、コンテナの積み替え等

「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」(H4 危 54)によること。

(2) 位置、構造、設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 予 45)によること。

(3) 国際輸送用のタンクコンテナ

国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」(H13 危 50)、「国際輸送用積載式指導タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」(H4 危 93) によること。

3 航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所 (第3項)

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 予 45)

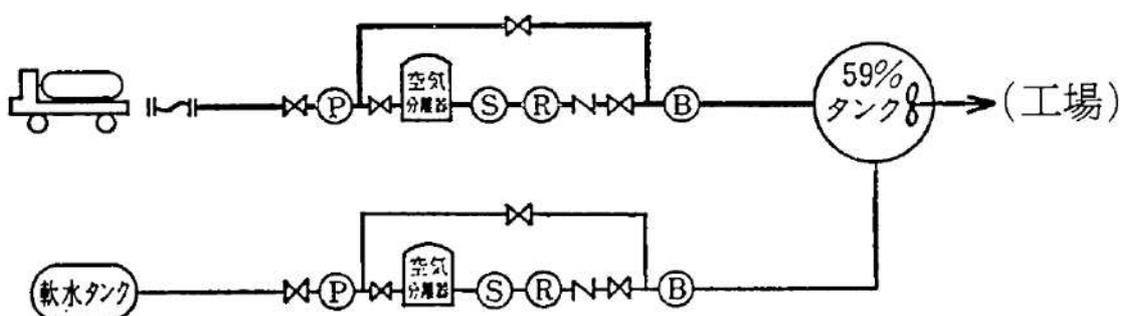
4 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程 (IMDGコード) に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所 (第5項)

- (1) 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等 (IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係) に係る運用について」によること。(H16 危 35)
- (2) IMDGコードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定について適合すること。(H25 危 25)

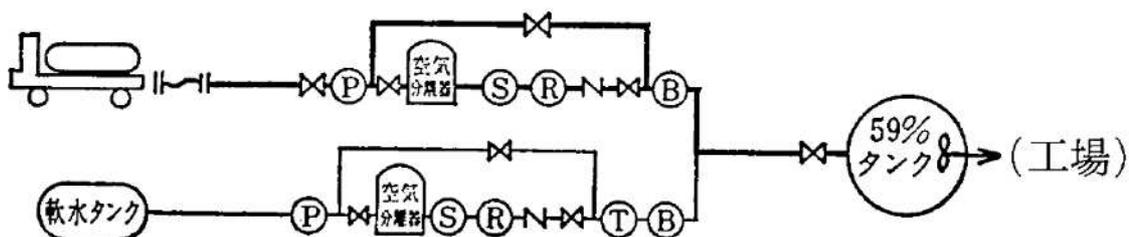
第3 移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

- 1 移動タンク貯蔵所による危険物の移送を行う場合においても、法第10条第3項に規定する貯蔵及び取扱いの基準に適合すること。(S59 危 19)
- 2 移動タンク貯蔵所から引火点が40℃以上の第4類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル (手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。) により自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満の場合は認められる。(H2 危 105)
- 3 容器に収納された危険物を、車体に固定された専用ケースで運ぶことについて、移動タンク貯蔵所は移動貯蔵タンクによる移送が一義的な形態であるが、同時に移送している危険物との関連性や数量等によっては認められる場合もあること。(H14 危 29)
- 4 例図1のように、予め水を入れてあるタンクに移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを注入して混合する場合、また、例図2のように、移動タンク貯蔵所及び水タンクから同時にポンプ設備を使用して配管中において混合する場合について、これらの形態のように、危険物の取扱い工程 (混合・希釈) の一部に移動タンク貯蔵所が組み入れられ使用されることは、移動タンク貯蔵所の貯蔵に伴う取扱いとは解されないため、認められない。(S56 危 83)

例図1



例図2



第10章 屋外貯蔵所の基準（危政令第16条）

第1 屋外貯蔵所の区分

- 1 屋外貯蔵所は、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下「硫黄等」という。）で塊状のものを除き、屋外の場所において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。
- 2 2以上の屋外の貯蔵所を隣接して設ける場合において、その相互間が10m未満のときは、一の屋外貯蔵所として規制するものとする。
- 3 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。（S51 危100）
- 4 ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（R4 危283）によること。

第2 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 場所（第1項第2号、第2項から第4項）

容器の腐食、劣化を防止するとともに万一容器から危険物が漏えいした場合に危険物が他の場所に拡大し、被害を及ぼさないように、「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で舗装し、周囲の地盤面より高くするとともに、適当な傾斜をつけた場所であること。

液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、その周囲に排水溝及び貯留設備（第4類の危険物のうち水に溶けないものを貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、貯留設備に油分離装置を設ける。）を設けるよう指導すること。

2 区画（第1項第3号、第2項から第4項）

「さく等を設けて明確に区画する」とは、さくを設けるほか、周囲に排水溝を設けることをいうこと。

3 保有空地（第1項第4号、第2項から第4項）（危省令第16条）

製造所の基準第3、2(1)、(2)本文、(3)、(4)及び(7)の例によること。

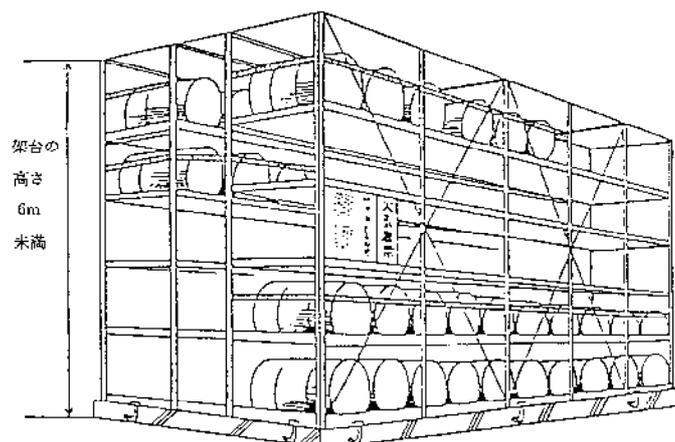
4 標識及び揭示板（第1項第5号、第2項から第4項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

標識及び揭示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

5 架台（第1項第6号、第2項から第4項）（危省令第24条の10）

(1) 架台の構造は、屋内貯蔵所の基準1(10)の例によるほか、風荷重によって生じる応力に対しても「座屈」及び「転倒」を生じない構造とすること。

(2) 「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上部までの高さをいうものであること。（次図参照）



架台の高さ

6 塊状の硫黄等の屋外貯蔵所 (第2項)

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」(S54 危 80) によること。

7 引火性固体 (引火点 21°C 未満のものに限る。)、第一石油類、アルコール類の屋外貯蔵所 (第4項) (危省令第24条の13)

「危険物を適温に保つための散水設備等」は、スプリンクラー又は屋外貯蔵所の付近に設ける散水用水道栓その他散水の機能を有する設備とし、一定の時間ごと自動的に散水が行われるものに限るものではないこと。自動的に散水を行うことができない設備等による場合には、容器を適切に冷却することができる管理体制を確保する必要があること。

8 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」(H10 危 36) によること。

9 危険物以外の物品の貯蔵

屋内貯蔵所の基準5の例によること。

第 1 1 章 給油取扱所の基準（危政令第 1 7 条）

第 1 給油取扱所の定義、区分等

1 給油取扱所の定義

- (1) 専ら給油設備（航空機への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。）によって自動車等の燃料タンクへ直接給油するために危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所をいうもので、その場所には建築物、工作物及び附属設備が含まれる。
 - ア 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量 4,000 リットル以下のタンク（容量 2,000 リットル以下ごとに仕切ったものに限る。イにおいて同じ）に注入する作業
 - イ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 4,000 リットル以下のタンクに注入する作業
- (2) 「自動車等」の中には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが含まれる。

なお、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等の燃料タンクに直接給油する場合は、自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策について留意すること。（R5 危 63）
- (3) (1)による移動貯蔵タンクへの注入行為は、危政令第 2 7 条第 6 項第 1 号ハからホ及びヨ並びに第 4 号ハ、ホ及びヘに規定するところにより行うほか、危規則第 2 5 条の 2 第 2 号ホの注入管の先端をタンクの底部に着けた状態で行うこと。（R6 危 40）
- (4) 給油取扱所においては、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜取りを行うことができる。（S62 危 38）
- (5) ガソリンの容器への詰め替え販売を行うときは、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（R1 危 197）によること。この場合、顧客が公的機関の発行する写真付きの証明書を所持していないときは、2 種類以上の公的機関が発行する住所及び氏名を確認することができる書類で本人確認を行う必要があるほか、顧客宅に配送販売する場合にあっても本人確認が必要であること。（R2 危 89）

なお、ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。（R6 危 40）
- (6) 次の行為は、1 日の取扱量が指定数量未満の場合に限り認められる。
 - ア 固定給油設備を用いて軽油を適正な容器に詰め替えること。（S62 危 38）
 - イ 危険物を容器入りのままで販売すること。（S62 危 38）
- (7) 給油取扱所において、次の行為は行うことができない。
 - ア ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造すること。（H24 危 2）
 - イ 軽油と BDF を混合して B 5 を製造すること。
 - ウ 固定給油設備でガソリンを移動貯蔵タンクに注入すること。（タンクの容量には関係なし。）（H2 危 105）
- (8) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所での取扱いについては、上記によるほか、「第 2 7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所」によること。

2 形態別の規制区分

給油取扱所の規制に当たり、技術上の基準の適用は、施設形態に応じ、次のとおり区分される。

(1) 施設形態別の適用

施設形態		危政令	危省令
屋外 給油	営業用	17①	24の14、24の15、24の16、24の17、25、25の2、25の2の2、25の3、25の3の2、25の4、25の4の2、25の5
	航空機	17①+③	26
	船舶	17①+③	26の2
	鉄道	17①+③	27
	圧縮天然ガス等	17①+③	27の2、27の3
	圧縮水素	17①+③	27の5
	自家用	17①+③	28
	メタノール等	17①+④	28の2、28の2の3
	セルフ給油	17①+⑤	28の2の4、28の2の5、28の2の7、28の2の8
屋内 給油	営業用	17②(17①の規定の例によるものを含む。)	25の6、25の7、25の8、25の9、25の10
	航空機	17②+③	26
	船舶	17②+③	26の2
	鉄道	17②+③	27
	圧縮天然ガス等	17②+③	27の2、27の4
	自家用	17②+③	28
	メタノール等	17②+④	28の2の2、28の2の3、
	セルフ給油	17②+⑤	28の2の4、28の2の6、28の2の7、28の2の8

凡例→「17①」；第17条第1項

「17②」；第17条第2項

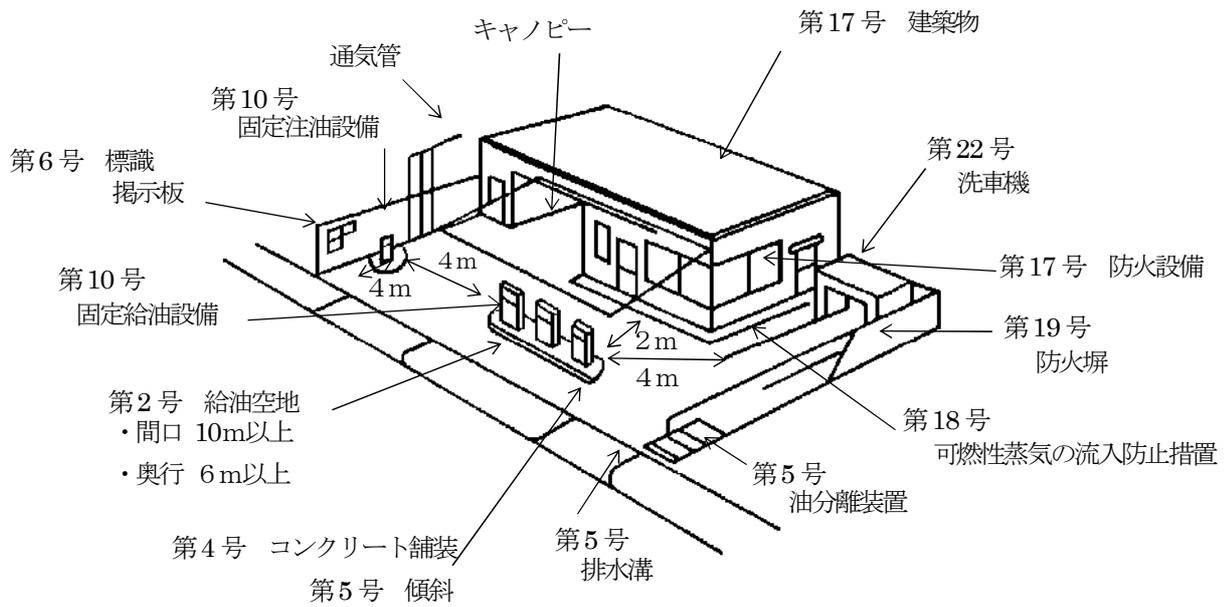
「③」；第3項

「④」；第4項

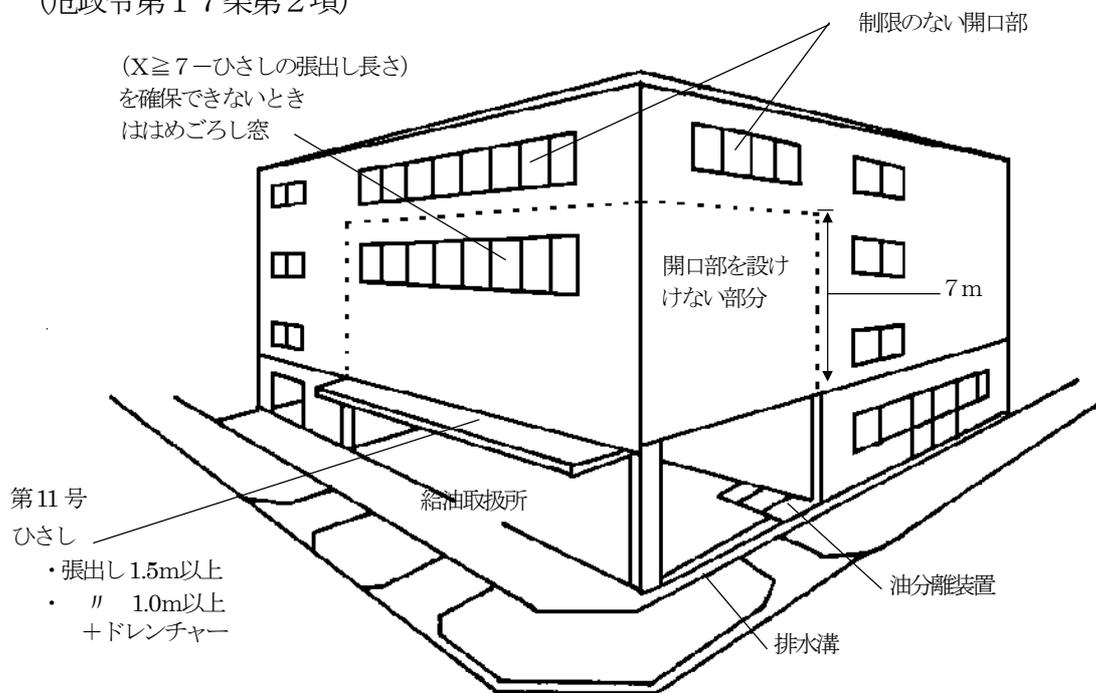
「⑤」；第5項

「セルフ給油」；顧客に自ら給油をさせる給油取扱所

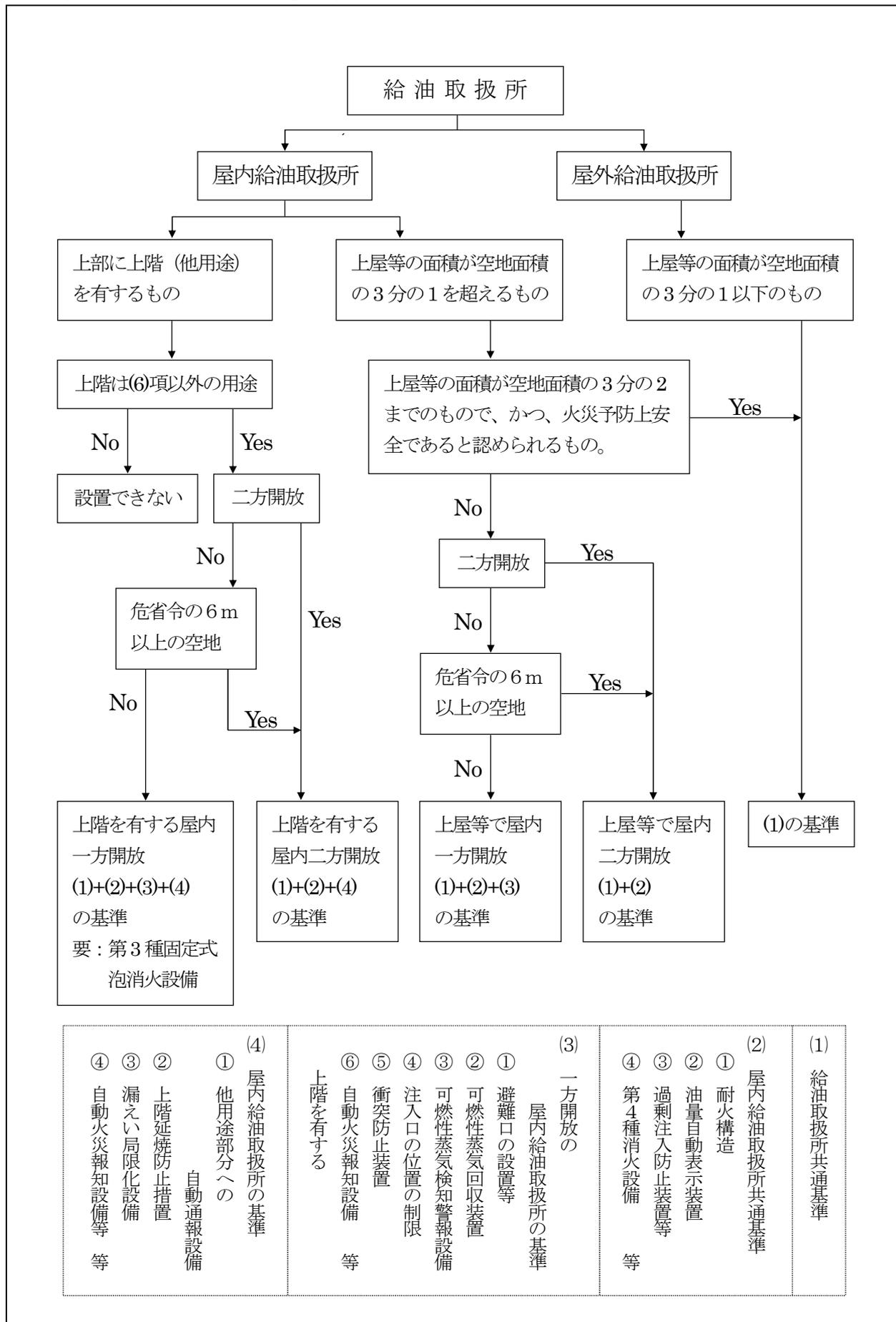
ア 屋外営業用給油取扱所の概要図
(危政令第17条第1項)



イ 屋内給油取扱所の概要図
(危政令第17条第2項)



(2) 屋外給油取扱所と屋内給油取扱所の区分等フロー図



3 屋外又は屋内の判定

(1) 屋内給油取扱所

ア 給油又は注油のための作業場が、すべて建築物内に設置されるもの

イ 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から、当該部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の1を超えるもの（当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）

ウ 危省令第25の6に規定する、「火災の予防上安全であると認められるもの」とは、次の全ての事項を満たすものをいう。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。（R3 危172）

㉞ 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1 m以上の隙間が確保されていること。

㉟ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

(2) 屋外給油取扱所

前記(1)以外のすべてのもの

(3) 給油取扱所の敷地面積

ア 給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線（建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあつては、当該外壁の外側線）と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

イ 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の外側と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

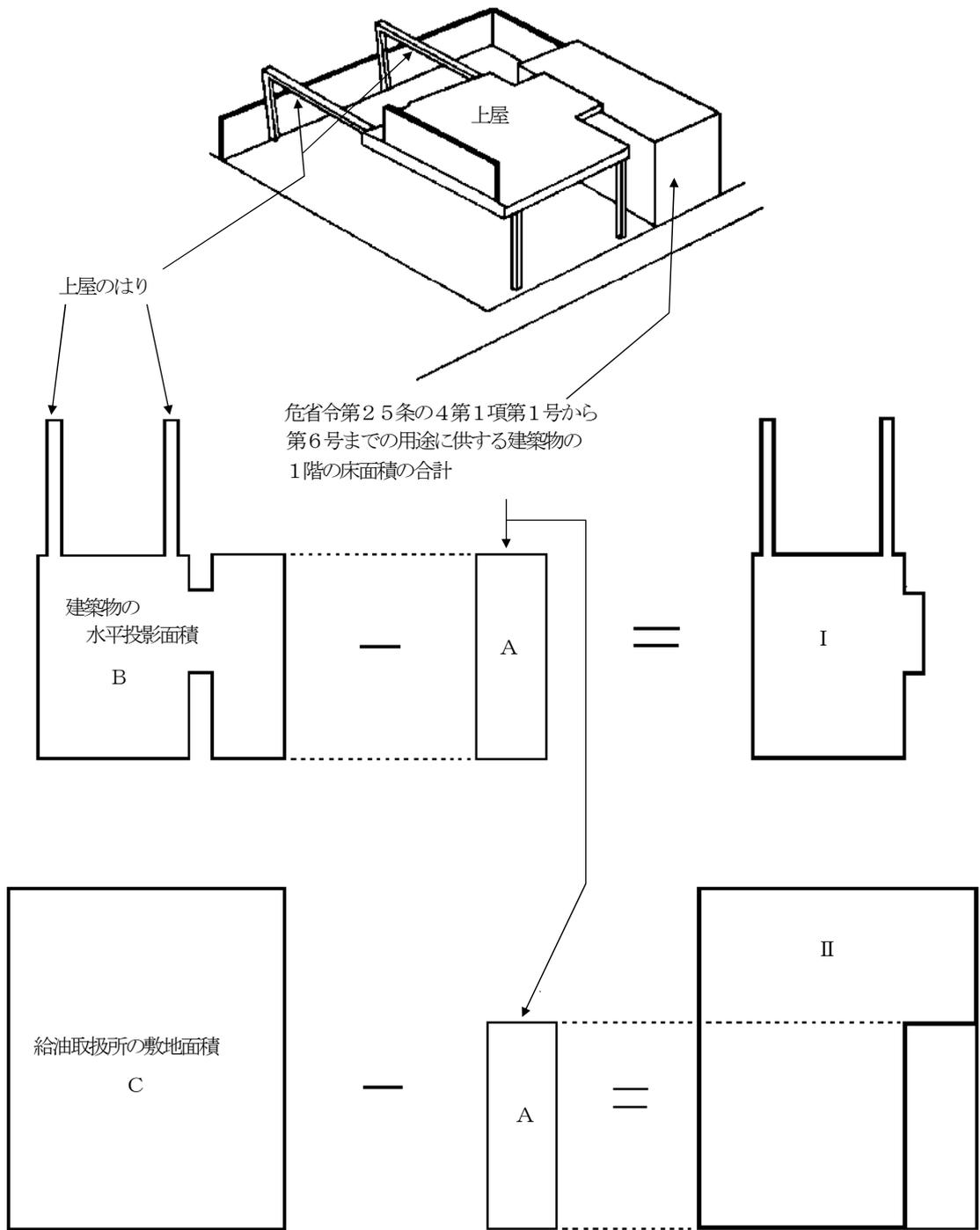
(4) 上屋等の算定

ア 上屋等の部分にルーバーを設ける場合は、ルーバーの部分も水平投影面積に含めること。（H1 危14）

イ 屋外階段、上屋のはり、屋根下のテラス、ひさし等は床面積としてではなく、水平投影面積に含めること。

ウ 危省令第25条の4第1項第1号から第6号までの床面積は、壁等で区画された部分とすること。（S62 危38）（H1 危44）

例図 1



⇒ B ; 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積 から

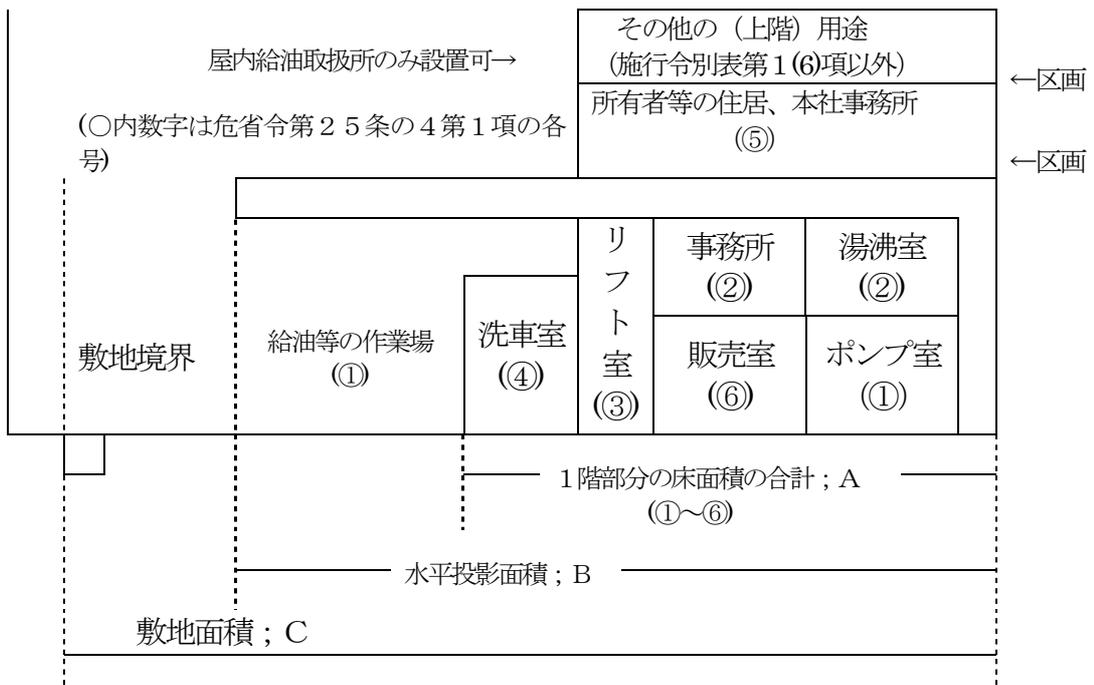
A ; 危省令第25条の4第1項第1号から第6号までの1階の床面積の合計
 ~ポンプ室、事務所、販売室、リフト室、洗車室、所有者等の住居、本店事務所等
 を引くと → I ; 上屋 (キャノピー) 面積 (ひさしを含む。)

⇒ C ; 給油取扱所の敷地面積 から

A を引くと → II ; 敷地内の空地面積

$I / II \leq 1 / 3$ なら屋外給油取扱所なる。
 $I / II > 1 / 3$ なら屋内給油取扱所なる。

例図2

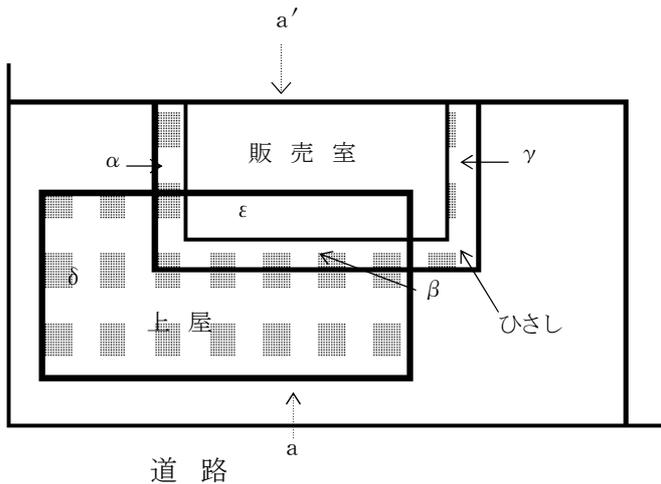


(2)、(3)、(6) の部分の床面積の合計 ≤ 300 m²

$$\frac{B-A}{C-A} \leq \frac{1}{3} ; \text{屋外給油取扱所となる。}$$

> $\frac{B-A}{C-A} > \frac{1}{3} ; \text{屋内給油取扱所となる。}$

なお、上屋 (ひさしを含む。) が危省令第25条の4第1項第1号から第6号までの建築物の1階の部分と重なる部分は、定義から当然上屋の面積とはならない。

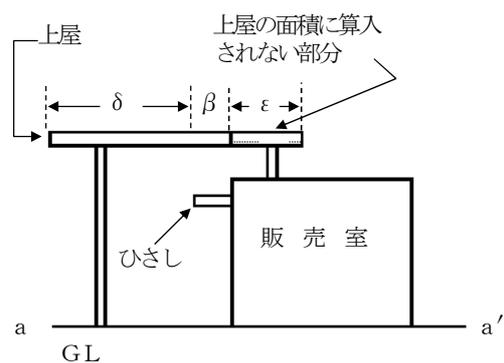


ア 平面図

上屋部分は (β + δ + ε)

ひさし部分は (α + β + γ)

※上屋面積は 部分 (α + β + γ + δ)



イ a-a' 部分立面図

第2 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 屋外営業用給油取扱所

屋外営業用給油取扱所の基準は、第1から第3まで（第2. 2を除く。）の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 給油空地（第1項第2号、危省令第24条の14）

ア 給油空地は、固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の動線等を考慮して判断すべきものであること。

イ 給油空地には、間口（主たる道路に面する側であって、原則として自動車等の出入りが可能な連続した範囲をいう）10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれている必要があること。

なお、給油空地は、乗入部から固定給油設備に至る動線も含み、給油空地全体の形状が矩形である必要はないものとする。

また、この場合の道路とは、危省令第1条第1号に規定する道路のほか、私道（幅員4メートル以上のものに限る。）であっても現に道路としての形態を有し、一般の用に供されており、自動車等の通行が可能なものも含まれるものとする。（H9 危27）

ウ 「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

オ 給油空地は、給油及び自動車等が出入りするために必要な空地であり、洗車、灯油等の注油、駐車等給油以外の用途に使用することはできないものであること。

なお、給油取扱所の空地には、給油空地及び危政令第17条第1項第3号に規定する注油に必要な空地（以下「注油空地」という。）以外に洗車機等を設置することができる「給油に支障がない場所」が含まれるので、危政令17条第1項第4号及び第5号の規定の適用に当たっては、当該「給油に支障がない場所」も状況に応じ、規制対象として指導すること。

カ 給油空地（注油空地を含む。）の間口及び奥行の測定点は、給油取扱所の建築物の壁の外側及び防火塀の内側からとすること。

なお、犬走り、花壇等が設けられている場合は、当該部分は除外すること。

キ 給油空地（注油空地を含む。）には、固定給油設備及び固定注油設備（アイランドを含む。）以外の設備等は設けないこと。ただし、自動車等の衝突を防止するための措置を講じた尿素水溶液供給機を設ける場合及び(22)ア(イ)に示す、その設置がやむを得ないと認められる設備又は上屋の支柱等を設ける場合は、この限りでない。（S62 危38）（S62 危60）

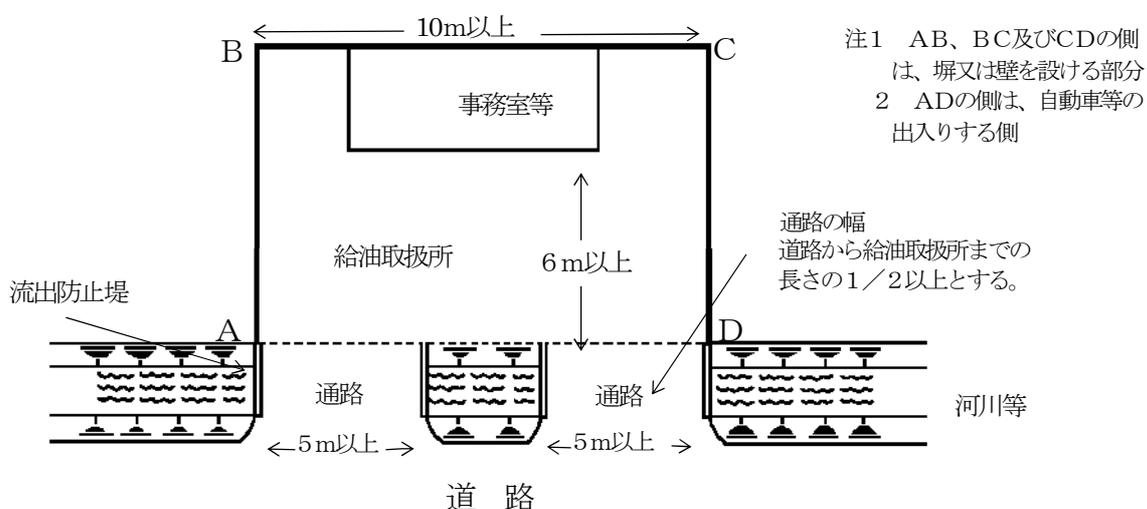
(2) 給油空地の間口に面する側にある河川、歩道、ガードレール等の取扱い

間口の幅は、原則、連続して10メートル以上必要である。ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 給油取扱所と道路の間に河川等がある場合で、次のすべてに適合するものにあつては、間口が10メートル以上確保されているものとみなす。(S44 予50)

- (イ) 通路の幅が道路から給油取扱所に至る長さの2分の1以上で、かつ、5メートル以上であること。
- (ロ) 上記(イ)の通路を給油空地の間口前面に2個所以上設けること。
- (ハ) 通路には、万一危険物が流出した場合であっても、河川及び用水路に流出しないように、当該通路の両側を高くする等、危険物の流出防止措置を講ずること。

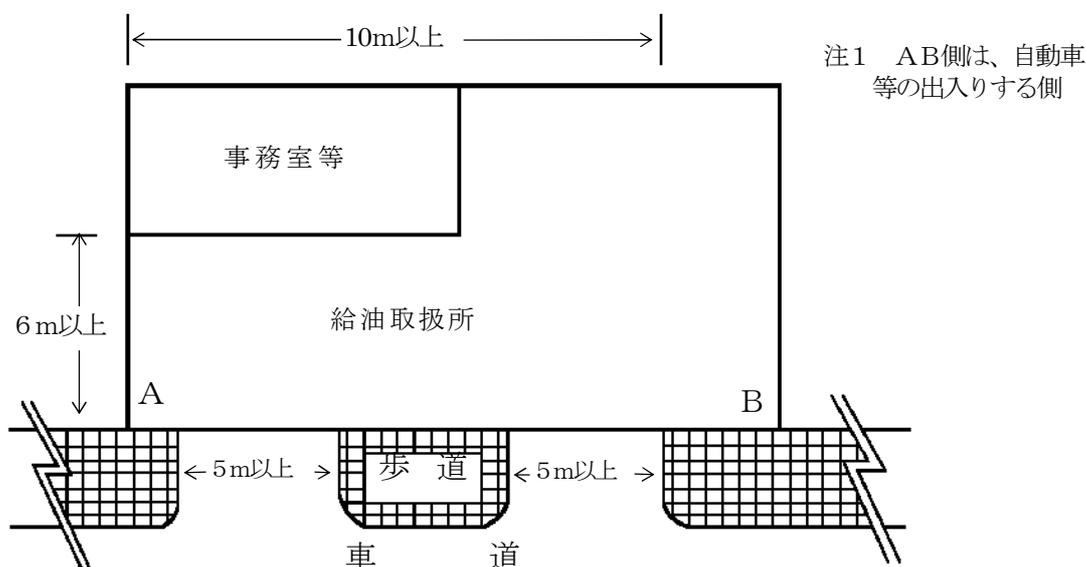
例図



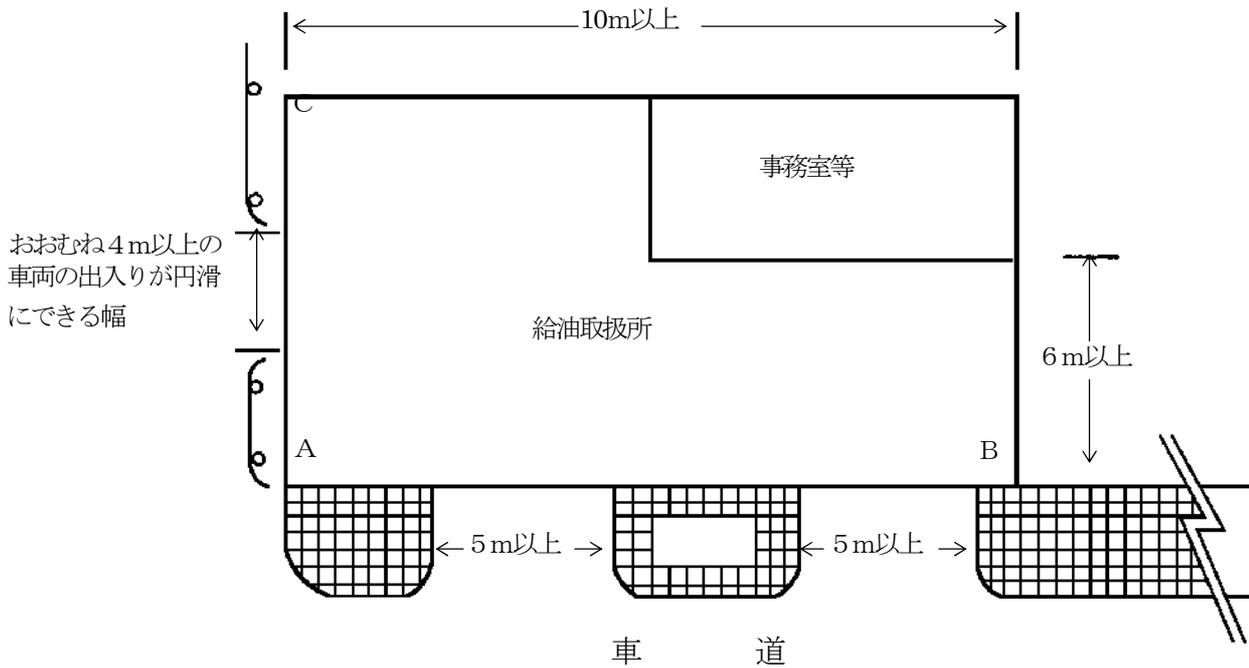
イ 給油取扱所と道路の間に歩道、ガードレールが設けられている場合で、幅5メートル以上の通路を給油空地の間口前面に2個所以上設けられているものにあつては、間口が10メートル以上確保されているものとみなす。(S45 予81)

—自動車等の出入りする側と認められる例—

例図1



例図2

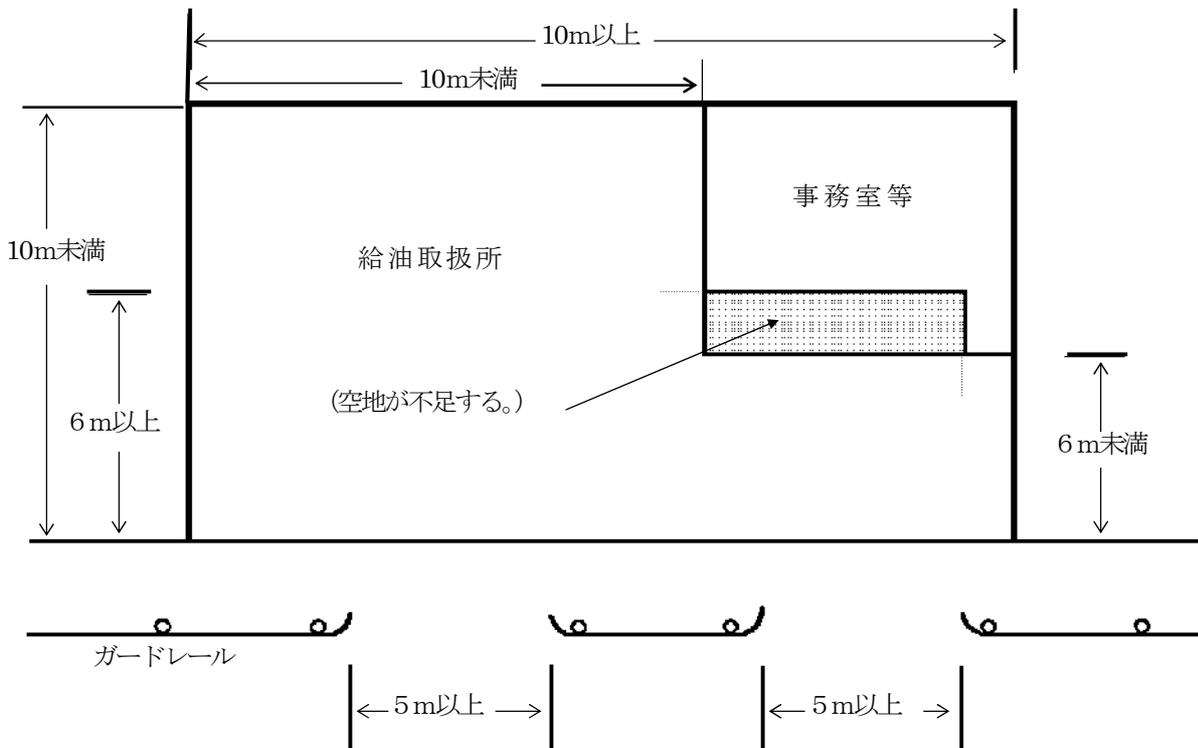


注1 AB、ACの側は、自動車等の出入りする側

2 ACの側は、自動車等が出入りできる箇所が1箇所あればよい。

—自動車等の出入りする側と認められない例—

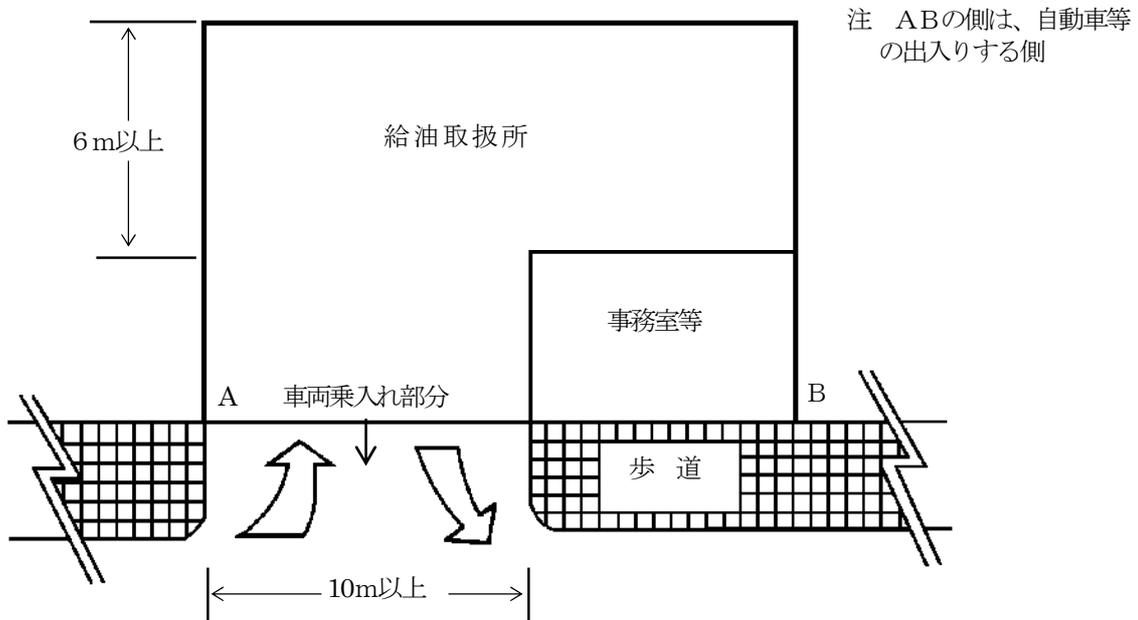
例図3 (右側の出入口が空地からはみ出すもの)



- ウ 給油取扱所の間口に面する側に給油取扱所の事務室等が設けられている場合で、次のいずれかに適合するものにあつては、間口が10メートル以上確保されているものとみなす。
- (7) 幅10メートル以上の通路を1箇所以上設けること。
 - (イ) 幅5メートル以上の通路を2箇所以上、前記ア(7)及び(イ)に準じて設けること。

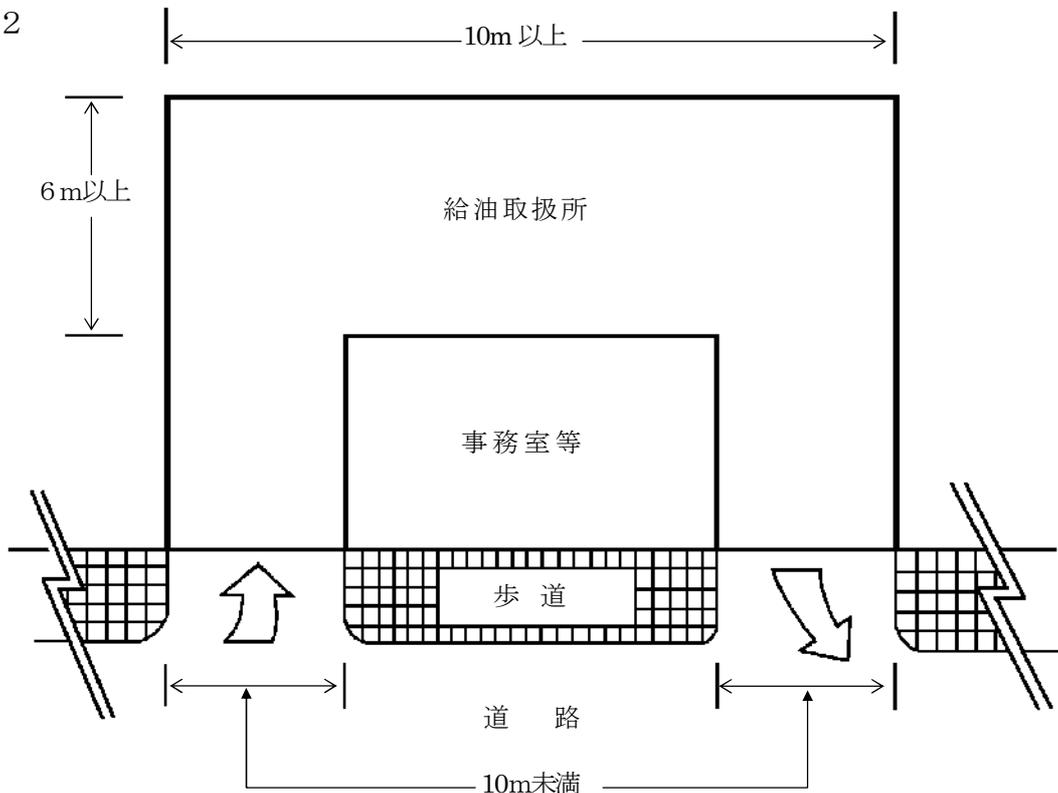
—自動車等の出入りする側と認められる例—

例図1



—自動車等の出入りする側と認められない例（出入口が10メートル未満で、かつ、主たる乗入れ部と給油空地とが相互に充分見通せないもの）—

例図2



エ 前記アからウのほか、道路構造令の一部を改正する政令（平成13年政令第130号）に基づく歩道等の整備・拡幅状況等によっては、給油取扱所が道路に直接面することができなくなり、給油空地の間口と乗入れ部とが同一のものとして確保することができない場合で、次の事項を満足する場合は、次記例図に示す給油空地について、危政令第23条を適用し、認めて差し支えないものであること。（H13危127）

(7) 給油空地は、間口（主たる乗入れ部へ通じる給油空地の一边の長さ）を10メートル以上とし、奥行を6メートル以上とすること。

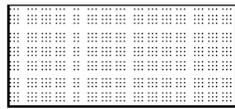
(4) 乗入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

(5) 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

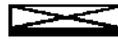
給油空地の例示

(凡例)

給油空地

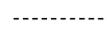


乗入れ部



主たる乗入れ部

への導線



間口



奥行

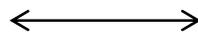


図1

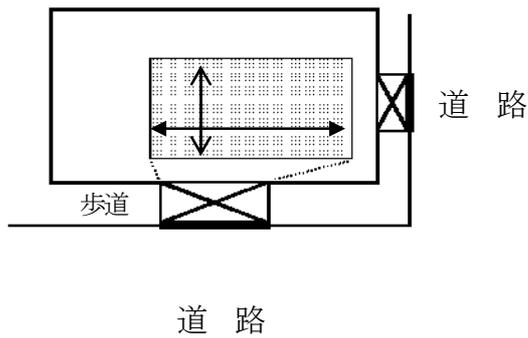


図2

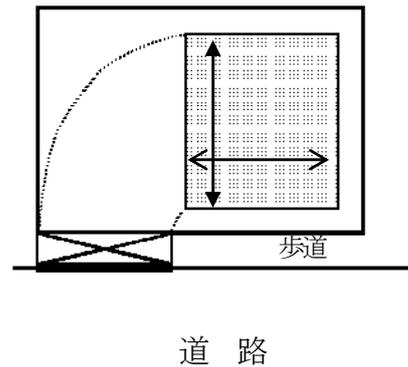


図3

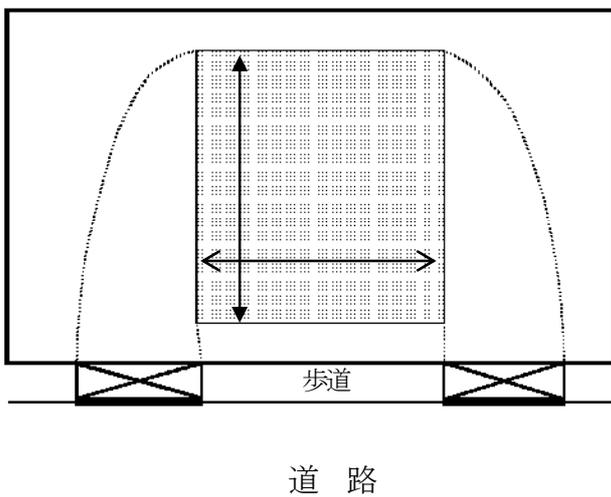


図4

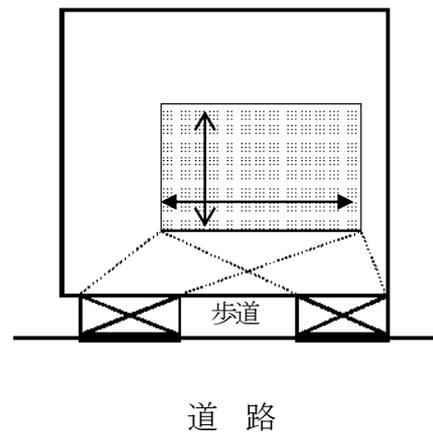


図5

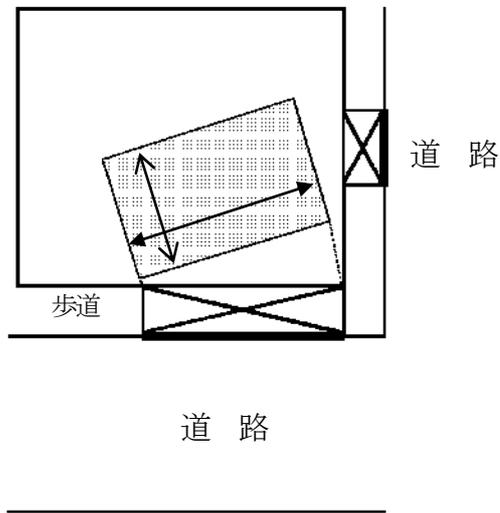
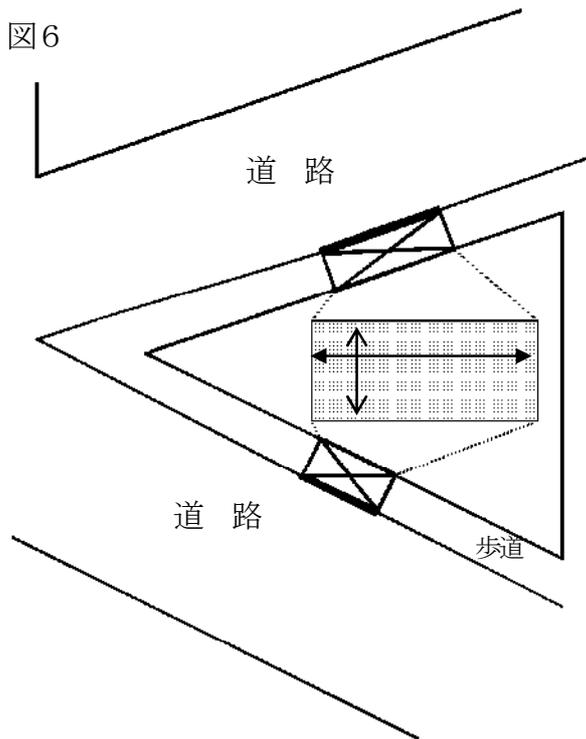


図6



(3) 注油空地 (第1項第3号、危省令第24条の15)

ア 注油空地は給油空地以外の場所に固定注油設備を包含するように保有されていること。

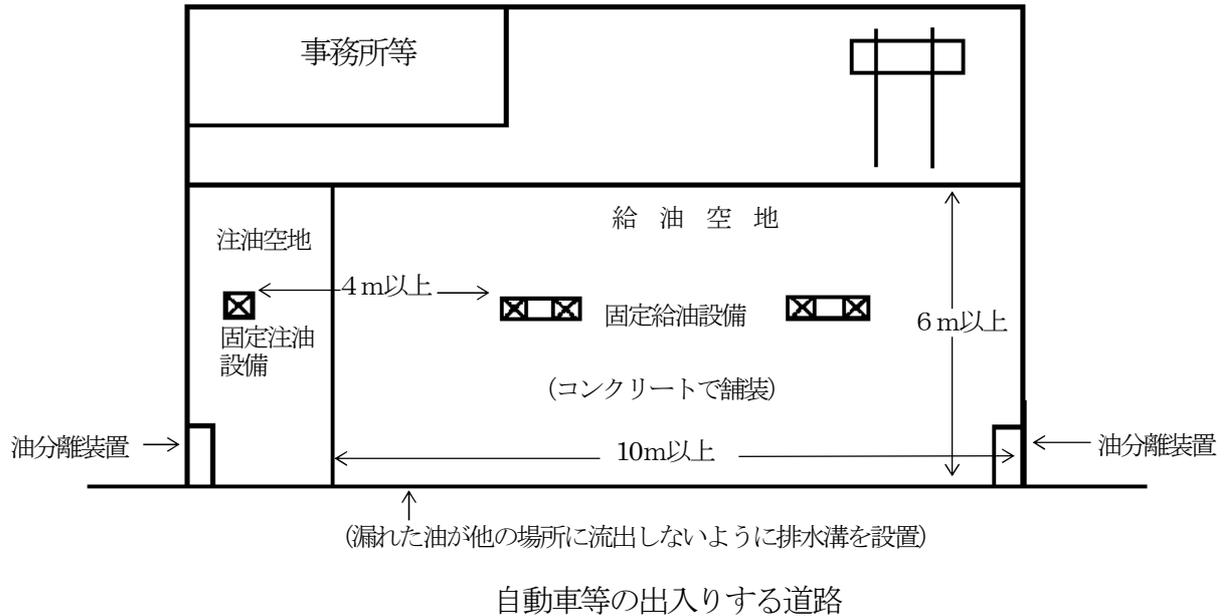
イ 容器に詰め替える場合の注油空地は、容器及び容器を安全に置くための台を包含するように保有されていること。

ウ 車両に固定されたタンクに注入する場合の注油空地は、移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されており、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

この場合、おおむね3メートル×5メートルの矩形の空地を取るよう指導すること。(H1危15)

エ 注油空地の貯留設備(周囲に設ける排水溝及び油分離装置等)は、給油空地のものと兼用できるものとする事。(H1危15)

例図



(4) 空地の舗装 (第1項第4号、危省令第24条の16)

ア 「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等（移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクを固定した車両をいう。以下同じ。）、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。

イ コンクリート等の表面仕上げ材料として、合成樹脂を含んだものを使用する場合は、次のすべてに適合するものであること。

なお、これまでに執務資料等で示されていないものにあつては、予防部と協議すること。

- (ア) 耐油性を有すること。
- (イ) 耐水性かつ排水性を有すること。
- (ウ) 耐荷重性を有すること。
- (エ) 建基法上のJIS(A1321)の難燃2級以上の不燃性を有すること。

ウ 給油空地及び注油空地以外の部分の地盤面の舗装は、アスファルトによる舗装として差し支えない。(H31危81)

(5) 可燃性蒸気、漏れた危険物の滞留防止措置 (第1項第5号、危省令第24条の17第1号)

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

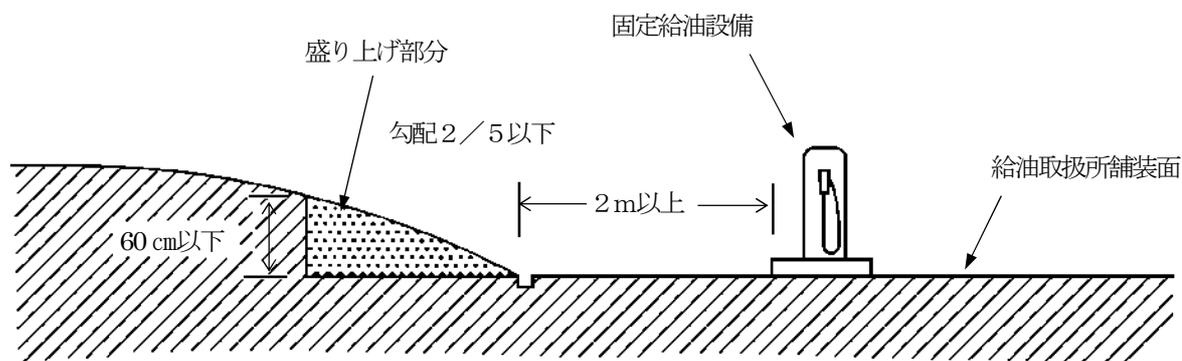
- (ア) 給油空地又は注油空地からこれらの空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。
- (イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保すること。

イ 前面道路が、かさ上げ工事等によって空地の地盤面より高くなったときは、次に掲げる措置を講じれば、危政令第23条を適用することにより、危政令第17条第1項第5号の規定に適合しているものとみなす。(S44予276)

- (ア) かさ上げをした道路と給油取扱所の境界の高低差が60センチメートル以下であること。

- なお、歩道があるときは、自動車等の乗り入れ部分と給油取扱所の境界差とすること。
- (イ) 当該境界部分をコンクリート等により、盛り上げること。
 - (ロ) 盛り上げ部分の勾配は、5分の2以下とすること。
 - (ハ) 盛り上げ部分と固定給油設備の基礎（アイランド）との距離は、2メートル以上確保すること。

例図



ウ 漏れた危険物の滞留防止措置

- (ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれかの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏れ出した危険物が空地内に滞留しないこと。
- (イ) 「空地の地盤面を周囲により高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例であること。

(6) 危険物等の流出防止措置（第1項第5号、危省令第24条の17第2号及び第3号）

ア 収容

- (ア) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されること。

なお、給油空地及び注油空地内には、漏れた危険物等が直接下水道等へ流出するおそれのあるマンホール等を設けないこと。ただし、次のいずれかの方法で措置したときは、この限りでない。

- a マンホールを重耐型（重荷重防水型）とするとき。
- b マンホールの周囲に、排水溝を設けるとき。

- (イ) 「火災予防上安全な場所」とは、注入口の周囲、給油空地、注油空地、及び附随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分をいう。

なお、車両乗り入れ部分が複数面ある場合等で、火災予防上支障がないと認められる場合には、車両の出入りする側に設けても差し支えない。

- (ロ) 「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例であること。

イ 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていること。

- (ア) 水に溶けない危険物を収容する貯留設備
危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

(イ) (ア)以外の貯留設備

流入する降雨等により收容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては「メタノールを取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」(H6 危28)に規定するものの他次のものがあること。

なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは認められないこと。

a 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

b 降雨等の水も併せて收容することができる大容量の貯留設備を設ける。

ウ 排水溝の構造

排水溝は、幅10センチメートル以上、深さ10センチメートル以上で、有効に排水できる構造とし、自動車等の出入りする部分の排水溝の上端及び側面は、鉄枠とするよう指導すること。

なお、排水溝の機能を損なわない限りにおいて、グレーチングのふたを設置することは差し支えないこと。

エ 油分離装置の構造

(ア) 鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニール製、鉄板製等のもので、自動車等の荷重により容易に変形又は破損しないものとする。 (S47 予97) (S49 予121)

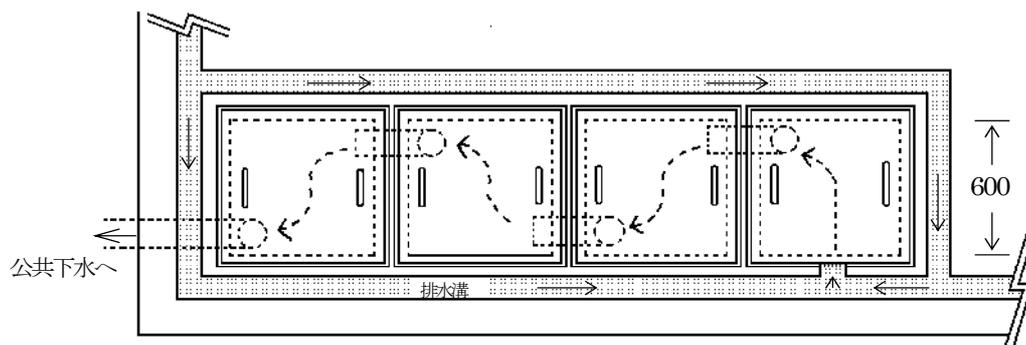
(イ) 油分離装置の設置数は2以上とするよう指導すること。(自家用給油取扱所を除く。)

(ロ) 一の油分離装置の槽数は3以上とすること。

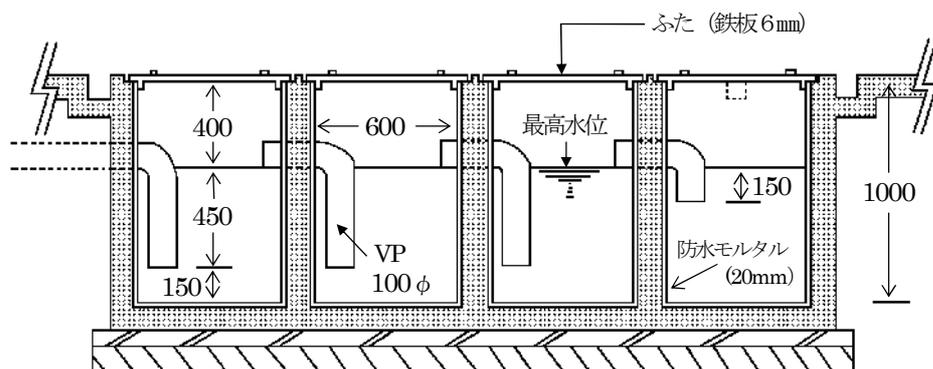
(ハ) 油の收容能力は500リットル(灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては900リットル)以上のものであること。

なお、2以上の油分離装置を設ける場合は、それぞれの油の收容能力が500リットル以上のものとするよう指導すること。

例図



平面図



断面図

(単位 mm)

(7) 標識及び掲示板 (第1項第6号、危省令第17条及び第18条)

ア ガソリン及び軽油以外の自動車用燃料を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その物質名等を表示すること (例:「バイオディーゼル燃料」、「軽油及びバイオディーゼルの混合油」等)。

イ 危険物取扱者の氏名表示等

給油取扱所の従業員のうち、危険物取扱者の氏名を建築物内の適当な場所に名札等により、掲示するように指導すること。(S62 危38)

例図

危険物取扱者 (不在の場合は、名札を裏面にしておくこと。)						
保安監督者	監督代行者	危険物取扱者	危険物取扱者	危険物取扱者	危険物取扱者	危険物取扱者
○ 給油 太郎 甲	○ 一般 次郎 乙4	○ 屋外 花子 乙4	○ 裏 面	○ 移動 三郎 乙4	○ 裏 面	○ 販売 四郎 乙4

(8) 専用タンク及び廃油タンク等 (第1項第7号、危省令第25条)

ア 専用タンクの容量に制限はない(廃油タンク等については、容量10,000リットル以下とすること。)ものである。

イ 専用タンク等の埋設位置

専用タンク及び廃油タンク等の埋設位置は、営業用給油取扱所にあつては、当該給油取扱所の敷地内に設置するよう指導すること。(S42 消丙予 88)

ウ 灯油用専用タンクとボイラー等の接続

給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、灯油用専用タンクから行うことができること。(S62 危 38)

エ 簡易タンクの設置

防火地域及び準防火地域以外の地域にあつても、営業用給油取扱所においては、簡易タンクを設置しないように指導すること。

なお、危政令第23条を適用し、固定注油設備に接続することもできること。(H21 危 204)

オ 中仕切り専用タンク

(7) 専用タンクに中仕切りを設け、ガソリン、軽油又は灯油を貯蔵することは差し支えないが、中仕切り専用タンクに廃油を貯蔵することは認められないこと。(S62 危 60)

(4) ガソリンと灯油は、中仕切り専用タンクの隣接した室に貯蔵しないよう指導すること。

カ 廃油タンク等

(7) 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。

(4) 危省令第25条第2号に規定する「ボイラー等」には、給湯用ボイラー及び冷暖房用ボイラー等のボイラーのほか、自家発電用設備等が含まれること。(S62 危 38)

(7) 潤滑油タンクは、廃油タンク等に該当しないこと。(S62 危 60)

(9) 専用タンクの構造等 (第1項第8号)

専用タンク及び廃油タンク等の構造等については、地下タンク貯蔵所の基準又は簡易タンク貯蔵所の基準によるほか次のとおりとする。

ア タンクの注入口の位置

(7) 注入口は、遠方注入口とするよう指導すること。

なお、廃油タンクの注入口は、整備室内に設けても差支えないものとする。

(4) 注入口の位置は、危政令第27条第6項第1号りの規定趣旨に鑑み、洗車機、整備室(リフト室等)の開口部及び駐車スペースから3メートル以上離れた給油取扱所の空地内とするよう指導すること。また、洗車機等との間に3メートル以上確保できないときは、不燃材料の塀を設けて洗車機等に可燃性蒸気が流出しない措置を講じるよう指導すること。

(7) 注入口付近には、移動タンク貯蔵所から危険物を注入するときに発生する静電気を有効に除去することができる接地電極を設けること。

イ 危険物配管

(7) 危険物を取り扱う配管で、地上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の結合は、危険物の漏れるおそれのない結合とすること。

(4) 地上の点検困難な場所又は屋上に設ける配管の結合部は、溶接継手とすること。

(7) 配管が上屋内部に設けられているものにあつては、有効に目視できる点検口を設けること。

(4) 配管が上屋上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設

される場合は、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えないものであること。

- (ウ) 危険物配管に強化プラスチック製配管を用いる場合にあつては、当該配管が地下その他の火災等の熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置するほか、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準」(H10危23)によること。

ウ 通気管

- (ア) 屋外に設置するものは、さび止め塗装をすること。
(イ) 建築物内に設置するものは、点検空間を設置するとともに、さび止め塗装をすること。
(ウ) 地下に設置する部分は、危政令第9条第1項第21号ニに規定する腐食防止措置をすること。(S62危33)
(エ) 専用タンクの通気管の先端の位置は、貯蔵油種にかかわらず、給油取扱所の敷地境界線から水平距離1.5メートル以上離れた給油取扱所内とするとともに、危政令第27条第6項第1号リの規定趣旨に鑑み、洗車機、整備室(リフト室等)の開口部及び駐車スペースから水平距離1.5メートル以上離れた場所とするよう指導すること。
(オ) 通気管に強化プラスチック製配管を用いる場合は、前記イ(ウ)によること。

(10) 固定給油設備等への配管 (第1項第9号)

ア 固定給油設備又は固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)への専用タンク又は簡易タンク以外のタンクからの配管、例えば屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等の他の危険物施設からの配管の接続は認められないものであること。(H1危15)

イ 固定給油設備と専用タンクの接続

固定給油設備を複数の同一の油種の専用タンクに接続することは差し支えないが、この場合、専用タンクの吸油管には逆止弁を設置し、サイフォン現象を生じないようにすること。(前段(S51危23-12))

(11) 固定給油設備等の構造（第1項第10号及び第14号、危省令第25条の2及び第25条の2の2）

固定給油設備等の構造等については、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等」（H5 危 68）及び「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」（H13 危 43）によるほか、次のとおりとする。

なお、危険物保安技術協会における型式試験確認済のものとするよう指導すること。（S63 危 74）

ア 固定給油設備等を据付ける基礎（アイランド）の内部及び底部は、漏れた危険物が浸透しないよう防水モルタル塗り等とすること。

イ 固定給油設備等の油量等の表示設備（給油量等を表示する機器類をいい、インジケータともいう。）は、給油に支障のない場所に設けること。

ウ 懸垂式の固定給油設備等のポンプ機器は、営業用給油取扱所にあつては、(13)エの道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室に設置するよう指導すること。

エ 固定給油設備等のポンプ又は電動機を、専用タンク内に設けるポンプ機器とする場合にあっては、「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」（H5 危 67）によること。

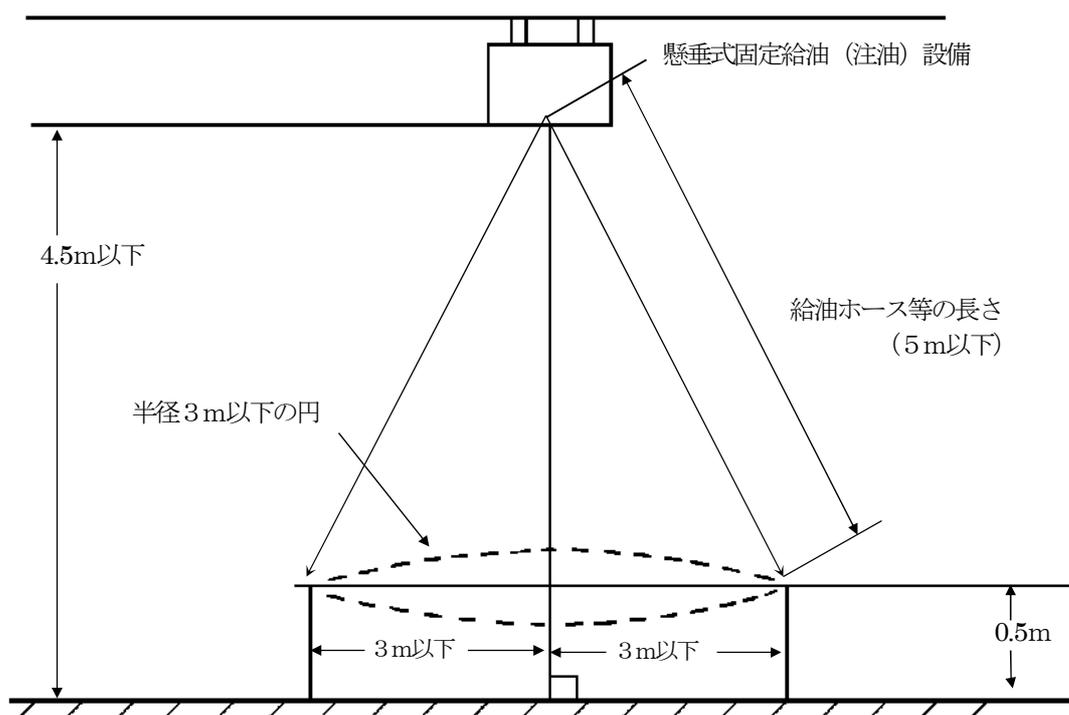
オ 懸垂式の固定給油設備等のホース機器の引出口の高さ及び給油ホース等の長さは、次によること。

(ア) 「ホース機器の引出口の高さ」とは、地盤面からホース機器の外装の下端までの高さをいうものであること。（H1 危 15）

(イ) 懸垂式の固定給油設備等の取付け高さは給油等に支障がない高さで、かつ、上屋、ひさし、上階の床又はポール等に堅固に取り付けること。

(ロ) 給油ホース等の長さは全長 5m以下となるよう指導すること。

例図



(12) 固定給油設備等の表示 (第1項第11号、危省令第25条の3)

ア 「給油ホース等の直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油設備等の本体ケース）又は給油ホース等自体（ノズルの部分又はノズルの直近の部分）をいうものであること。(S62 危 38)

イ 「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。(S62 危 38)

(13) 固定給油設備の位置 (第1項第12号、危省令第25条の3の2)

ア 固定給油設備の位置の測定は、固定給油設備の中心（給油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点をいう。以下同じ。）から道路境界線及び塀又は壁の固定給油設備に面する側までを測定すること。

なお、危省令第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する間隔を併せて測定すること。

イ 建築物の壁に開口部がない場合とは、固定給油設備の位置から2メートルの範囲内に開口部がない場合をいうものであること。

ウ 2以上の固定給油設備相互間の離隔規制はないものであること。(S62 危 38)

エ 道路境界に防火塀が設けられている場合、道路境界線を敷地境界線とみなして必要な間隔を確保することとするが、この場合、防火塀の先端から固定給油設備までの間に道路境界線との間隔に必要な距離も確保すること。

オ 道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室

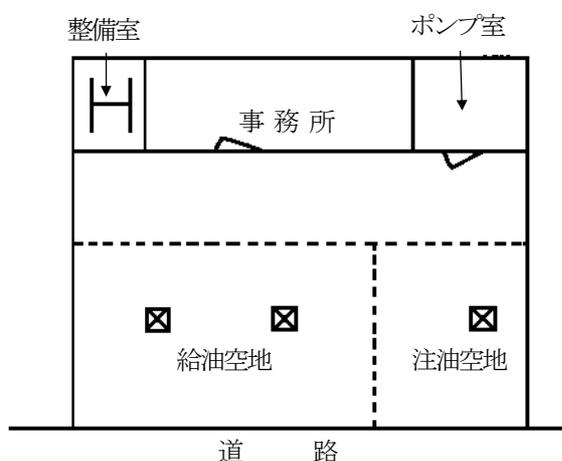
(イ) ポンプ室は、危省令第25条の3の2の適用のほか、危政令第17条第1項第20号の規定を適用すること。

(ロ) 「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所等への可燃性蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はなく、給油空地、注油空地及びその他の給油取扱所の空地（屋外又は給油若しくは灯油の詰替えのための作業場）に面していることをいうものであること。(H1 危 44)

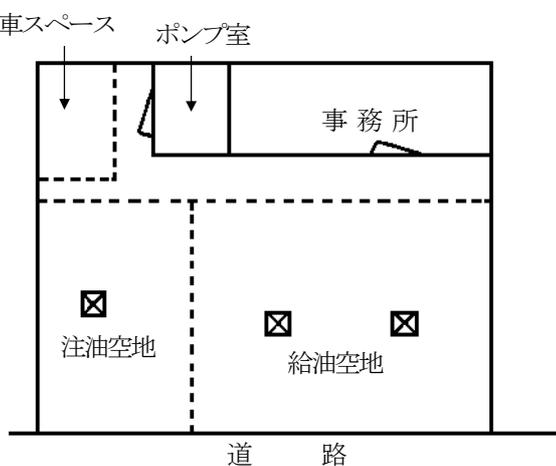
なお、従業員等が業務中に常時監視等できる位置に設置するよう指導すること。

カ 敷地境界線とは、給油取扱所の境界ではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界線といわれる部分を指すものであること。(S62 危 91)

例図1



例図2



(14) 固定注油設備の位置 (第1項第13号、危省令第25条の3の2)

- ア 固定注油設備のアイランドは、固定給油設備のアイランドと兼ねることはできないものとする。 (S62 危 60)
- イ 固定注油設備の位置の測定は、固定給油設備の例によること。
- ウ 固定注油設備が固定給油設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合している場合は、当該固定注油設備を固定給油設備として、ガソリン、軽油等を取扱って差し支えないこと。 (S62 危 60)
- エ 固定注油設備のポンプ機器を固定給油設備のポンプ機器と隣接して設置できるのは、「道路境界線から間隔を保つことを要しないポンプ室」にポンプ機器を設置する場合に限られること。

(15) 懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置 (第1項第15号)

- ア 懸垂式固定給油設備等の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止できる装置とすること。
- イ 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示をすること。(前段(H1 危 15))



(16) 建築物の用途制限等（第1項第16号、危省令第25条の4）

ア 建築物の用途制限

(7) 給油取扱所の従業員の寄宿舍（5項ロ）、長距離トラック運転手用の簡易宿舍（5項イ）、公衆浴場（9項ロ）等は、危省令第25条の4第1項第1号から第6号までの用途に該当しないので、建築物をこれらの用途には使用できないものであること。

また、給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等の建築物以外の工作物の設置は認められないものであること。（S62 危 38）

なお、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、PHS等のアンテナを設けても差し支えないものであること。（H9 危 27）

(イ) 危省令第25条の4第1項各号に掲げる用途には、いずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、機能的な従属に係る運用については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（S50 予 41・安 41）1(1)によること。（R6 危 40）

(ロ) 次のものは危省令第25条の4第1項第1号の用途とすること。（H1 危 44）

a ポンプ室及び油庫

b 給油又は灯油の詰替えのための作業場と一体となっており、かつ、壁等で区画されていない自動車等の点検・整備を行う作業場及び洗車場

c コンプレッサー室（コンプレッサーが点検・整備を行う作業場で用いられる場合にあっては、当該コンプレッサー室は危省令第25条の4第1項第3号の用途に該当するものとする。（H6 危 66）

(エ) 危省令第25条の4第1項第6号の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。（S62 危 38）

イ 床面積の制限

(7) 床面積の算定は、壁等で区画された部分を対象として算定すること。

(イ) 壁等で区画された建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場にあっては、給油取扱所の係員が同伴する顧客の一時的な出入りは、顧客が係員の監督下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員として扱い、当該場所を係員のみが出入りするものとして取り扱って差し支えないものであること。この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。（H13 危 127）

(ロ) 2棟以上建築物がある場合、面積計算は合算すること。

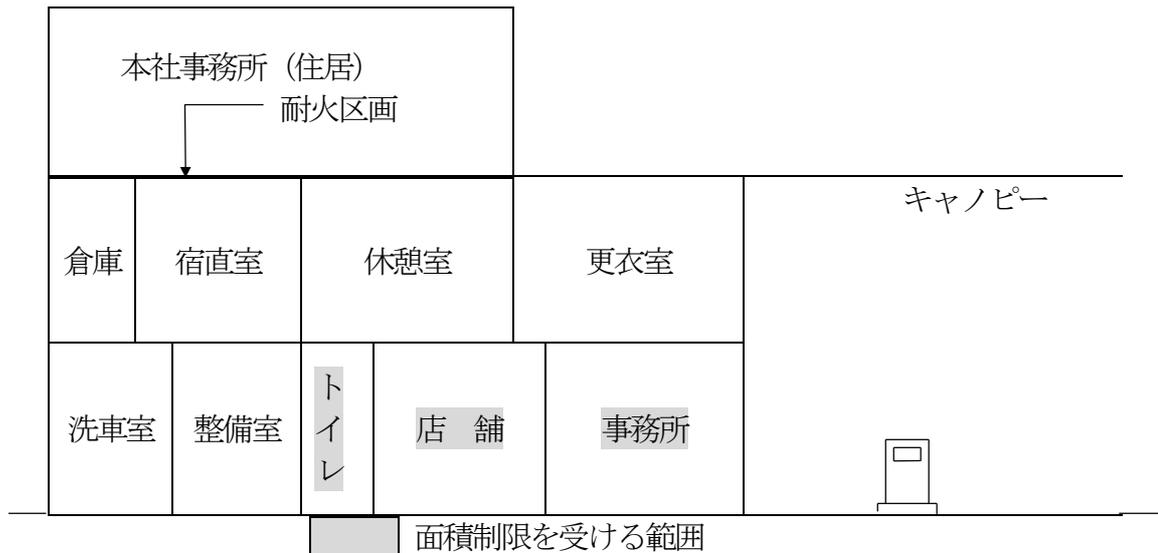
ウ 建築物以外の工作物

建築物以外の工作物の設置は認められない。（S62 危 38）

エ 建築物の2棟設置

一の給油取扱所内に、危省令第25条の4第1項第2号に定める用途に供する建築物（給油取扱所の業務を行うための事務所）のほかに、同項各号の用途に供される建築物を設けることとしても差し支えない。この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものとする。（H31 危 81）

例図

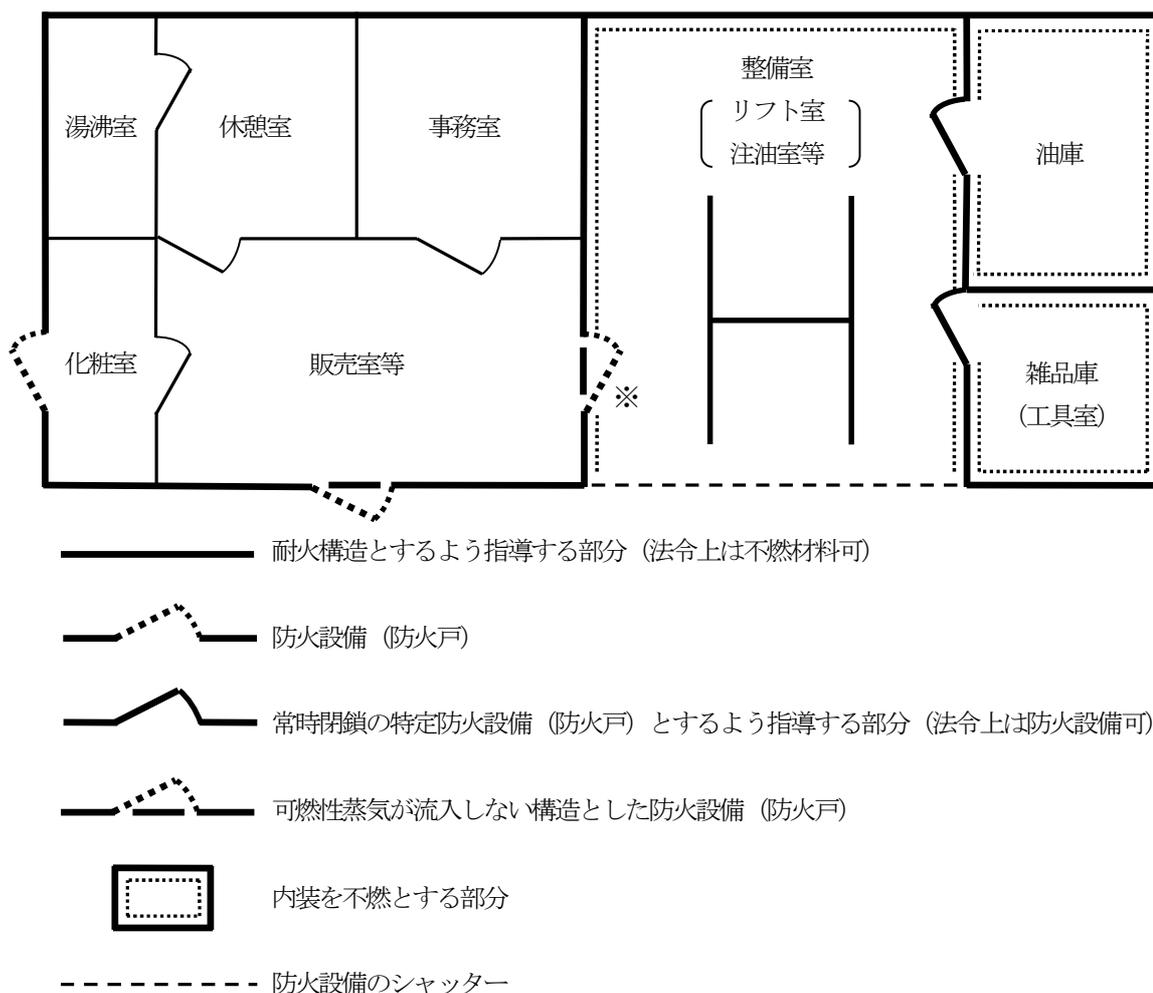


(17) 建築物等の構造等 (第1項第17号及び第18号、危省令第25条の4)

ア 建築物の構造等

- (ア) 外壁は、耐火構造とするよう指導すること。
- (イ) 危険物を取り扱う室（整備室、油庫）は次のとおりとすること。
 - a 壁は耐火構造とするよう指導すること。
 - b 内装は不燃とすること。
 - c 出入口は常時閉鎖の特定防火設備とするよう指導すること。
 - d 危険物取扱室と販売室等（火気使用室）との間は可燃性蒸気が流入しない構造（15センチメートル以上の段差+開口部常時閉鎖）とすること。
- (ロ) 事務室、販売室、トイレ等の間仕切壁は、難燃材料を使用することができること。(H9危31)
- (ハ) 危省令第25条の4第4号の自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造られた戸で差し支えないものであること。(S62危60)
- (ニ) 危省令第25条の4第5項第2号に規定されている、漏れた可燃性の蒸気が給油取扱所の建築物のうち事務所その他火気を使用する場所の内部に流入しない構造として、スロープを設ける場合は次によること。(H9危26)
 - a スロープの最下部から最上部までの高さが15センチメートル以上であること。
 なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が15センチメートル以上となるところまでをスロープとみなすものとする。
 - b スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
 - c スロープ上において給油又は注油を行わないこと。
- (ホ) 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場の出入口は、危省令第25条の4第5項に定める可燃性蒸気の流入しない構造の適用を除外されているが、事務所その他火気を使用する場所と当該作業場の出入口（次図※部分）については、当該可燃性蒸気の流入しない構造とすること。
 なお、建築物の内部構造については、次図によること。

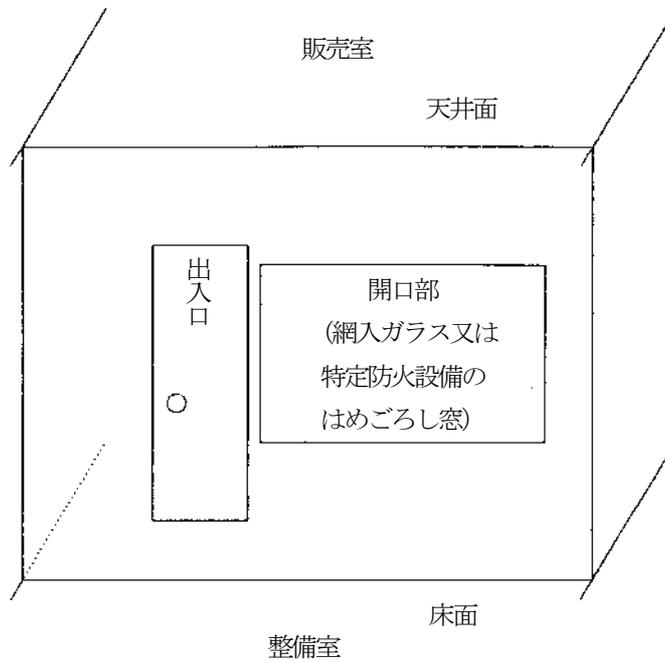
例図



- (キ) 前図において内装不燃を指定している以外の部分の内装材は、難燃材料を用いても差し支えない。ただし、宿直室、休憩室等の床を畳み敷とする場合はこの限りでない。
 - (ク) コンプレッサー室を設ける場合は、付近の地盤面（床面）から高さ1メートル以上の位置に防火上有効なダンパーを設けた給気口を設置すること。この場合、給気口をリフト室に面して設置するときは、給気口に40メッシュの銅又はステンレスの引火防止網を設けること。
 - (ケ) 販売室等にカーテン、じゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有するものを用いること。
 - (コ) 所有者、管理者又は占有者の住居を設ける場合は、住居内の内装等についての制限はないものであること。
 - (ク) 建築物の給油取扱所の用に供する部分と他の部分とを区画する床又は壁を貫通する配管等については、別記4の2によること。
- イ 開口部の構造、制限等
- (ア) 固定給油設備等又は注入口から4メートル以内の位置にある事務室又は販売室等の1階に設ける窓は、建基法の規定により設置する排煙用の窓を除きはめごろしとすること。
 - (イ) 休憩室、更衣室又は宿直室には、採光のため屋根に窓を設けることができること。この場合において、開口面積は1平方メートル以下とし、網入ガラスをはめごろしとするとともに、その上部に防護網を設けること。

- (7) 整備室と事務室若しくは販売室等との間の間仕切壁に開口部を設ける場合は、出入口にあっては自動閉鎖の防火設備（防火戸）とし、窓にあっては次によること。
- a 必要最小限の開口面積とすること。
 - b 網入ガラス（防火設備）又は飛散防止シート等飛散防止対策を施した特定防火設備のはめごろし窓とすること。

例図



(e) 整備室の自動車等の出入口には、危省令第25条の4第3項の規定にかかわらず、防火設備のシャッター等を設けるよう指導すること。

(f) 自動閉鎖の出入口として自動ドア（電動式）を設ける場合は、販売室及び事務所の出入口に限るものとし、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引戸又は引分け戸とすること。

なお、停電時においても自動閉鎖できるものであること。

(g) 給油取扱所内に販売目的のタイヤを展示するガレージ（鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの）を設置し、開放して展示販売しても差し支えないものであること。

なお、この場合において、当該ガレージ内では火気を取り扱わないものであり、給油行為等に支障のない場所に設置するものとする。こと。（H10 危 90）

(h) トイレへの出入りのための前室で、寄り付き（建築物本体の外周より内側にへこんだ空間で、出入りのための通行専用と認められるものをいう。）とされ、建基法上床面積に算入されないものは、次に適合させることにより前室と屋外との出入口に防火設備（防火戸）を設置しないことができる。（この場合、前室はキャノピー面積に算入すること。）

a 前室の敷居の高さは15cm以上とすること。

b 前室とトイレとの出入口は自動閉鎖式の防火設備（防火戸）とすること。

ウ 上屋（キャノピー）の構造等

(f) 「第1、3 屋外又は屋内の判定」に基づき、上屋及び建築物のひさし等の面積が、空地の面積に対し、3分の1以下であること。

(g) 上屋の支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。

(h) 防火扉又は防火扉に代える建築物の壁から、水平距離で1メートル以内の部分に上屋を設ける場合は、防火扉又は防火扉に代える建築物の壁を上屋まで立ち上げ、一体とすること。（H1 危 44）

(i) 上屋が建築物に1メートル以内に近接する場合で、当該上屋下方にある事務所等の窓については、階にとらわれずはめごろしとすること。

(k) 上屋に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが次に適合している場合に限り、危政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。

（H13 危 33）

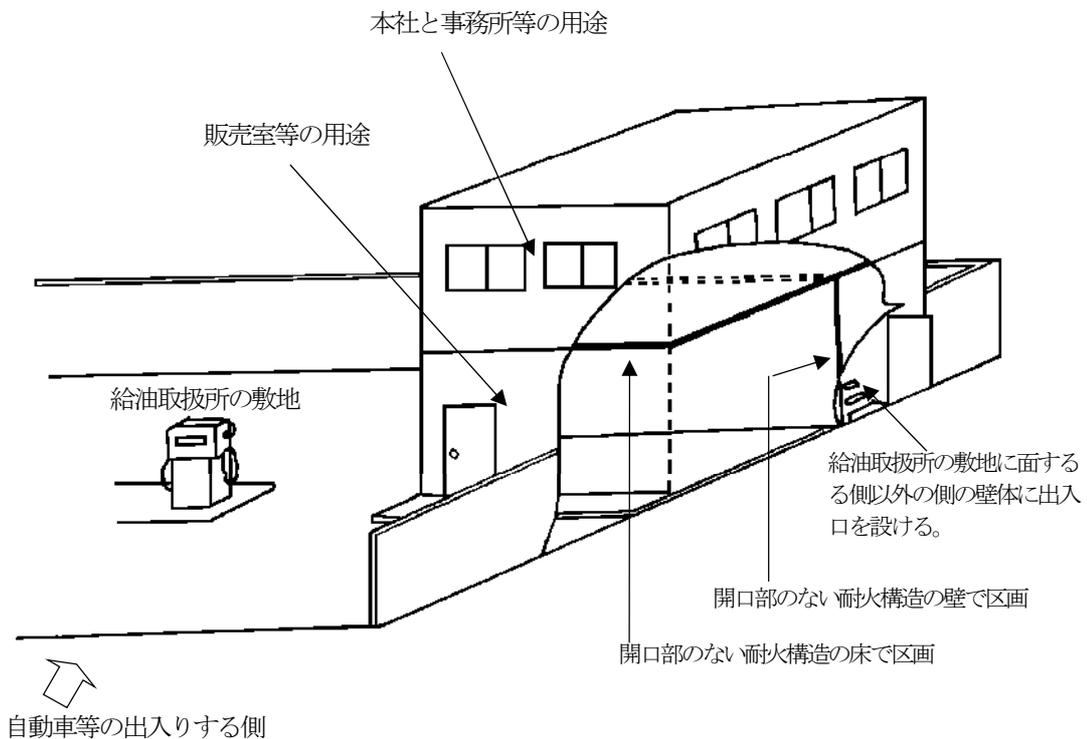
a 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付部が耐震性を有していること。

b 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入ガラス等を使用していること。

c 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

d ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

エ 危政令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、次図の例によること。（S62 危 38）（H1 危 15）



(18) 防火塀（第1項第19号、危省令第25条の4の2、危告示4条の52）

ア 自動車等の出入りする側

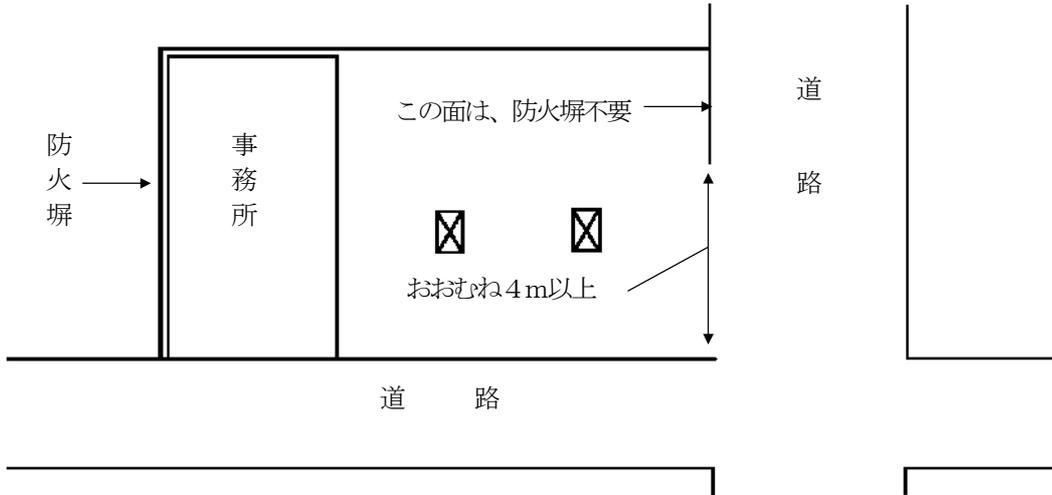
(ア) 自動車等の出入りする側とは、幅員がおおむね4メートル以上の道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等の出入りできる側であること。（S51 危94）

なお、危省令第1条第1号ニに規定する道路とは、私道でも差し支えないものであるが、現に道路としての形態を有し、一般の交通の用に供する道路であること。（H9 危27）
一般の交通の用に供する道路については、次によるものとする。

- a 常時自動車等の通行が可能であること（駐車車両等がないように管理されていること）。
- b ポールや固定石等の障害物が設けられていないこと。
- c 道路と駐車場等が隣接している場合（敷地内通路等）には、溝、布石又はペイント等により道路の範囲を明示するよう指導すること。

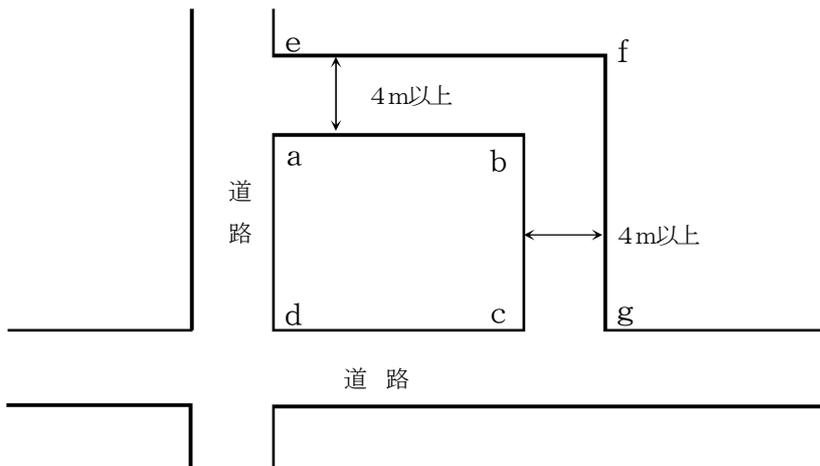
(イ) 主たる乗入部（給油空地の間口の側に設けるもの）以外の乗入れ部の有効幅員が、おおむね4メートル以上の車両の出入りが円滑にできる幅を有し、かつ、(ア)の道路に接している場合にあつては、当該乗入れ部のある側を自動車等の出入りする側とみなして差し支えない。

例図



(7) 自動車等の出入りする側として塀を設けない範囲の例は次のとおりとし、各図とも、※に示す部分について、現に一般の道路としての形態を有し、一般の交通に供されており、自動車等の通行が可能な場合に限る。(H9 危 27) また、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくても差し支えない。(H31 危 81)

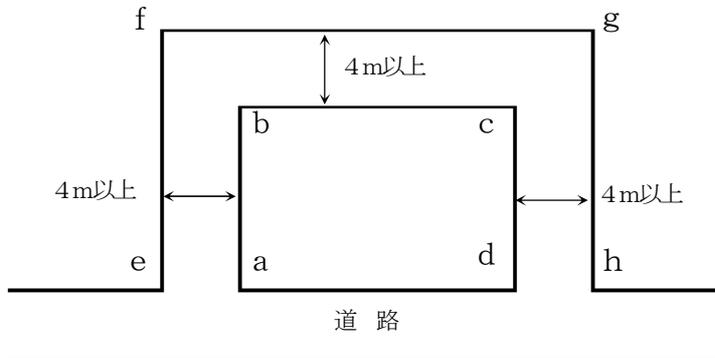
例図 1



*防火塀を設けない範囲
abcd で囲まれる給油取扱所の a-b 部分、b-c 部分、c-d 部分及び d-a 部分

※abc-efg で囲まれる部分

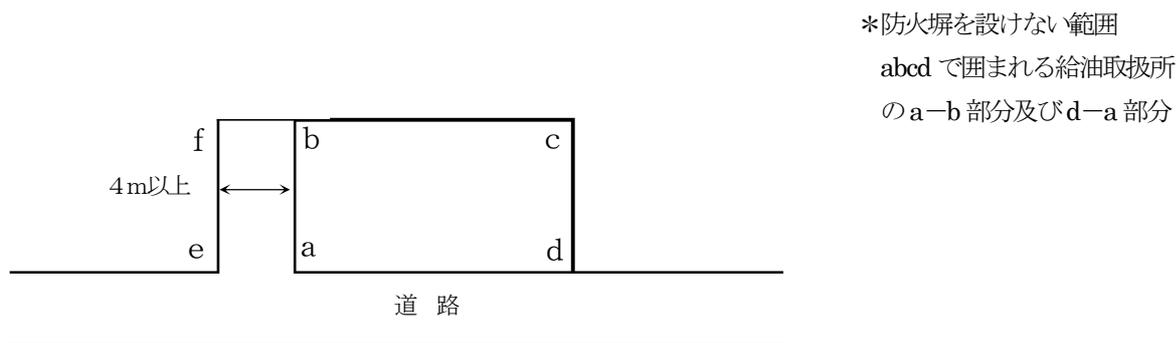
例図 2



*防火塀を設けない範囲
abcd で囲まれる給油取扱所の a-b 部分、b-c 部分、c-d 部分及び d-a 部分

※abcd-efgh で囲まれる部分

例図 3



※ab-ef で囲まれる部分

イ 塀の構造

(7) 塀の高さ2メートル以下の部分の構造は、耐火構造（平成12年5月30日付け建設省告示第1399号に定めるものに限る。）とするよう指導すること。

なお、高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5センチメートル以上のもので施工する場合には、当該パネルを支持する部材についても強度を確保するための耐火被覆をするよう指導すること。

(4) 塀は地震及び風圧による影響を受けない安全な構造のものであること。

ウ 塀の高さ

(7) 隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たす高さとする。ただし、次のエに基づき当該給油取扱所に接近して延焼のおそれのある建築物があるときに塀を防火上安全な高さとした場合はこの限りでない。

(4) 「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料2 災害現象解析モデルの一例4. 火災・爆発モデル」（別記8）に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

(5) 計算にあたっては、次のとおり計算すること。（H18危191）

a 給油中の火災

漏えい量を固定給油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とする。

火炎の範囲は、車両給油口の直下を中心とした円とする。

b 注油中の火災

漏えい量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とする。

火炎の範囲は、詰め替える容器を置く場所を中心とした円（移動貯蔵タンク等に注入する場合は移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円）とする。

c 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

火炎の範囲は、移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円とする。

エ 延焼のおそれのある建築物があるときに塀を防火上安全な高さとした場合

(7) 「延焼のおそれのある建築物」とは、次によること。

a 防火塀から隣接建築物が平屋建の場合にあつては、水平距離3メートル以内、2階建以上の場合にあつては、水平距離5メートル以内にあるもの

ただし、当該建築物の外壁及び軒裏の構造が防火構造で開口部に防火設備が設けられている建築物の部分並びに固定給油設備等の中心から平屋建の場合は6メートルを

を超える部分にある建築物の部分、2階建以上の場合は8メートルを超える距離にある建築物の部分にあっては延焼のおそれのない建築物とみなす。

b 注入口から1メートル以内の建築物の部分

ただし、当該建築物の外壁及び軒裏の構造が防火構造で開口部に防火設備が設けられている建築物の部分にあっては、延焼のおそれのない建築物とみなす。

(a、bの場合とも、建築物にバルコニーが設けられている場合は当該バルコニーも建築物の一部と判断する。ただし、当該建築物の外壁及び軒裏の構造が防火構造で開口部に防火設備が設けられている建築物に設けられるバルコニーについては、バルコニーの構造にかかわらず延焼のおそれのない建築物とみなす。)

(i) 延焼のおそれのある建築物がある場合の防火塀を高くする範囲は、次によること。

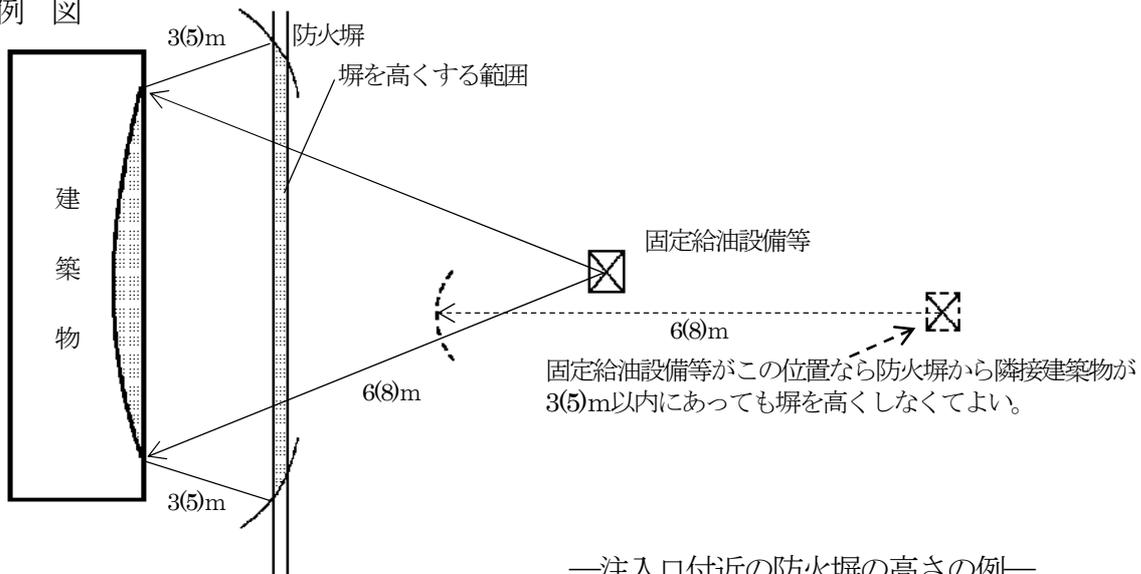
a 固定給油設備等の中心から隣接建築物が平家建の場合は半径6メートルの円、2階建以上の場合は半径8メートルの円と隣接建築物の外側の交点から隣接建築物が平屋建の場合は3メートル以内、2階建以上の場合は5メートル以内の範囲とすること。

b 注入口から1メートルの円と隣接建築物の外側の交点から1メートル以内の範囲とすること。

(ii) 延焼のおそれのある建築物がある場合の防火塀の高さは、次図の例によること。

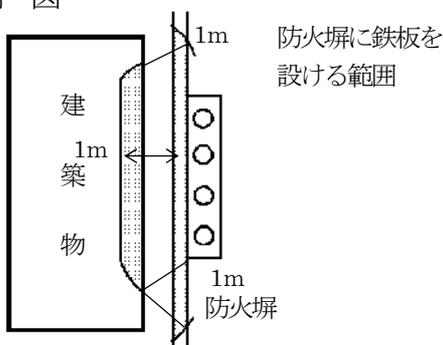
—防火塀を高くする範囲の例—

例 図

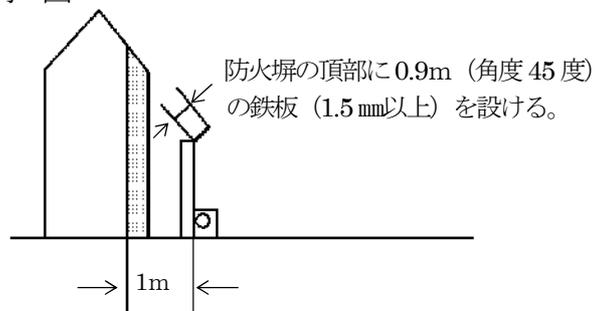


—注入口付近の防火塀の高さの例—

例 図

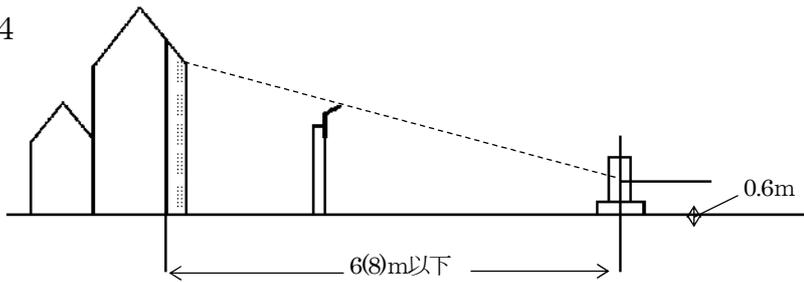


例 図



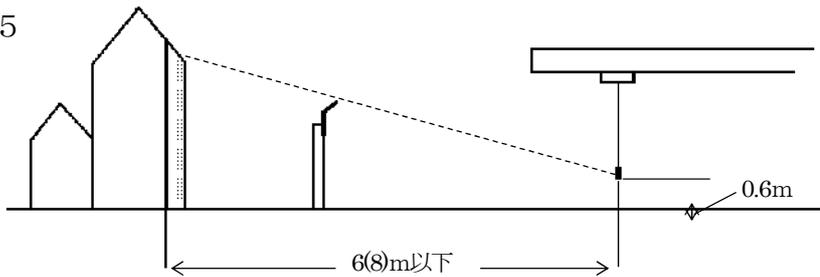
—防火塀の高さの例—
(地上式固定給油設備等)

例図4



(懸垂式固定給油設備等)

例図5



オ 塀に設ける開口部

塀に設ける開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの）の大きさは、交通事故を防止するため自動車等の出入りの際に見通しをよくするよう開口部を設ける場合等必要最小限の大きさとするよう指導すること。

なお、塀に開口部を設ける場合は、次のとおりとすること。

- (ア) 塀に設ける開口部は、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。この場合において、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。
- (イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて危告示で定める式を満たすこと。

カ 塀に代える壁

- (ア) 給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合の壁は、地盤面から2メートルまで（上階がある場合は、2階の床面まで）を対象とすること。
- (イ) 塀に代える壁には開口部を設けないよう指導すること。ただし、採光のためやむを得ないと認められる開口面積1平方メートル以下の窓を、1の室につき1箇所に限り設ける場合はこの限りでない。
- (ウ) 塀に代える壁には、防火設備ではめごろし戸である開口部以外の開口部を設けることができない。ただし、次に掲げる場合は、危政令第23条を適用して開口部を設けることができる。
 - a 湯沸室、便所等の用途上必要な換気のためのものであり、かつ、延焼防止上支障がないと認められる開口面積0.1平方メートル以下の窓又は防火ダンパー付きの換気扇等を設ける場合
 - b 幅員4メートル以上の道路又は河川等に面する側に開口部を設ける場合
 - c 避難用の出入口として、開口面積2平方メートル以下の自動閉鎖の特定防火設備（防火戸）を1箇所に限り設ける場合

- d 油庫、ポンプ室等の可燃性蒸気を屋根上に放出する設備が外壁を貫通するときで、当該設備を内径 20 センチメートル以下の鋼管とした場合

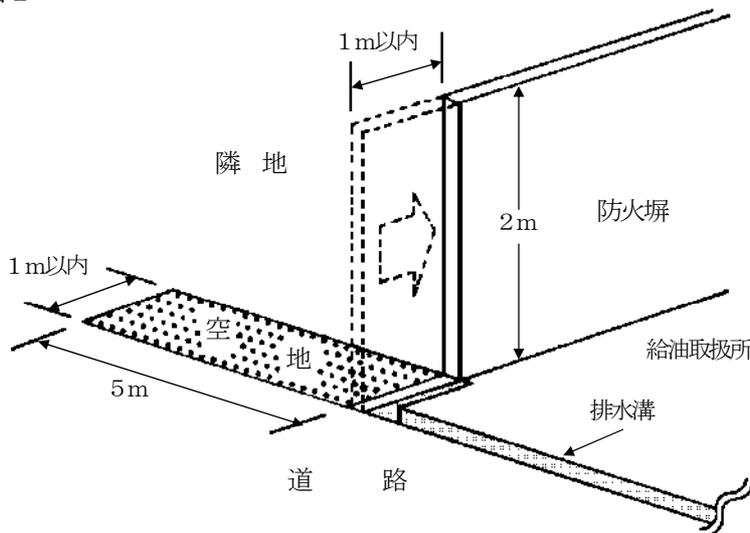
キ 塀の特例

- (7) 給油取扱所と同一の所有者又は管理者若しくは占有に係る危険物施設、車庫又は駐車場その他これに類するものを給油取扱所に接して設けるときで、当該危険物施設等に通じる専用通路を給油取扱所に接して設ける場合は、当該専用通路部分と給油取扱所との敷地境界に設ける塀は、危政令第 23 条を適用して、専用通路の隣接地との境界に設けることができること。この場合、給油取扱所と専用通路との境界に高さ 0.5 メートル以上のグリーンベルトを設けること。

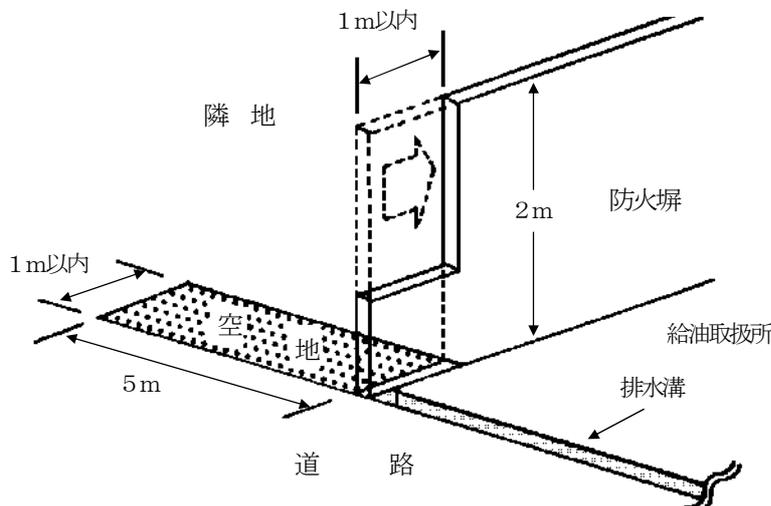
なお、当該グリーンベルトは、道路境界線から 5 メートルを超えない範囲で後退することができること。

- (イ) 自動車等の出入りする側に面する道路の交通が頻繁なもの、又は当該道路に歩道等があり、給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等、やむを得ない事情があるときで、かつ、隣地に建築物がない場合は、危政令第 23 条を適用して、塀を道路境界線から 1 メートル以内に限り後退することができること。(H30 危 42)

例図 1



例図 2



(19) ポンプ室等 (第1項第20号)

ア ポンプ室等の共通事項

- (ア) ポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。
(H1 危15)

なお、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導すること。

- (イ) ポンプ室等に必要な採光、照明の設備については、照明設備を設置すること。
- (ロ) ポンプ室等の換気及び可燃性蒸気の排出設備は別記1によること。
- (ハ) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とする。(H1 危44)

なお、給油取扱所のポンプ室等にあつては、引火点40℃未満の危険物の取扱いがない場合であっても、可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等の例によるよう指導すること。

イ ポンプ室

上記ア(イ)から(ハ)までによるほか、次によること。

- (ア) ポンプ室は、1階に設けること。
- (イ) ポンプ室には、天井を設けないこと。
- (ロ) 出入口には、自動閉鎖の特定防火設備(防火戸)を設けるよう指導すること。
- (ハ) ポンプ設備は、日常の点検を容易に行えるよう、ポンプ設備と壁及びポンプ設備相互の間隔を十分に確保すること。
- (ニ) 引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室には、可燃性蒸気を検知する警報設備を2(10)オに準じて設置するよう指導すること。

ウ 油庫

上記ア(イ)から(ハ)までによるほか、次によること。

- (ア) 床面積は、おおむね15平方メートルを超えないこと。
- (イ) 原則として、出入口は1箇所とし、自動閉鎖の特定防火設備(防火戸)を設けるよう指導すること。

エ 整備室(リフト室)

上記ア(イ)から(ハ)までによるほか、次によること。

- (ア) 自動車等の点検・整備を行う作業場であつて、三方が壁に囲まれた部分は、整備室の基準を適用すること。(H1 危44)
- (イ) 営業中整備室の間口全面を開放して作業する整備室にあつては、換気はされているものとする。
- (ロ) 奥行の寸法が間口の寸法以下であり、かつ、2メートル以下で間口全面を開放して作業する整備室(点検・整備用のピット等がないものに限る。)の排出設備にあつては、強制排出設備によつても差し支えないものであること。

(20) 電気設備 (第1項第21号、第2項)

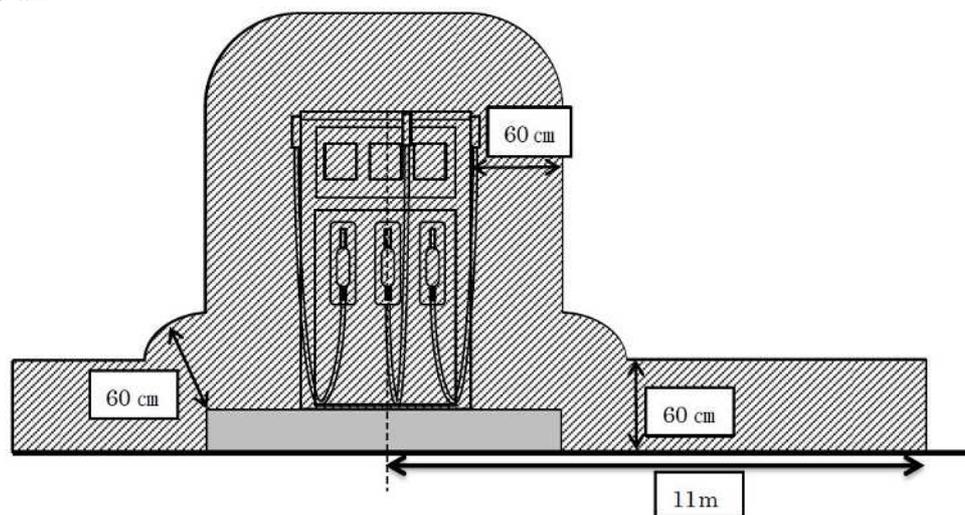
電気設備は、製造所等の電気設備と同様に電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。また、屋内給油取扱所にあっても同様とする。

ア 給油取扱所における危険場所(可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所)は、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」(R6 危40) 別紙3の範囲とする。(「可燃性蒸気流入防止構造の基準」(H13 危43)の構造のものを除く。)

(イ) 地上式固定給油設備等

- a 固定給油設備の周囲0.6メートルまでの範囲
- b 固定給油設備等の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11メートルまでで、基礎又は地盤面からの高さ0.6メートルまでの範囲
- c 上記のほか、固定給油設備等において、一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造(以下「ベーパーバリア」という。)を備えたものがある。これには、気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するソリッドベーパーバリア及び一定の構造を有する間仕切りと通気を有する空間(エアギャップ)により可燃性蒸気の流入を防止するエアベーパーバリアがあり、その具体的な基準については、「可燃性蒸気流入防止構造の基準」(H13 危43)によるものであること。

例図

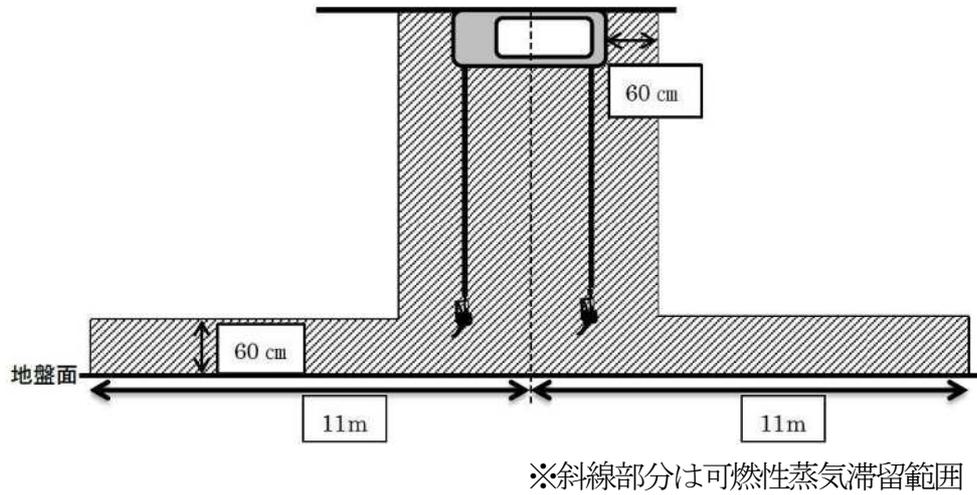


※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

(イ) 懸垂式固定給油設備等

- a 固定給油設備の端面から水平方向0.6メートルまでで地盤面までの範囲
- b 固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.1メートルまでで、地盤面からの高さ0.6メートルまでの範囲

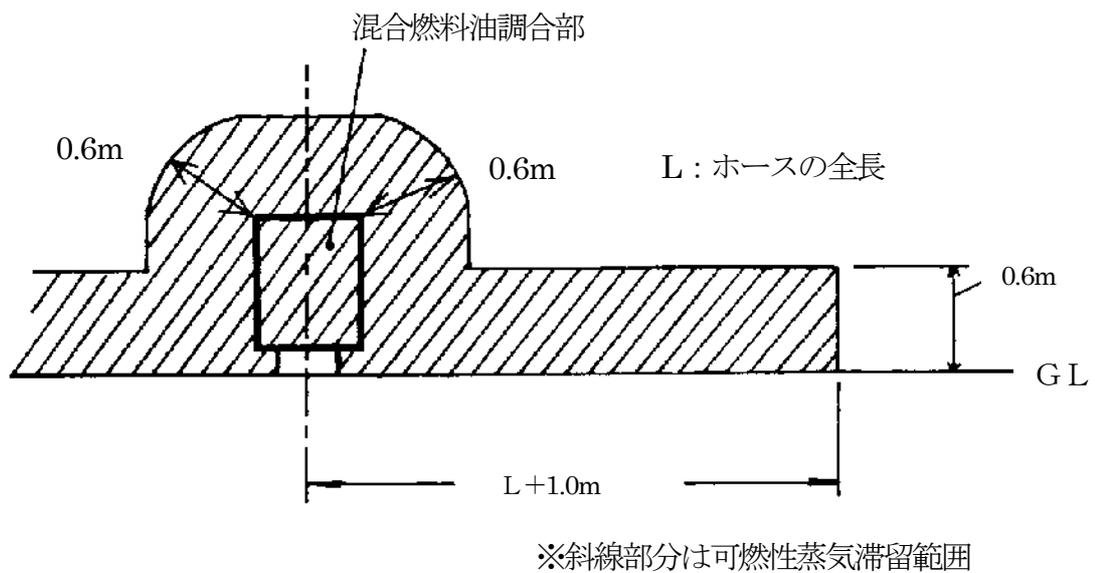
例図



(ロ) 混合燃料油調合器

- a 混合燃料油調合器の周囲0.6メートル以内の範囲
- b 混合燃料油調合器を中心にホースの長さとして1メートルを加えた半径内、高さ0.6メートル以下の範囲

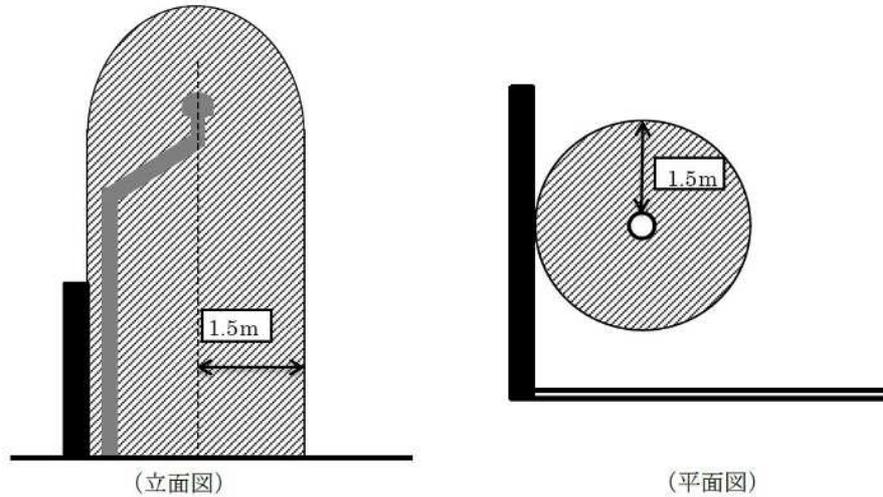
例図



(エ) 通気管

通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5メートルまでの範囲

例図



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

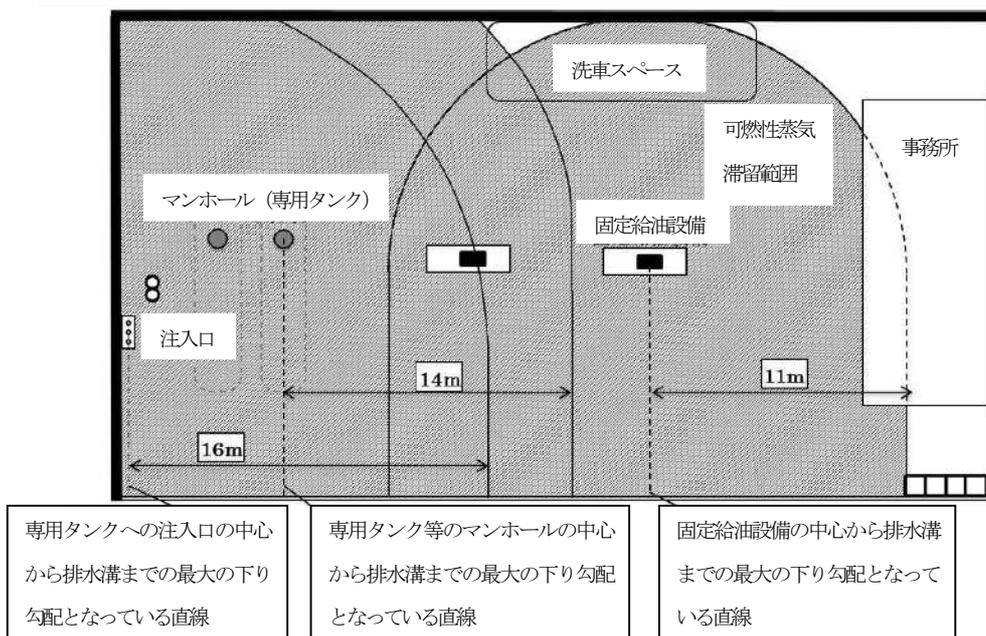
(カ) 注入口

注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16メートルまでで、地盤面からの高さ0.6メートルまでの範囲

(キ) 専用タンク

- a 専用タンクのマンホール内（直上注入の場合は、当該マンホールを注入口とみなして注入口の例によること。）
- b 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14メートルまでで、地盤面からの高さ0.6メートルまでの範囲

例図



専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線

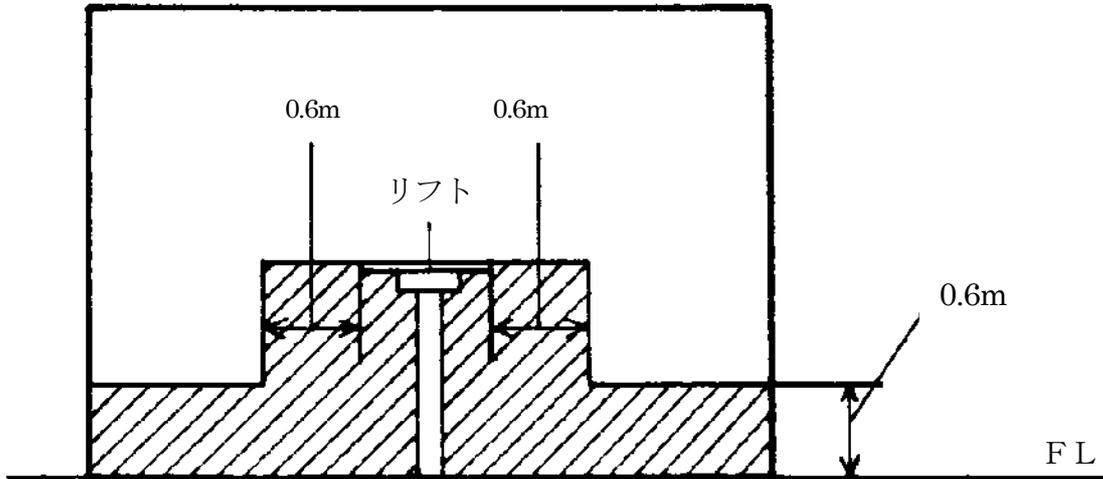
専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線

固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線

(キ) 整備室

- a リフト室の前後側面0.6メートル以内の範囲及び排出設備
- b 床面から高さ0.6メートル以下の範囲

例図

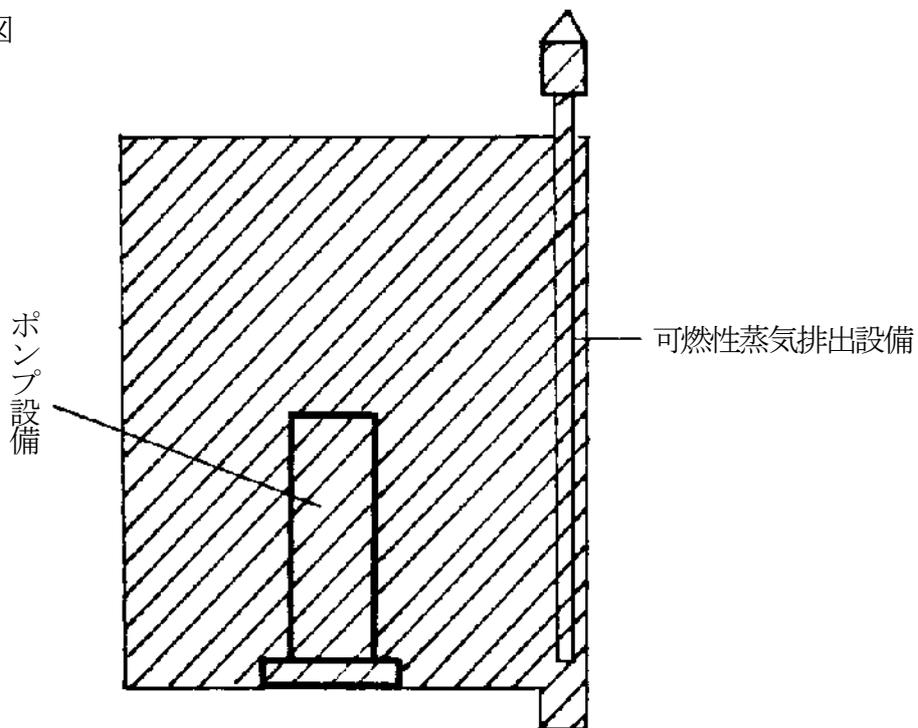


※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

(ク) ポンプ室

ポンプ室内及び排出設備

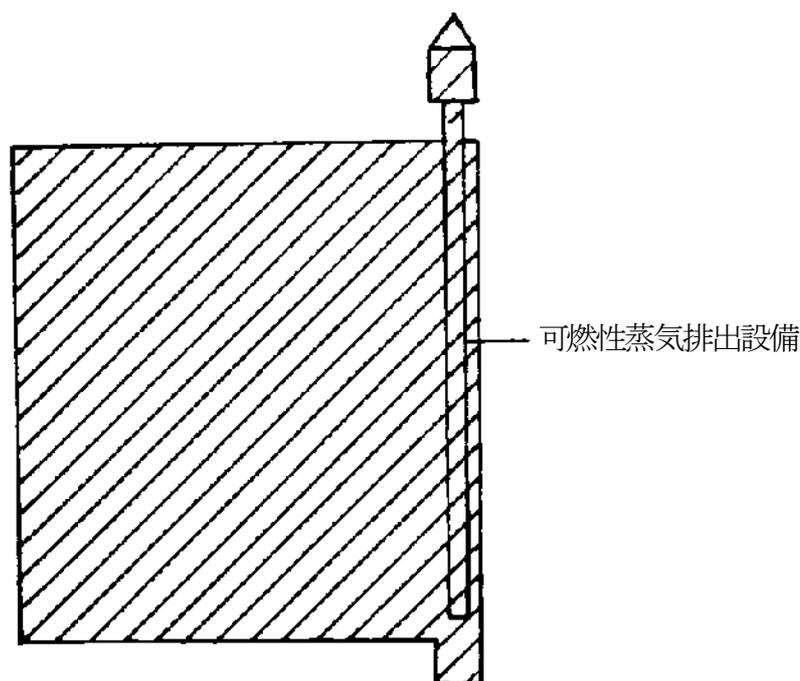
例図



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

- (7) 油庫
油庫内及び排出設備

例図



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

イ 危険場所に設ける電気設備は、耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造、本質安全防爆構造、安全増防爆構造又は特殊防爆構造のものを設置すること。

(2) **附随設備**（第1項第22号、危省令25条の5）

ア 附随設備の設置位置

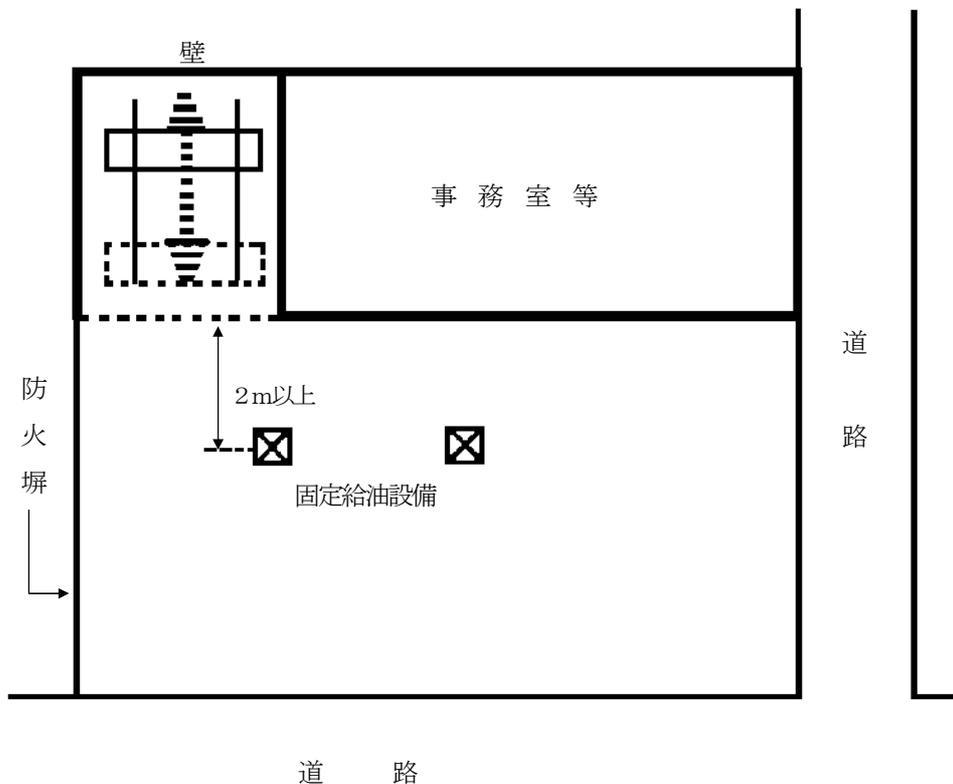
- (7) 附随設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。（S62 危 38）
- (イ) 位置の測定は、固定給油設備については、固定給油設備の中心とし、門型洗車機については、可動範囲を含むすべての地点とすること。
- (ロ) 危政令第27条第6項第1号りに規定する部分が確保できるように設けるよう指導すること。なお、注入口からの距離が3m未満である部分に洗車機等を設ける場合には、当該部分に可燃性蒸気の流入を防止する不燃材料の塀を設けるよう指導すること。
- (ハ) 道路境界線からの距離を要する設備にあつては、防火塀があれば道路境界線とみなさないが、この場合、防火塀の先端から必要な距離を確保すること。（S62 危 60）
- なお、洗車機は道路境界線との離隔規制はないものであること。

イ 自動車等の洗浄を行う設備

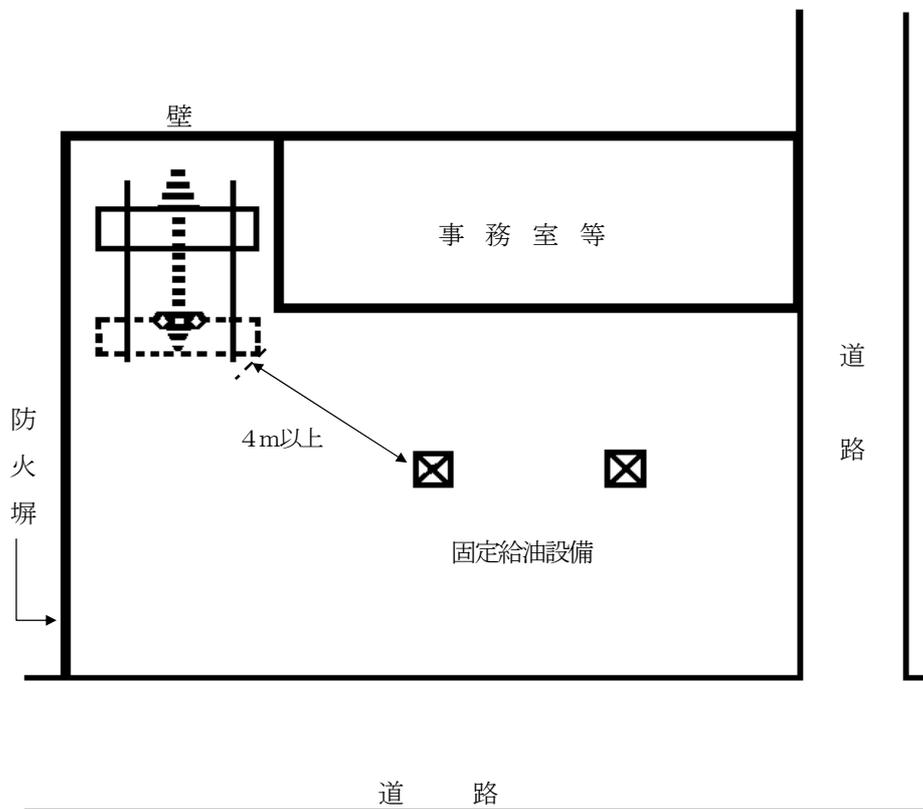
- (7) 洗車機には、門型洗車機のほか、箱型洗車機等が含まれること。（S62 危 38）
- なお、マット洗い機は洗車機に該当しないが、洗車機に準じて設置するよう指導すること。
- (イ) 洗車機を建築物内に設ける場合において、固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合2メートル以上、洗車機の一部がはみ出して

- いる場合は、可動先端部まで危省令に規定する距離以上をそれぞれ確保すること。
- (ウ) 洗車機の水タンクが危険場所に設けられる場合で、タンク内の水中ポンプが非防爆型である場合は、タンクを鋼板等で気密に造り、タンク内に可燃性蒸気が流入しない構造とするよう指導すること。
- (エ) 洗車機に付随して設けるしぶき止めの材質は、看板を設ける際の材質 ((22)ウ) と同等のものとするよう指導すること。

例図1



例図2



ウ 自動車等の点検・整備を行う設備

(ア) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。(S62 危 38)

(イ) 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備の危険物は、危省令第 25 条の 5 第 3 項の規定により、その数量の総和を指定数量未満とすることとされているが、当該危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することできる構造については次によること。(S62 危 38)

a 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として点検可能なピット式とするか、又は屋内に設けるよう指導すること。(S62 危 38)

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

b 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。(S62 危 38)

c ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講じること。(S62 危 38)

d 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油槽及び配管の外面防食措置は、危政令第 13 条に規定する地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンク及び配管の例によること。

(ロ) オートリフトに代わるものとして、ピットを設けても差し支えないものであること。この場合、ピットは給油空地又は注油空地以外の場所で注入口からピットのふちまで 5 メートル以上離れた場所に設けるものとし、構造、設備については、次によること。

a ピットのふちには、可燃性蒸気の流入を防止するための措置を講じること。

b ピット内には、自動強制排出設備を設けること。

c 複式ピット（ピット内部で接続されているもの）においては、ピットの連続は 2 連までとすること。

d ピットの床面積は、33 平方メートル以下とすること。

e ピット内部には、軽整備用の工具及び器具以外のものは置かないこと。

なお、整備室にピットを設ける場合は、b から e までによるほか、「(19) ポンプ室等」の基準によること。

エ 尿素水溶液供給機

危省令第 25 条の 5 第 2 項第 4 号の規定によるほか、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」(R6 危 40) のうち「第 3 1 尿素水溶液供給機」によること。

オ 急速充電設備

危省令第 25 条の 5 第 2 項第 5 号の規定によるほか、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」(R6 危 40) のうち「第 3 2 急速充電設備」によること。

(22) **その他の設備** (第1項第23号)

ア 給油に支障がある設備 (S62 危 38) (S62 危 60)

- (7) 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断は、もっぱら火災予防上の観点から行うこと。
- (イ) 給油空地には、給油設備以外の設備を設けてはならないこと。ただし、必要最小限で、その設置がやむを得ないと認められる次の設備にあっては、給油空地内のアイランド上に設けても差し支えないものであること。
 - a POS用カードリーダー
 - b 自動釣銭機
 - c プリペイドカード販売機 (給油の支払いに係るものに限る。)
 - d クイックサービス用ユニット (附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。)

イ 給油に支障がない設備

- (7) 給油空地又は注油空地以外の場所に設置するサインポール、看板等又は樹木、花壇等は、原則として、給油に支障がない設備として取り扱って差し支えないものであること。(S62 危 38)
- (イ) マット洗い機及び灰皿洗浄機は、給油に支障がない犬走り等に設置すること。
- (ロ) 業務用クリーナー (非防爆型) を設置する場合は、次によること。
 - a クリーナー本体は、危険範囲外に設置し、地盤面等に固定すること。
 - b 清掃する車両の駐車位置が、給油空地又は注油空地以外の場所に確保できること。
 - c 吸込ホースの先端の可動範囲は、燃焼範囲内の可燃性蒸気を吸い込むことのない範囲であること。
- (エ) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、防爆構造とすること。(S62 危 38)

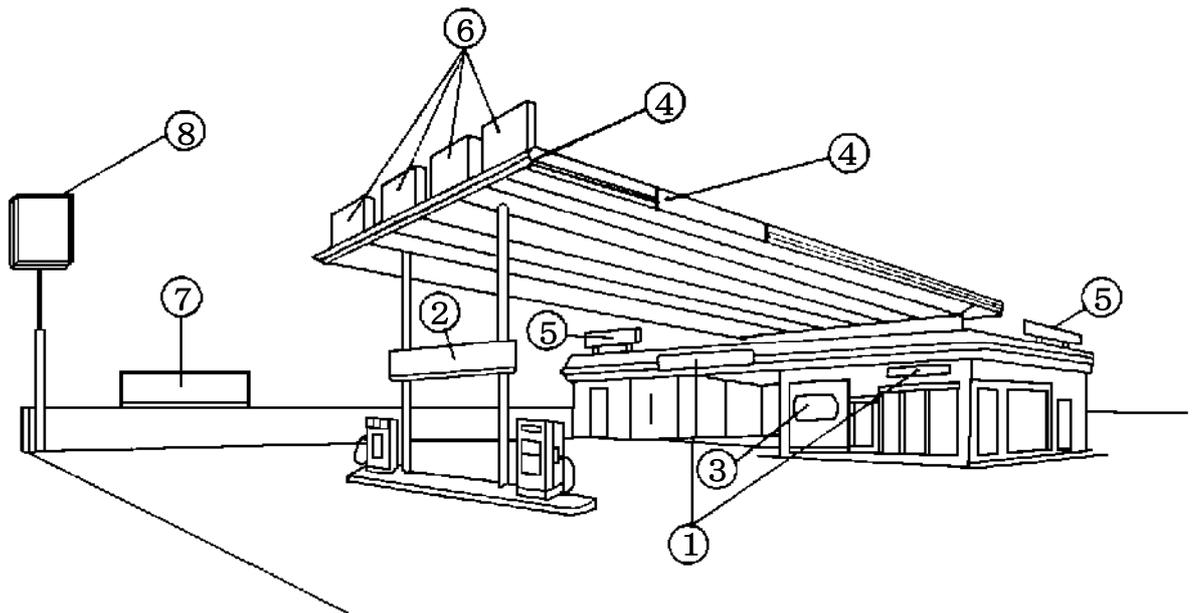
ウ 看板等

- (7) 給油空地又は注油空地内に設けるものにあつては、給油取扱所の業務に係る内容のものであつて、かつ、火災予防上支障なく、必要最小限のものであること。(S62 危 38)
なお、給油空地又は注油空地以外の場所に設ける看板等については、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、給油取扱所の業務と直接関係がないものでも差し支えない。(独立した工作物として設けることはできない。)(H10 危 90)
- (イ) 看板等は、次によること。(H31 危 81)
 - a 不燃材料
防火塀上又はその際に設けるものにあつては不燃材料とし、防火塀の構造と強度に支障のない必要最小限の大きさのものとする。
また、4(20)アに掲げる危険場所並びに給油空地及び注油空地に接する場所に設けるものも不燃材料とするよう指導すること。
 - b 難燃材料
 - a、c 以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料 (J I S - K 6 9 1 1 (1 9 7 9) 5. 2 4. 1 のA法による自消性のもの)、又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。
 - c 一般アクリル樹脂材料
上屋の屋上、サインポール等に取り付けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。

- (㊦) 電気設備を有し、雨水が侵入するおそれのある場所に設ける看板等の外郭カバーは、防雨型（J I S C 0 9 2 0(1978)に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては、電気器具を防滴型とすること。
- (㊧) 建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケータの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を防火区画すること。
 なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面を耐火区画とすること。
- (㊨) 幕、布等は、防炎処理したものを使用するとともに、看板等に準じて指導すること。
 (H1 危44)

例図

—看板材料等の例—



§ ①、②、③、④は、難燃材料を有する看板

§ ⑤、⑥、⑧は、難燃性以外の材料（アクリル樹脂板等）を使用できる看板（透光性部分に限る。）

§ ⑦は、不燃材料の看板

エ その他

(7) 給湯、冷暖房用ボイラーの燃料タンク

- a 灯油を貯蔵する専用タンクから燃料の供給を受けることができること。(S62 危 38)
- b 燃料タンクの容量は指定数量未満で、かつ、給油取扱所専用のものであること。
- c 専用タンク以外のタンクを設ける場合は、給油取扱所の耐火構造のタンク専用室に設置すること。ただし、タンクの容量が200リットル未満のものにあつては、ボイラー室に設置することができる。
- d 燃料タンクの位置、構造及び設備については、火災予防条例の基準の例によること。

(イ) ボイラー室

- a 可燃性蒸気の流入するおそれのない耐火構造の専用室とすること。
- b 専用室の開口部は、整備室及び給油空地に面する部分には設けないこと。
- c その他、火災予防条例の基準の例によること。

(ウ) 厨房設備等の火気を使用する設備については火災予防条例の基準の例によること。
(S62 危 38)

(エ) 火災の予防上支障のない場所であれば、PHSのアンテナ等を給油取扱所の事務所の屋根に設置しても差し支えない。(H9 危 27)

2 屋内営業用給油取扱所（第2項）

屋内営業用給油取扱所の基準は、第1から第3の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 建築物の構造、用途制限（第2項第1号、危省令第25条の7）

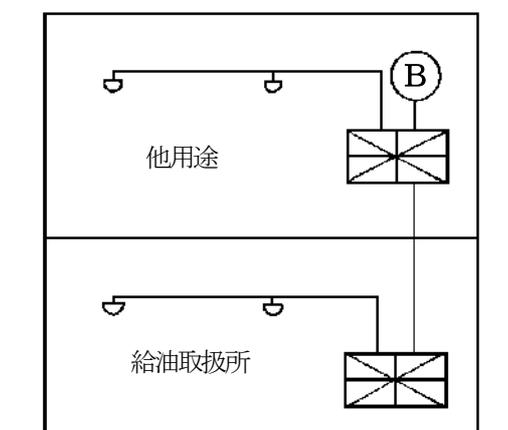
ア 屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物に設置すること。

ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根は不燃材料で造ることができるものであること。

イ 屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所以外の部分に自動的に報知するための設備とは、自動火災報知設備（受信機を含む。）を設けることとし、給油取扱所以外の部分には給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器と連動して作動する地区音響装置等を設けること。（H1 危 15）（H1 危 44）

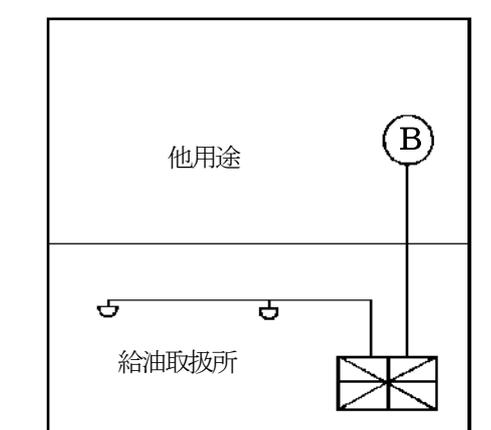
—他用途に自動火災報知設備が
設置されている場合—

例図 1



—他用途に自動火災報知設備が
設置されていない場合—

例図 2



ウ 屋内給油取扱所は、施行令別表第1(6)項用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものであること。この場合、当該部分が事務所等の診療室等で、給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとする。（H1 危 15）

エ 屋内給油取扱所の建築物の内部構造は、次によること。

(ア) 外壁、階段室の壁、上階の床、その他主要な壁は、耐火構造とすること。

(イ) 危険物を取り扱う室（整備室、油庫）は次のとおりとすること。

a 壁は耐火構造とすること。

b 内装は不燃とすること。

c 出入口は常時閉鎖の特定防火設備とするよう指導すること。（法令上は防火設備）

d 危険物取扱室と販売室等（火気使用室）との間は可燃性蒸気が流入しない構造（15センチメートル以上の段差＋開口部常時閉鎖）とすること。

(ウ) その他の間仕切壁は、状況に応じて不燃材料又は難燃材料を使用することができる。

(エ) その他1(7)ア(イ)から(イ)までの例によること。

(2) 削除

(3) 屋内に設ける通気管（第2項第3号、危省令第19条及び第20条）

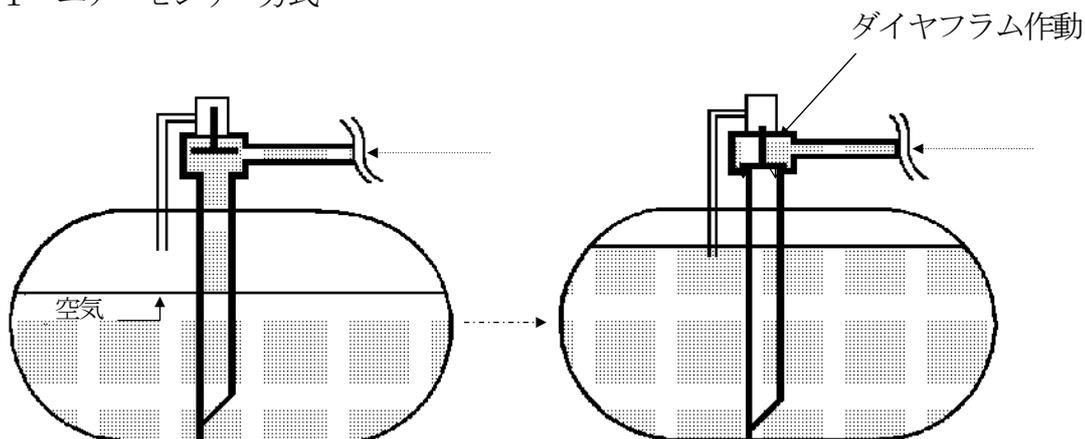
危省令第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のない自動車等の出入口付近で、かつ、危省令に定める通気管の基準を満たす場所をいうものであること。（H1 危 15）（H1 危 44）

(4) 過剰注入防止設備 (第2項第4号)

過剰注入防止設備は、移動タンク貯蔵所等による危険物の過剰な注入を防止するため、タンク液面上昇に伴うフロート等の作動により直接注入管を閉鎖し、受入れを停止又は液面計と連動して自動的に注入管を閉鎖することにより受入れを停止する機構を有するものであること。この場合、当該設備は、タンクの容量の範囲内で作動させるものとする。 (H1 危44)

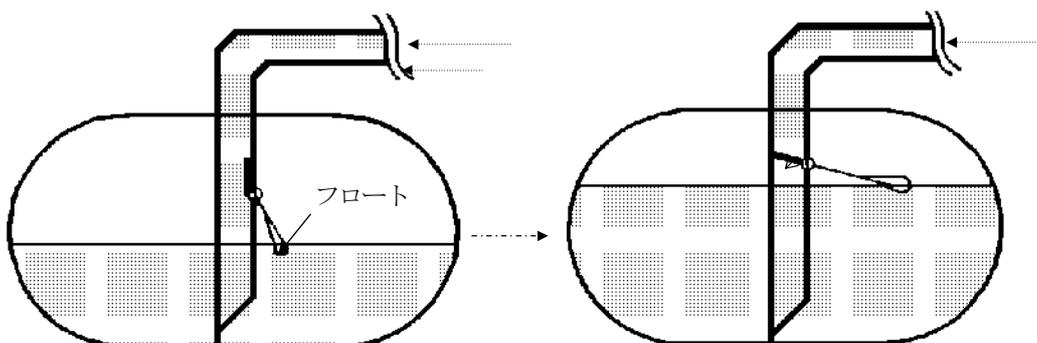
—過剰注入防止設備の構造例—

例図1 エアーセンサー方式



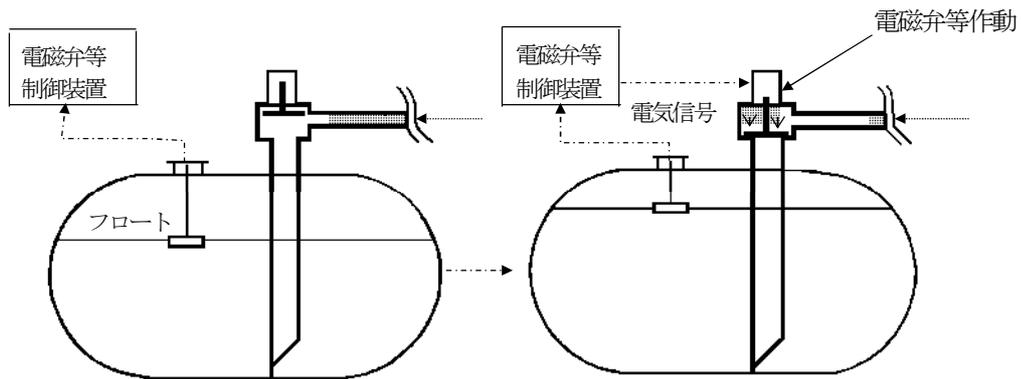
危険物が過剰に注入され、空気管の先端部まで液面が上昇すると、ダイヤフラム部に圧力差が生じ、弁が作動してタンクへの注入が停止する。

例図2 フロート方式



タンク液面上昇に伴い、フロートが上昇し、注入管内の弁が作動してタンクへの注入が停止する。

例図3 液面計連動型遮断方式



タンク内の液位を液面計により監視し、電気信号により電磁弁等が作動してタンクへの注入が停止する。

(5) 他用途との区画 (第2項第5号)

「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、隔壁とし、当該隔壁を貫通する配管等は、「隔壁等を貫通する配管等の基準」(別記4の2)によること。

(6) 所有者等の住居等との区画 (第2項第6号、危省令第25条の4)

ア 危省令第25条の4第1項第5号に規定する関係者の住居等については、給油取扱所の範囲に含めるか、又は給油取扱所以外の部分とするかは、申請者の意思によることができるものであること。(H1危15)

イ 区画については、1(17)エの例によること。

(7) 窓及び出入口 (第2項第7号、危省令第25条の4)

窓及び出入口については、1(17)イ(ウ)を除く。、ウ(ウ)、(エ)及び(オ)の例によること。

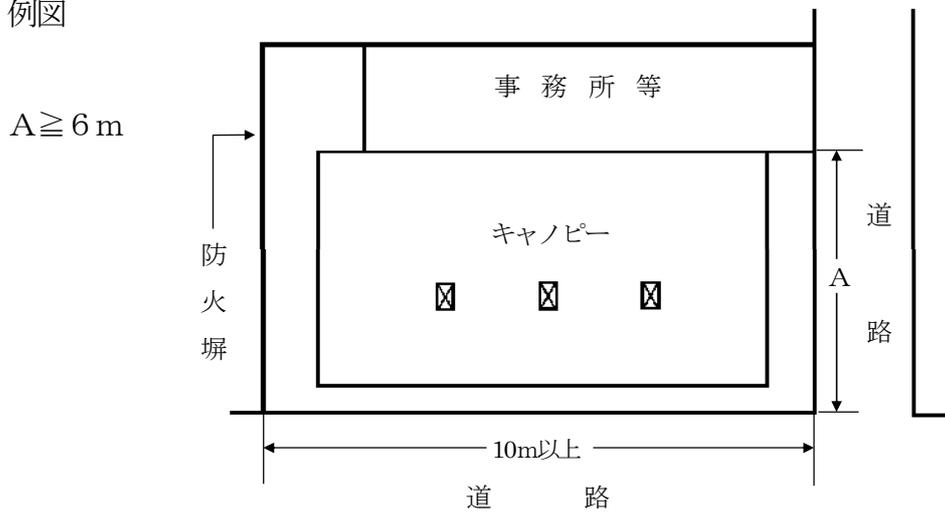
(8) 可燃性蒸気流入防止構造 (第2項第8号)

可燃性蒸気流入防止構造は、1(17)ア(ウ)及び(エ)の例によること。

(9) 二方開放屋内給油取扱所 (第2項第9号、危省令第25条の8)

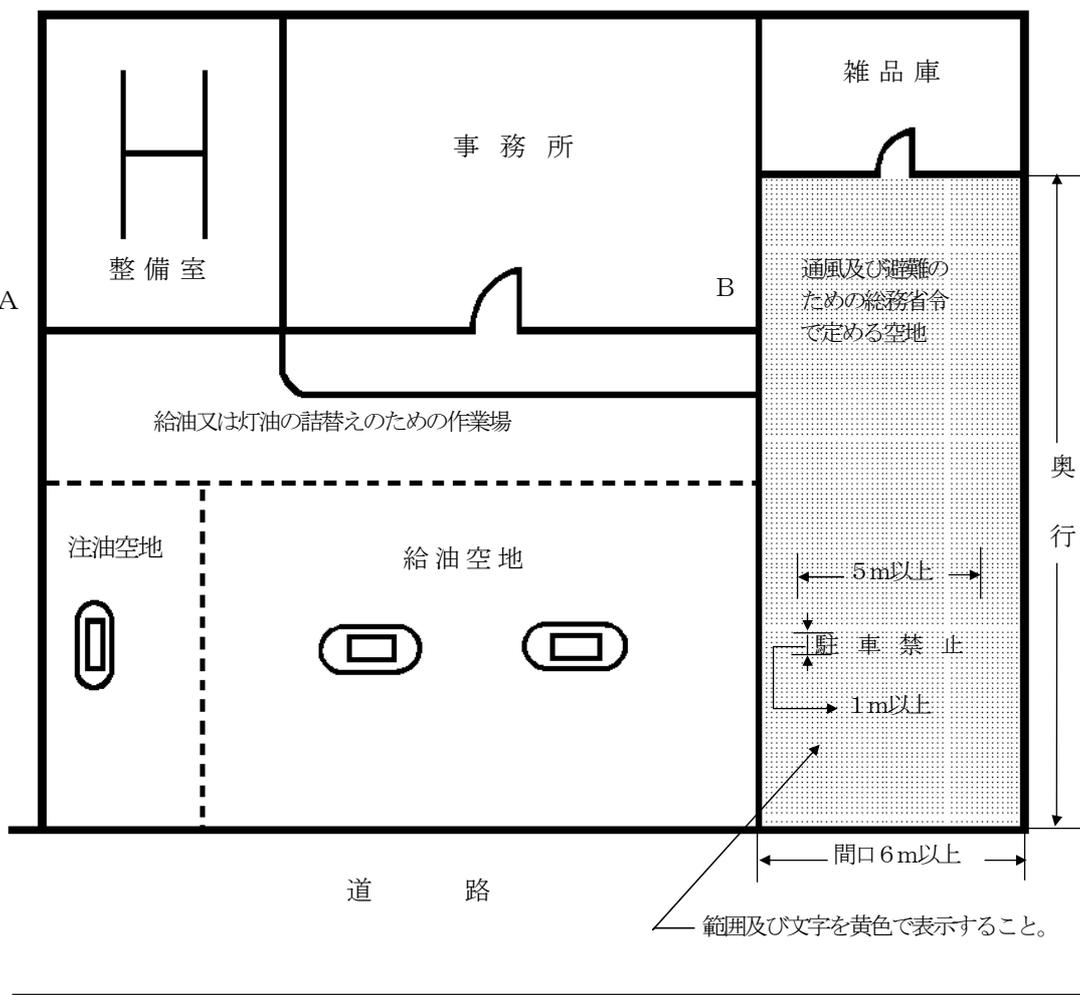
ア 「二方については、壁を設けないこと。」とは、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないものをいうこと。ただし、次図及び(ア)、(イ)に示す屋内給油取扱所の1階の二方については、壁等を設けていないものとして取り扱うものとする。

例図



- (ア) 奥行1メートル以内の庇で、通風及び避難に支障がない場合
- (イ) 通風及び避難に支障がないと認められるもので、次に掲げるもの
 - a 2面が道路に接しているコーナー部分に設けられるもので、おおむね高さが20センチメートル以下、かつ、設置面積が2平方メートル以下の花壇又はフラワーポット
 - b 小径のポール状の車止め
- イ 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
 - (ア) 通風及び避難のための空地は、次によること。
 - a 給油空地、注油空地及び漏えい拡大防止措置を講じた場所以外の屋外の場所とすること。
 - b 車両等の乗入れ通路としては、認められないものであること。(H1 危15)
 - c 空地の奥行は、下図のA-B線の延長線以上とすること。

例図



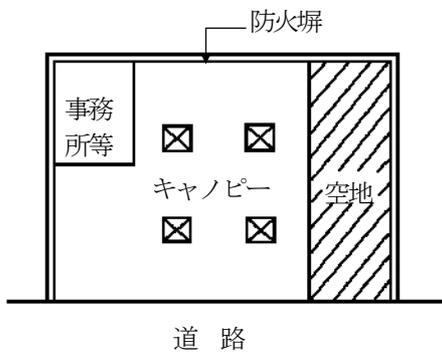
- (イ) 危省令第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物等が設けられていない場所をいうものであること。ただし、次の場合にあっては、認めても差し支えないものとする。(H1 危44)
 - a 通気管にあっては、通気管の立ち上がり部分が空地内になく避難上支障がない場合

- b 専用タンクを埋設する場合（ただし、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。
- c 当該空地内に面する防火塀の上方又は側面に看板を空地内に張り出して設けることなく設置する場合
- (ウ) 通風及び避難のための空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地、注油空地及びその他の空地との境界に排水溝を設けること。
- (エ) 通風及び避難のための空地には、油分離装置を設けないこと。
- (オ) 通風及び避難のための空地は、コンクリート舗装に替えてアスファルト舗装として差し支えないものであること。（H1 危 44）

ウ 通風及び避難のための空地に該当するか否かは、次図により判断すること。（H1 危 44）

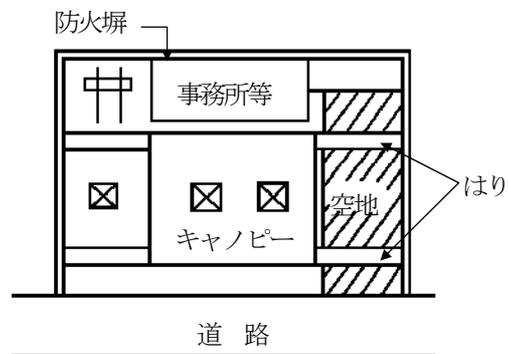
—二方開放代替空地として認められる場合—

例図 1



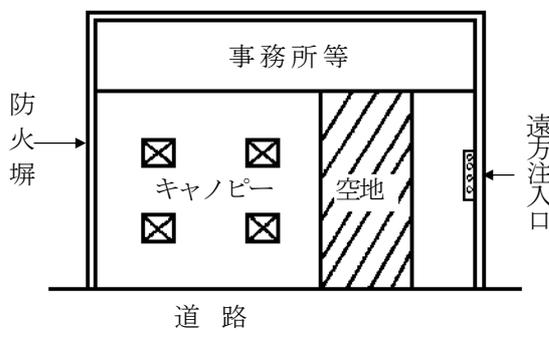
(1) 事務所等と接していない場合

例図 2



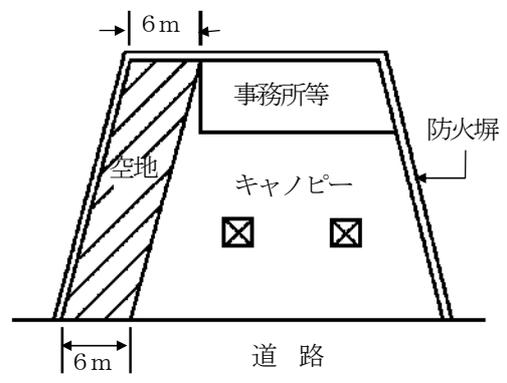
(2) 空地の上方にはりがある場合

例図 3



(3) 空地进行給油取扱所の端に取らない場合

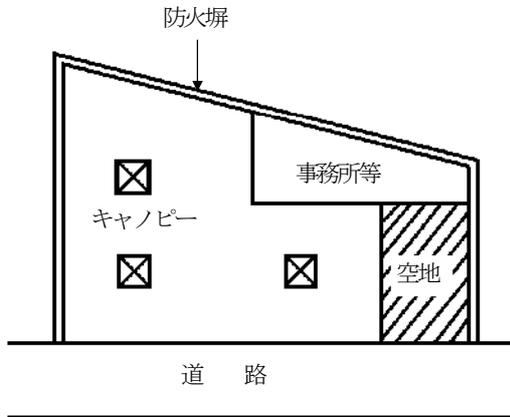
例図 4



(4) 空地进行斜めに取る場合

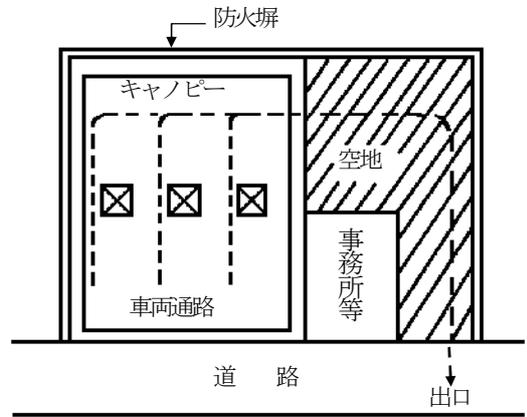
—二方開放代替空地として認められない場合—

例図5



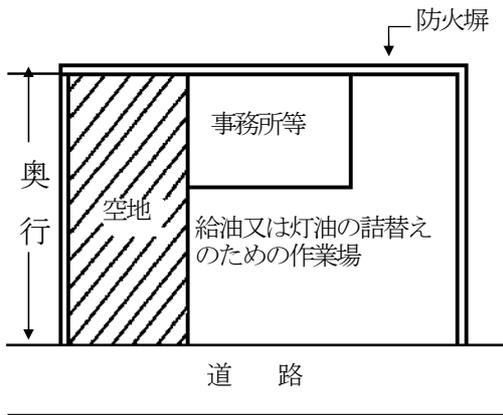
(5) 給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行に満たない場合

例図6

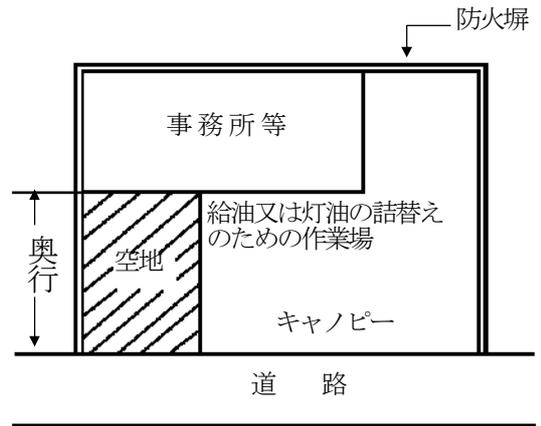


(6) 建築物の裏及び横に空地を取る場合

例図7

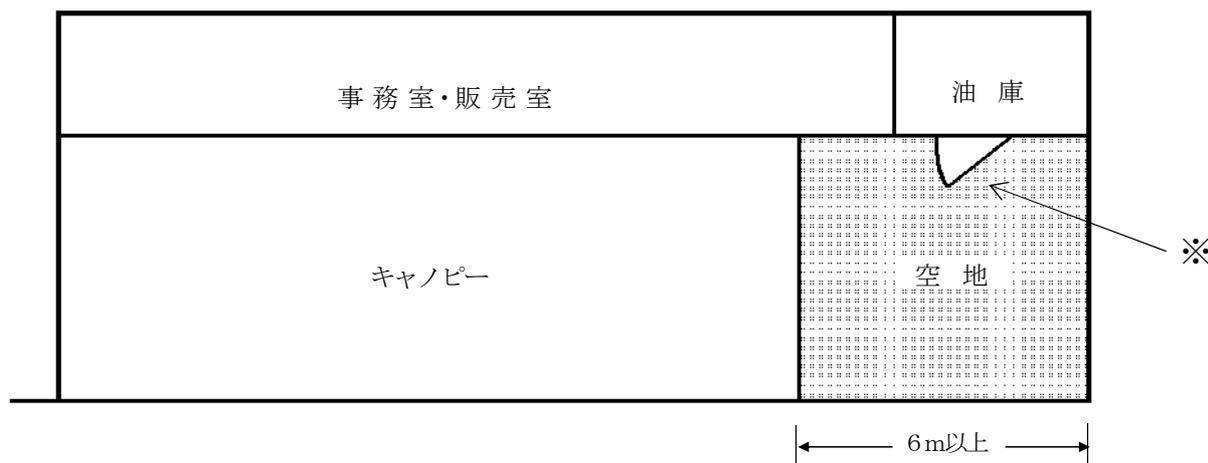


例図8



エ 危省令第25条の4第1項第1号の用途である油庫が次図の位置にある場合で、当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自動閉鎖のもの（※）であるときは、次図の空地については、危省令第25条の8第2号の奥行に係る規定について、危政令第23条を適用して、通風及び避難のための空地と認めて差し支えないものとする。 (H2 危57)

例図



(10) 一方開放屋内給油取扱所 (第2項第9号、危省令第25条の9)

ア 避難口を要する事務所

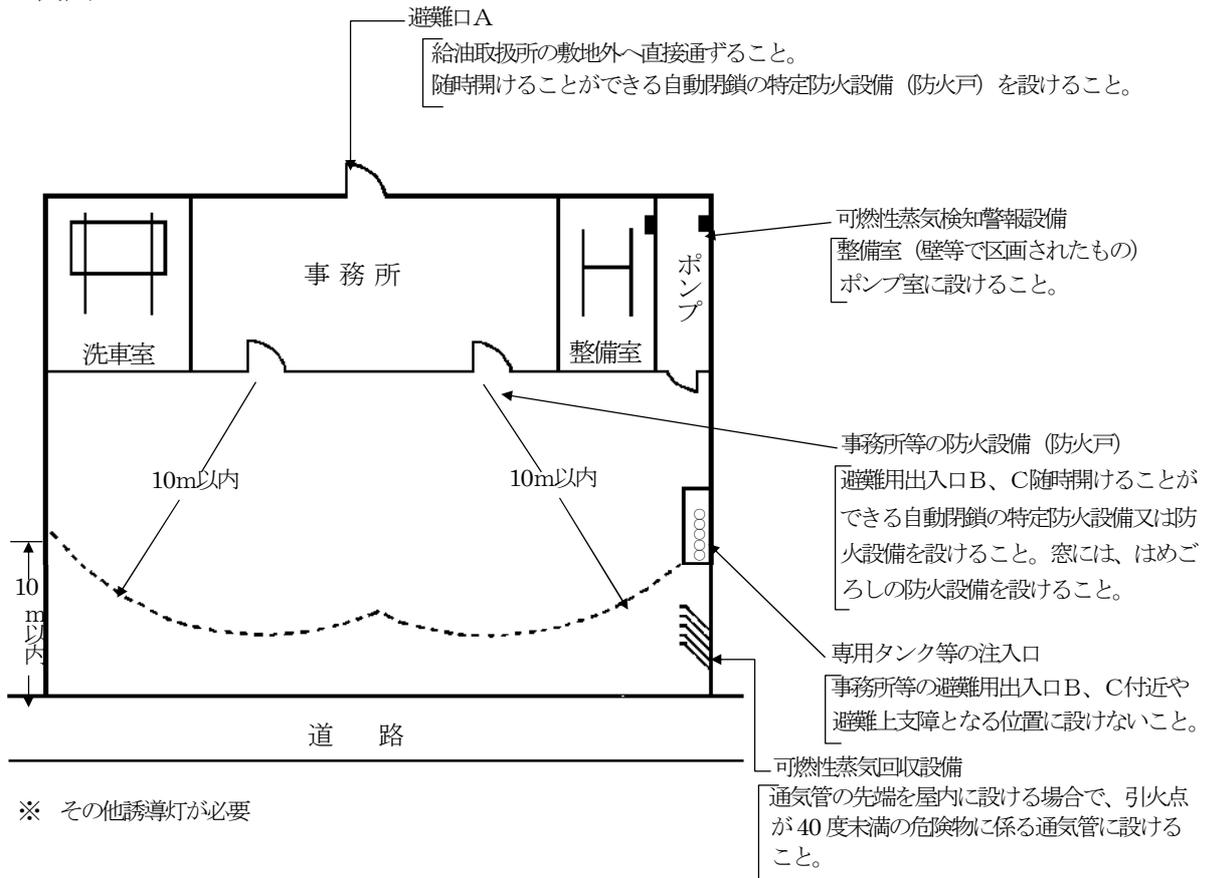
(イ) 危省令第25条の9第1号イに規定する「給油取扱所の敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ直接避難できることをいうこと。(H1 危15)

(イ) 危省令第25条の9第1号イに規定する「避難口」を要する事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備(防火戸)を設ける範囲については、当該事務所等が給油設備側及び危険物を取り扱う室に面する部分とすること。

イ 規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難口を要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものであること。(H1 危15)

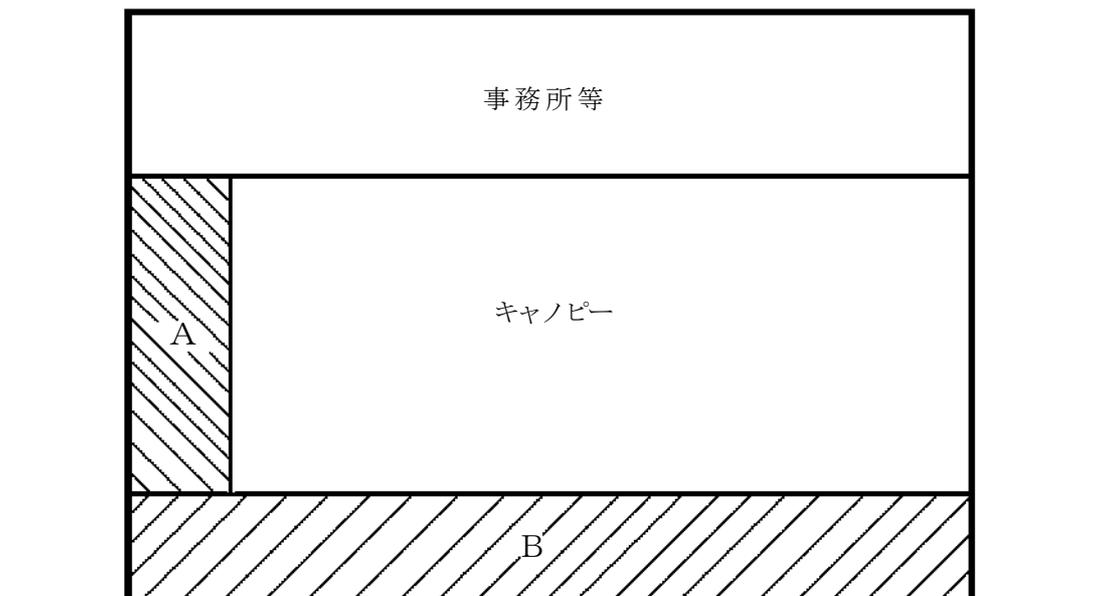
ウ 給油又は注油のための作業場に供する建築物の各部分から安全に避難できる避難口は次図の例により配置すること。

例図



なお、次図の場合のBの部分は避難上安全な場所と認められるが、Aの部分は避難上安全な場所とは認められないものであること。（H1 危44）

例図



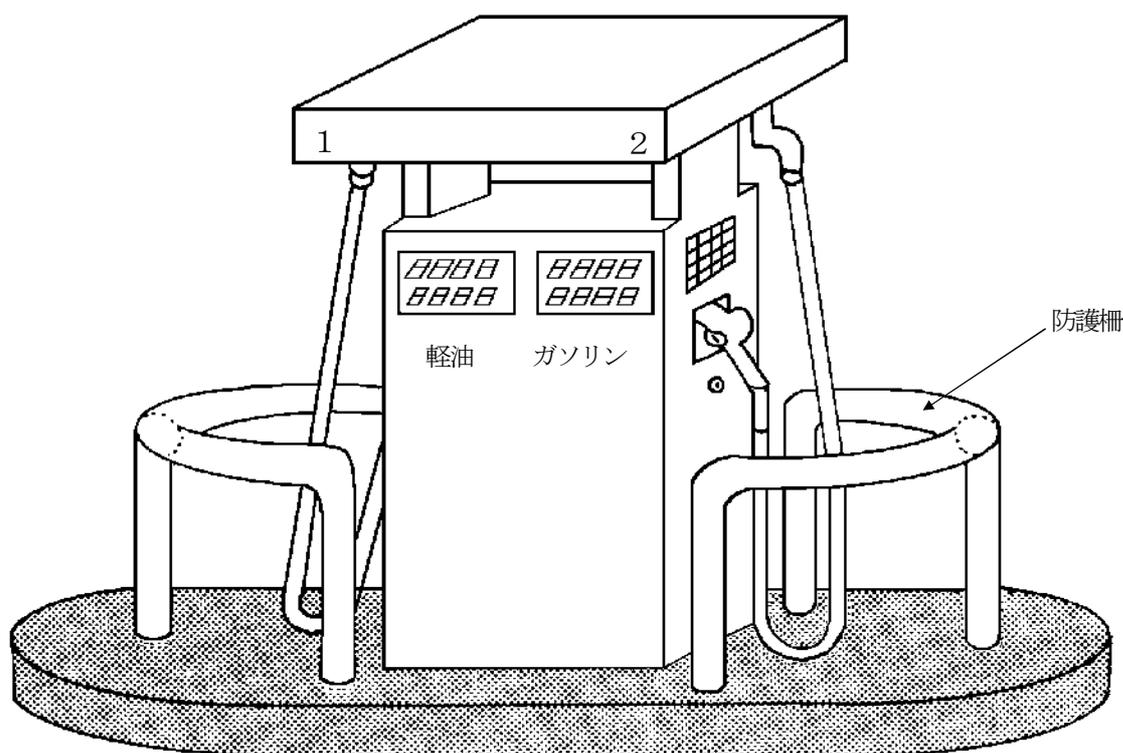
エ 床又は壁（シャッターを含む。）で区画された整備室とは、自動車等の出入口を除いて区画されたものをいうこと。（H1 危 15）

オ 可燃性蒸気を検知する警報設備（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）は、次によること。

- (ア) 可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性の蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものであること。
- (イ) 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とすること。
- (ロ) 検知器は可燃性蒸気が滞留するおそれのある中心となる箇所から、おおむね水平距離 2メートル以内とし、ためます上部等の床面から 0.15メートル以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置に設けること。ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所を除く。
- (ハ) 検知器の検知濃度は、爆発下限界の4分の1以下であること。（H1 危 44）
- (ニ) 検知器は防爆性能を有すること。（H1 危 44）
- (ホ) 警報装置は警報を発した後、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。（H1 危 44）
- (ヘ) 受信機の取付場所及び警報音の発する場所は、常時従業員がいる事務所等とすること。（H1 危 44）
- (ヘ) 警報音の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものであること。
- (ケ) 警報装置は、その中心から前方1メートル離れた場所で90デシベル以上とすること。
- (コ) 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を付置すること。

カ 固定給油設備等に対する自動車等の衝突防止措置とは、固定給油設備等を懸垂式とするか、又は、地上式固定注油設備等の周囲に防護柵を設ける等の措置をいうものであること。（H1 危 15）

例図



(11) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみ (第2項第10号)

可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみとは、深さがおおむね20センチメートル以上のものをいうこと。ただし、ポンプ室等のためますにあっては、この限りでない。

なお、穴、くぼみが存する場合には、可燃性蒸気検知警報設備を設置することにより、危政令第23条を適用して差し支えないものとする。

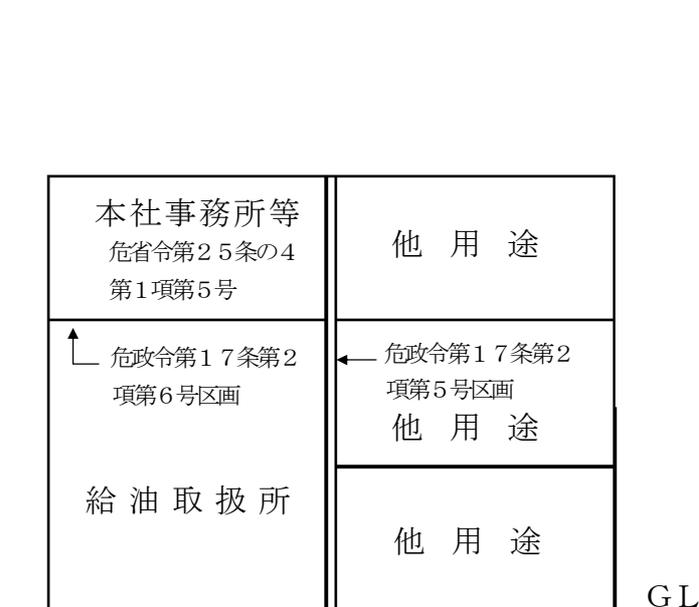
(12) 上部に上階を有する屋内給油取扱所 (第2項第11号、危省令第25条の10)

ア 上部に上階がある場合とは、給油取扱所の規制範囲に対して、上部に上階を全部又は一部有するもので (上部に屋根のない貸駐車場を設ける場合等を含む。)、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途である場合をいうこと。

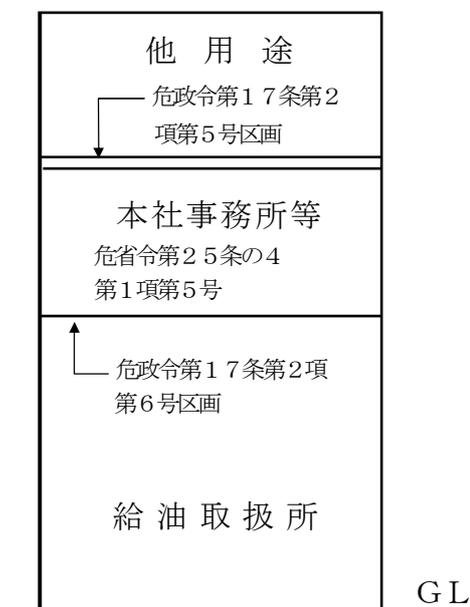
— 「上部に上階のある場合」
に該当しない例—

— 「上部に上階のある場合」
に該当する例—

例図1



例図2

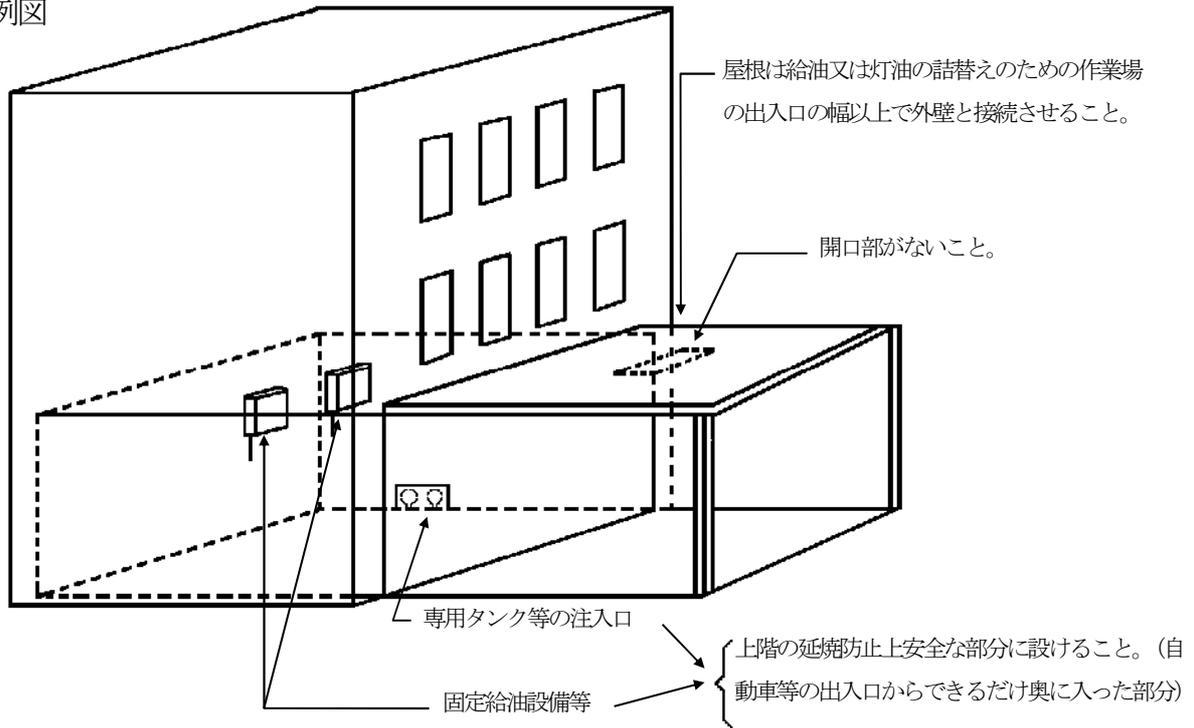


イ 上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分とは、自動車等の出入口からできるだけ奥に入った部分とすること。

ウ 上階への延焼防止上有効な屋根とは、給油又は灯油の詰替えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には、採光用の窓等の開口部がないものであること。(H1危15)

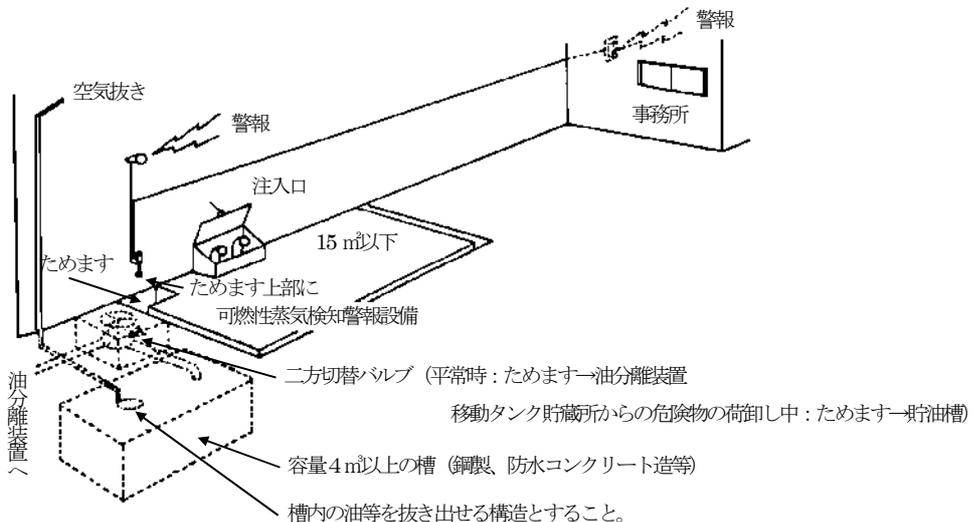
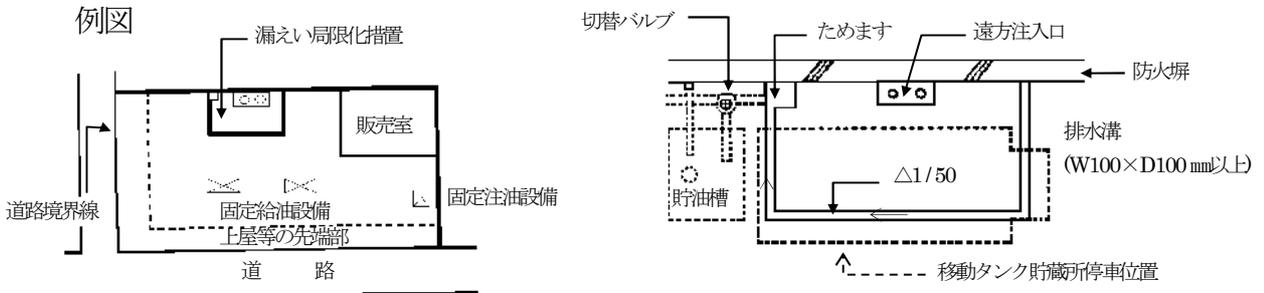
—専用タンク等の注入口、固定給油設備等の位置及び延焼防止上有効な屋根の例—

例図



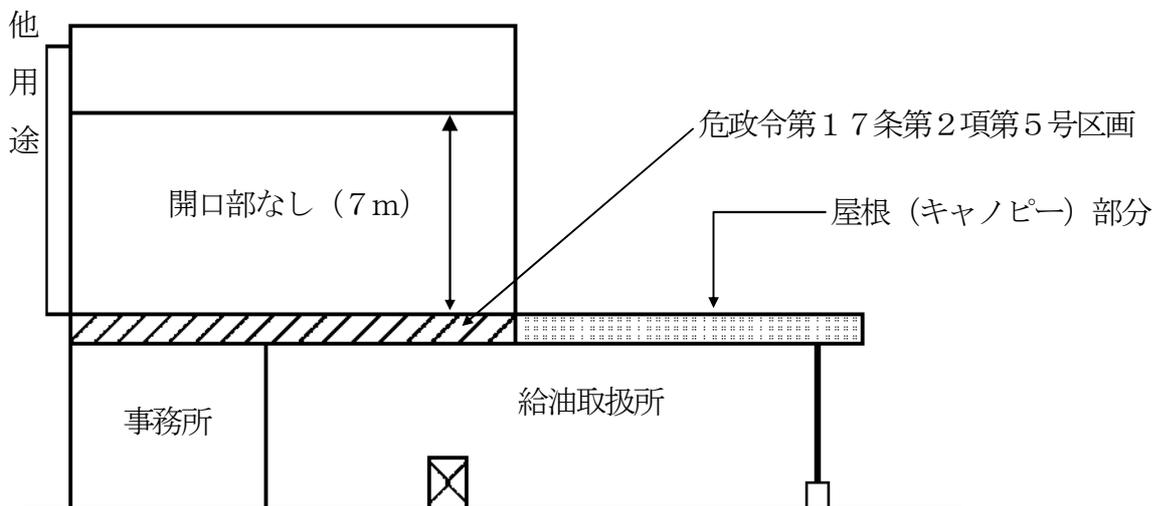
エ 危険物の漏えい範囲を15平方メートル以下に局限化するための設備（以下「漏えい局限化設備」という。）及び漏れた危険物を收容する容量4立方メートル以上の設備（以下「收容槽」という。）は、次によること。

例図



- (f) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）に15平方メートル（3メートル×5メートル）以下の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を收容するための收容槽を設けること。この場合、設置場所は、移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。
- (g) 收容槽の材質は、金属、防水コンクリート又はFRPとし、埋設による土圧、水圧に耐えられるものであること。
- (h) 收容槽は、実収容量を4立方メートル以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備えたものであること。
- (i) 漏えい局限化設備は急激な漏えいを考慮し、周囲に排水溝を設け、集油するため50分の1以上の勾配をとるとともに、ためます（各辺の長さ0.3メートル以上）を設けること。
- (j) ためますに隣接して二方切替バルブ等を設けたバルブピット（上部のふたは、防水型とすること。）を設け、收容槽への配管は直径100ミリメートル以上とすること。
 なお、日常における維持管理上、注入口使用時以外は收容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するため、二方切替バルブ等を操作し、油分離装置へ導いておくこと。
- (k) 漏えい局限化設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。
- オ 可燃性蒸気検知警報設備は、(10)オによること。
- カ 延焼防止上有効な屋根又はひさし
 延焼防止上有効な1.5メートル以上のひさしの取扱いは、次によること。
 なお、ひさしは、ベランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。
- (7) 上部に上階がある場合は、屋根を耐火構造とするものであるが、次図のような上部に上階がある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、ひさしと兼用しない場合のみ、不燃材料で差し支えないこと。

例図

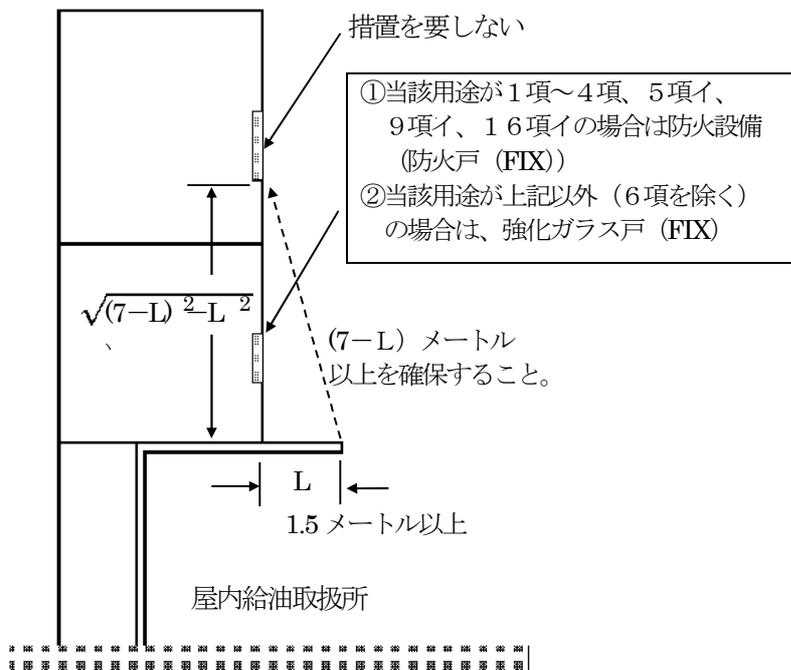


- (i) 屋根又は耐火性能を有するひさしとは、30分以上の耐火性能を有すること。(H1 危15)
- (ii) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5メートル以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、危政令第23条を適用し、1.0メートル以上とすることができる。この場合、ひさし等の外壁から張り出した水平距離は、1.0メートルであること。(H1 危15) (H1 危44)
- a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5メートル以下

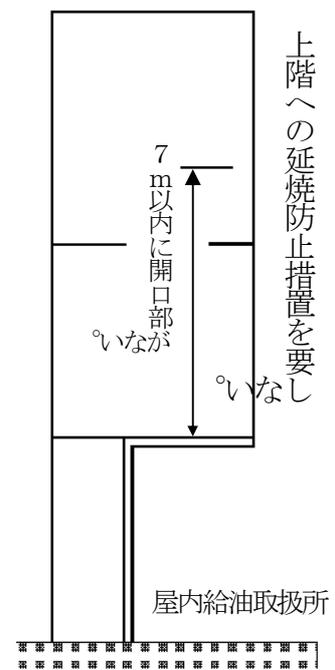
- ごとに1個設けること。
- b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
 - c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力0.3メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上の性能を有するものとする。
 - d ドレンチャー設備は、予備動力源を付置すること。
- (e) 「上階の開口部」とは、建築物の給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分の開口部の直上部とすること。(H1 危 44)
- (f) 「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」とは、J I S R3206 に定める「強化ガラス」が温度変化に対し、通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。(H1 危 15)

—一般的なひさしの設置例—

例図1

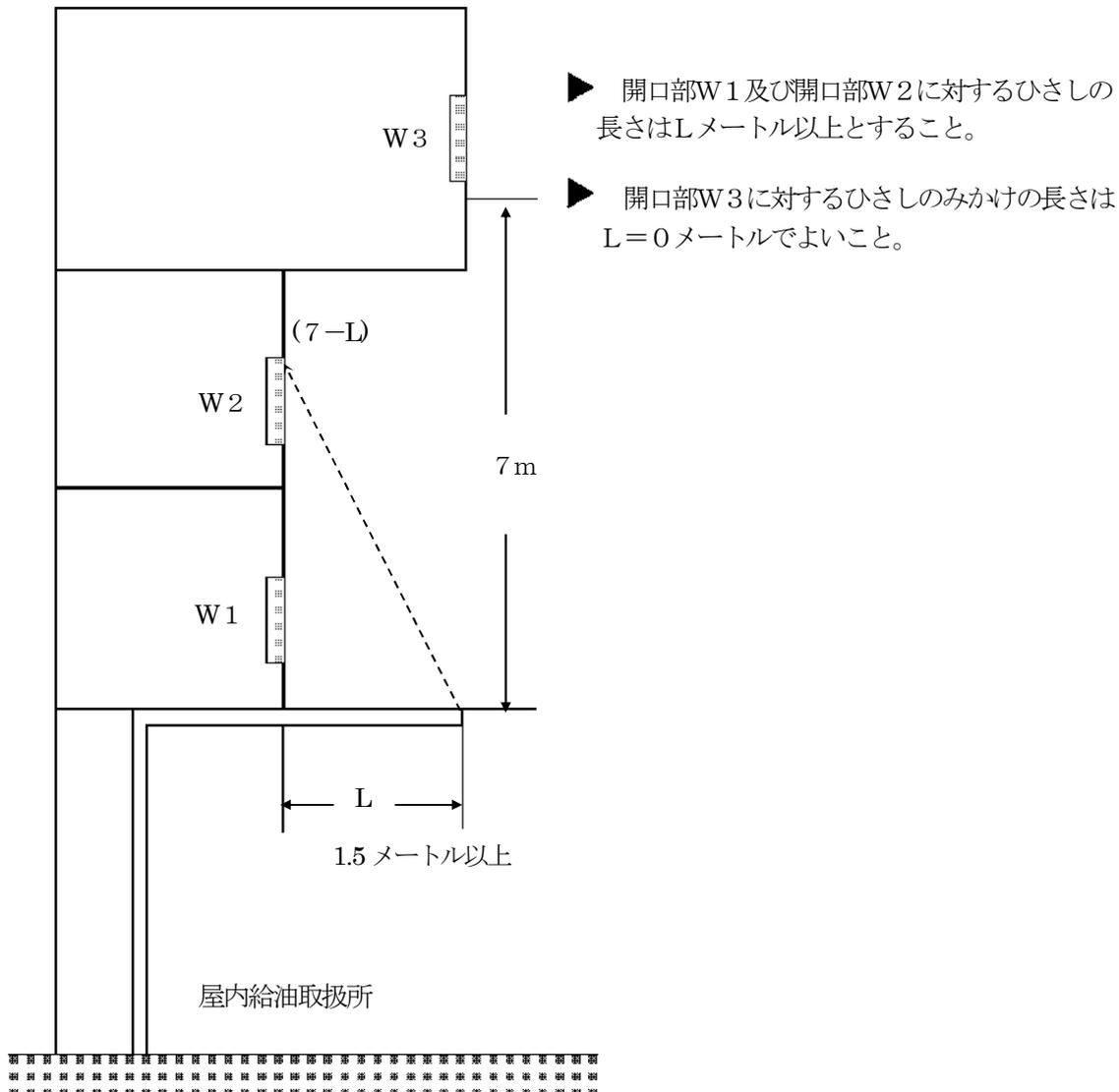


例図2



—延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例—

例図3



3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所（第3項第4号、危省令第27条の2）

- (1) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所で取り扱うガスの種類は、圧縮天然ガス又は液化ガスに限られるものであること。
- (2) 危省令第27条の3第7項第1号に規定する防火設備から放出された水が、給油空地、注油空地、令第17条第1項第13号に規定するポンプ室等並びに専用タンクの注入口及び第25条第2号に掲げるタンクの注入口付近（以下「給油空地等」という。）に達しない措置としては、防火設備の散水装置等から散水される範囲と給油空地等との間に排水溝等を設置する方法等があること。なお、排水溝は、散水装置等の設置状態、水量を考慮して、排水の能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。 (H10 危22)
- (3) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準は、上記のほか危省令第27条の3から第27条の4、本章第1から第4まで、並びに「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用指針」(H29 危31) によるものとする。
- (4) H29 危31の「防火設備を設置することを要しないディスペンサー」とは、一般則第7条

第2項の圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及び同条第1項の圧縮天然ガススタンドのディスペンサーに、「一般則の機能性基準の運用について」(H24 商局6)により追加の措置を講じたものであること。(H29 危71)

- (5) 漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地以外の部分に流出しないことに適合する場合は、給油空地内に、圧縮天然ガススタンドのガス配管を設置するためのトレンチを設けること又はガソリン等の漏えい範囲を限定することを目的に給油空地内に溝を設けてよいものであること。(H29 危71)

—圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の設置例—



4 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所 (第3項第5号、危省令第27条の5)

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」(H27 危123) (R1 危118) (R3 危52) によること。

給油取扱所において、改質装置を設けるときは、「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」(H24 危140) (H24 危263) によること。

5 自家用給油取扱所（第3項第6号、危省令第28条）

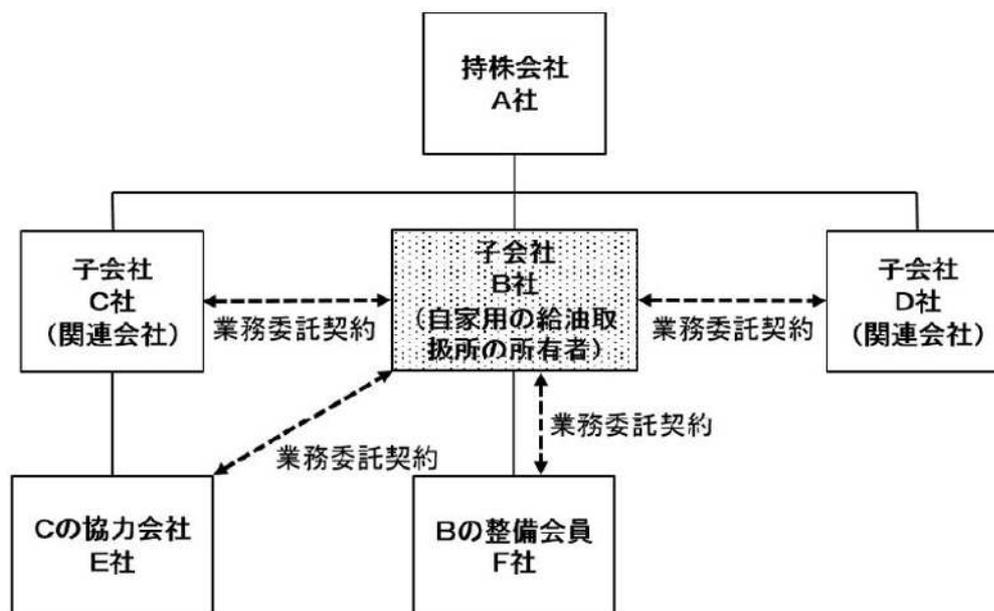
自家用給油取扱所の基準は、本章第1から第3まで（第2、7及び9を除く。）の基準の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 定義、範囲等

ア 自家用給油取扱所とは、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油することを目的とする給油取扱所であり、タクシー会社、バス会社等で自己の所有する自動車にのみ給油するようなものがこれに該当する。

イ 例図のように、B社とC、D、E、F社との間で、企業間の車両管理及び給油に関する業務委託契約を締結し、これらの会社の自動車1台ごとにB社が給油カードを発行して、B社の管理の下に自家用給油取扱所において給油を行うことは認められるものであること。なお、不特定の車両への給油は行わないものであること。（H31 危81）

例図



ウ 危政令第17条第1項第7号の規定による簡易タンクの設置地域制限の規定は適用されない。

(2) 空地

自家用給油取扱所は、危政令第17条第1項第2号の規定のうち間口10メートル及び奥行6メートルの長さに関する規定の適用は受けないが、空地の保有を除外されたものではない。したがって、空地の広さは、給油する自動車の大きさと、危政令第17条第1項第12号の規定による固定給油設備の設置位置を考慮し、危政令第27条第6項第1号への規定に基づき、給油の際自動車が給油取扱所以外にはみ出さないよう十分なものとしなければならない。

(3) 周囲の塀の特例

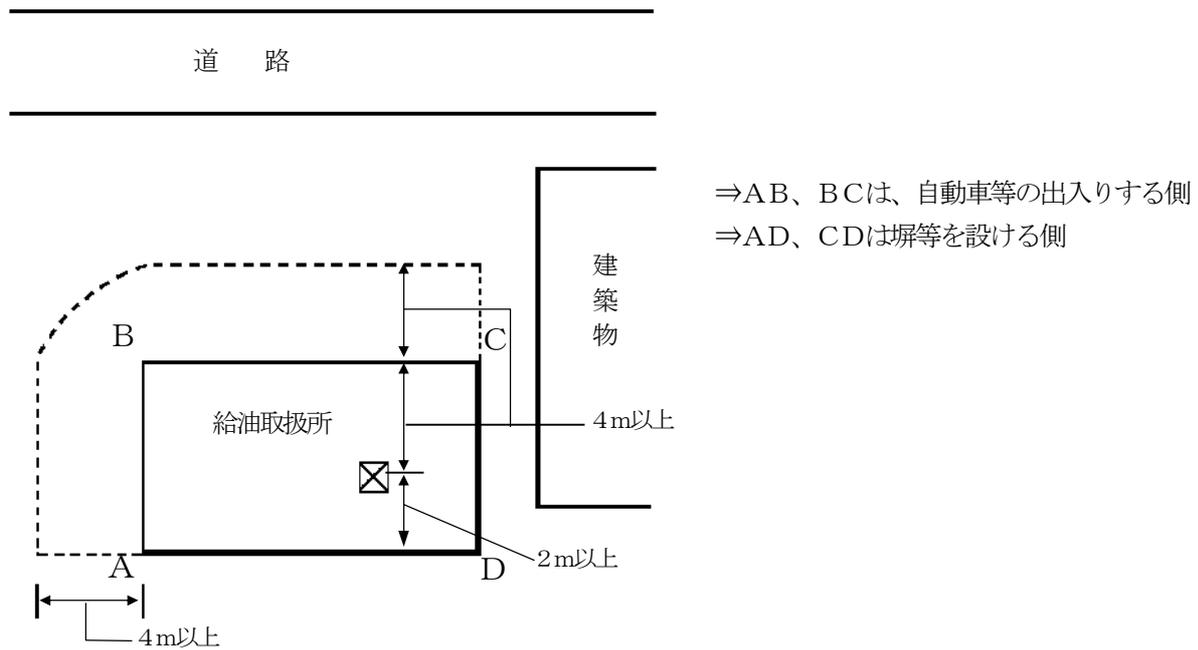
周囲に設ける塀は、給油取扱所に隣接する建築物（給油取扱所を設けてある同一の敷地内の建築物に限る。）の用途等から判断して延焼防止上支障がないと認められる構造等である場合は、危政令第23条を適用して、隣接する建築物の外壁をもって給油取扱所の塀又は壁とすることができるものであること。

(4) 固定給油設備の位置

自動車等の出入りする側とは、自家用給油取扱所の敷地の端から4メートル以上の幅の空地を保有し、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側をいい、この場合は塀を設けないこ

とができるものであること。

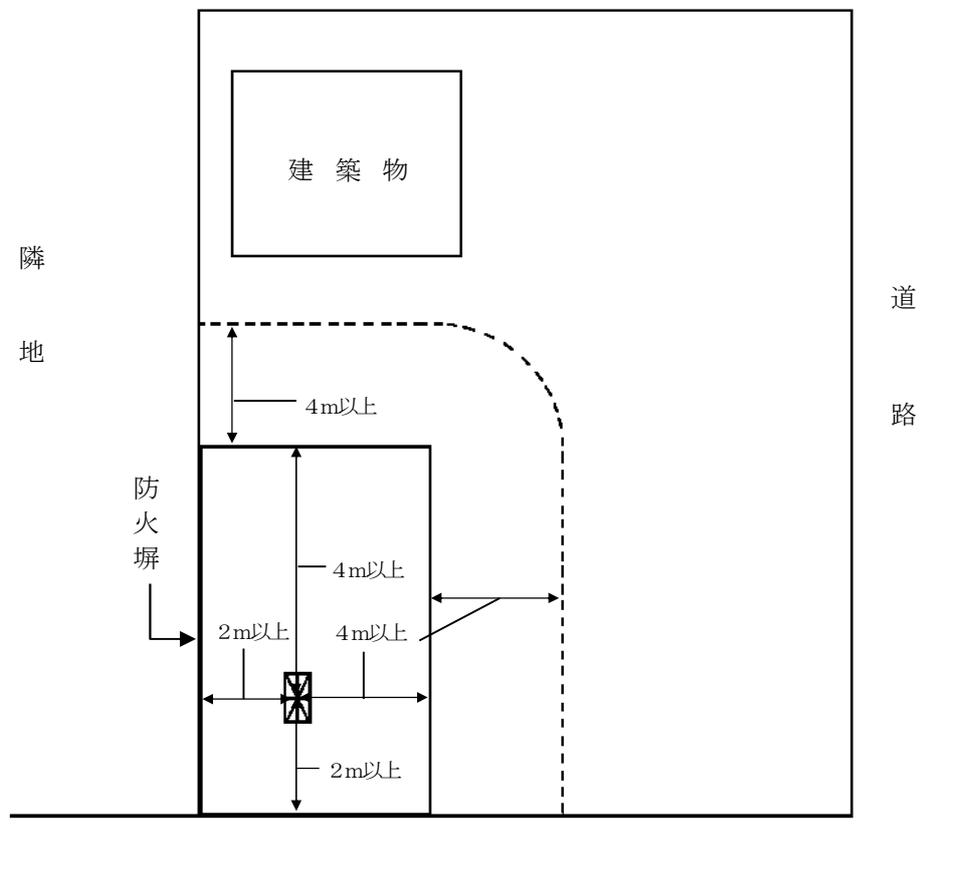
例図



(5) 固定給油設備の位置

道路境界線に塀を設けたときは、固定給油設備と当該塀との間隔を2メートル以上とすることができるものであること。

例図



(6) 固定給油設備と屋外貯蔵タンクの接続

「固定給油設備と屋外貯蔵タンクの接続に関する特例について」(H27 危 91) で定める条件を満たすことで、危政令第2 3 条を適用し、自家用給油取扱所の敷地外に設置した屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクと接続することができるものであること。

(7) 工事現場等の屋外自家用給油取扱所特例基準

大規模な土地造成又は土砂採取等の現場において廃車の移動貯蔵タンクから重機等に給油するものにあつては、火災予防上支障がなく、かつ、次のアからイまで及び危政令第1 7 条第1 項第4 号に適合するものである場合は、当該現場の特殊性にかんがみ、危政令第2 3 条を適用し、その設置を認めて差し支えないこととする。(S48 予146) (S57 危 56)

ア 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油であること。

イ 周囲(作業車の出入口を除く。)は、さく等により明確に区画すること。

ウ 第4 類の危険物の火災に適応する第4 種及び第5 種の消火設備をそれぞれ1 以上設けること。

エ 空地は、第2. 5(1)の例によること。

オ 給油設備は、次によること。

(ア) 給油設備を備えた車両は、法第1 2 条の6 に規定する移動タンク貯蔵所の用途廃止の届出をしたものであり、かつ、道路運送車両法(昭和2 6 年法律第1 8 5 号) 第1 1 条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

(イ) 給油設備は、車両のシャーシフレームに固定されていること。

(ロ) 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第1 5 条に規定する移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3. 2 ミリメートル以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面はさび止めのための塗装をすれば足りるものとする。

(ハ) 危険物を収納するタンクは、法第1 1 条の2 に規定する完成検査前検査を受け、基準に適合するものであること。

(ニ) 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

(ホ) 給油のための装置は、危険物の漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(ヘ) 給油のための装置のエンジン及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0. 5 メートル以上の間隔を保つこと。

(ト) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

(チ) 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

6 メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う給油取扱所(第4 項、危省令第2 8 条の2 から第2 8 条の2 の3)

(1) メタノール又はエタノールを含む燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノール又はエタノールの含有率にかかわらず、位置、構造及び設備が危険物の規制に関する政令第1 7 条第4 項に規定する技術上の基準に適合している給油取扱所において行うことが必要であり、当該基準に適合しない給油取扱所で行うことは認められないものであること。(H11 危 72)

(2) メタノール等の給油取扱所の基準は、当該審査基準の第1 から第3 まで、及び「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」(H 6 危 28) によるものとする。

(3) エタノール等の給油取扱所の基準は、当該審査基準の第1 から第3 まで、及び「エタノー

ル等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」(H24 危 2) によること。

7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (第5項、危省令第28条の2の4から第28条の2の7)

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (以下「セルフスタンド」という。) とは、顧客用固定給油設備を用いて顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は顧客用固定注油設備を用いて灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができるものであること。

(H10 危 25)

(2) セルフスタンドでは、顧客にガソリンを容器へ詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできないものであること。(H10 危 25) (R6 危 40)

なお、従業員が容器への詰め替えを行う場合にあっては、監視業務が適正に実施されないことが想定されることから、積極的に行わないよう指導すること。

(3) 制御卓の位置について、危省令第28条の2の5第6号イに規定する、「給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用注油設備における使用状況を直接視認できる位置」とは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。(H10 危 25)

なお、同規定のただし書きを適用し、監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合で、当該監視設備が機器異常等により使用できなくなったときは、従業員が直接視認する必要があること。

(4) セルフスタンドにおいて、コンビニ、コーヒーショップ等の店舗を併設する場合、顧客の給油行為等の監視と当該店舗の業務を兼務することにより監視がおろそかになることを防止するため、監視室は当該店舗の販売室以外の場所に独立して設けるよう指導すること。(H10 危 90) また、監視者がレジ業務を兼務する場合、監視者と他の従業員とを区別するため、監視者は異なる制服等を着用する必要はないこと。(H31 危 81)

なお、予防規程においても、顧客が給油又は注油を行う際は、給油又は注油の開始前から終了まで監視装置を離れることなく監視を継続することを明記するよう指導すること。

(5) セルフスタンドの基準は、当該審査基準の第1から第4まで及び「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(H10 危 25) (R1 危 119) によるものとする。

(6) 給油時の吹きこぼれ対策については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」(H19 危 61) によること。

(7) 有線放送よりも指示の放送が優先される放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができるものであること。(H10 危 90)

(8) 制御装置の設置は、事故の発生を未然に防止するための重要な安全確保措置であり、事故の未然防止について、当該制御装置と同等以上の効力があると客観的に認められない限りは、危政令第23条を適用し、その設置を免除することはできないものであること。(H28 危 37)

—制御卓の設備設置例—



- (9) 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業員が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定する必要があることから、従業員の位置に応じて、可搬式制御機器の給油許可機能を作動（停止）させるためのビーコンを配置すること。（R2 危 87）
- (10) 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。（R2 危 87）
- (11) 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行う必要がある。（R2 危 87）
- (12) 可搬式制御機器の運用に係り、必要事項を予防規程に明記すること。（R2 危 87）

8 E T B E 含有ガソリンを取り扱う給油取扱所（H20 危 45）

- (1) 「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されている E T B E を含有したガソリンについては、第 4 類第 1 石油類（法別表第 1 備考第 1 2 号のガソリン）に該当するものであること。
- (2) E T B E 含有ガソリンの貯蔵、取扱いを行う場合には、通常のガソリンと同様の技術基準によるものとする。

9 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所

中山間地域等の給油取扱所において、危険物取扱者である係員が、例外的に給油取扱所に隣接する店舗等に所在し、顧客からの呼び出しに応じて速やかに給油取扱所へ移動して給油又は注油を行う運用形態については、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」（H28 危 44）によること。

第3 貯蔵及び取扱いの基準（危政令第24条から第27条）

1 危険物の最大取扱数量

給油取扱所における危険物の最大取扱数量は次のとおりとする。（S62 危38）

- (1) 給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危政令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。
- (2) 容器内の危険物（混合燃料、灯油、エンジンオイル、廃油等）の数量の合計を常時指定数量未満とすること。
- (3) 附随設備に収納されている危険物の数量の合計を常時指定数量未満とすること。

2 貯蔵及び取扱いの基準

(1) 駐車場に関する事項

- ア 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあって、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が、給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。（S62 危38）
- イ あらかじめ固定給油設備から4メートル以内の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には、給油のための一時的な停車を除き当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。（S62 危38）
- ウ 駐車スペースにおいて、ミニローリー（少量危険物取扱所）の車庫証明を取り、常置場所にするには差し支えないが、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所にするにはできないものであること。（S62 危60）

(2) 自動車等の点検・整備等に関する事項

- ア 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）を含まないものであること。（S62 危38）
- イ 自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（危政令第24条第2号）とされていること等を踏まえ、次によること。（S62 危38）
 - (ア) スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から60センチメートル以上の高さの位置で行うこと。
 - (イ) バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から60センチメートル以上の高さとなる位置において行うこと。
 - (ウ) このほか、火気を使用する方法又は火花を発生おそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うこと。
 - (エ) オイルフィルター等の部分の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うこと。
 - (オ) 可燃性蒸気を発生おそれのある方法により、自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うこと。
- ウ 自動車等の12ヶ月定期点検整備、24ヶ月定期点検整備を給油取扱所で行うことは差し支えないものであること。（S62 危60）

なお、24ヶ月定期点検整備を行うためには、道路運送車両法に基づき陸運事務所から認証を受ける必要がある。
- エ 認証の種類等については次のとおり
 - (ア) 認証工場

- a すべての部品の分解点検整備をすることができる。
 - b 「4m×8mのスペースが2カ所及び部品整備作業場が必要である（要明示）。
 - c 「認証工場」のプレート（縦40センチメートル×横50センチメートル）を掲示する義務がある。
- (イ) 専門認証（限定認証）工場
- a ブレーキライニング（ブレーキドラム）、点火装置、ミッション及び前輪・後輪等の各部品のうち、認証を受けた部品に限って分解整備を行うことができる（自動車からエンジンを外して、そのエンジンの分解整備をすることはできない）。
 - b 「4m×6m」のスペースが2カ所（点検作業場及び自動車整備作業（要リフト等）が必要である（要明示）。
 - c 「専門認証」のプレート（横50センチメートルで認証内容を記載したもの（縦は必要に応じた長さ））を掲示する義務がある。
- (ロ) 給油取扱所で認証を受ける際は、自動整備作業場を整備室（リフト室）に、また点検作業場をキャノピーの下に白線等で明示をして設ける場合が多い。
- なお、キャノピーの下で行う点検作業の内容は、目視によるものであり、その場所に機器を設置することはないが、スパナ及びメガネレンチ等の簡易な器具を使用することはある。
- (ハ) 点検作業場をキャノピーの下に設ける場合は、次のことに留意すること。
- a 原則として、給油空地及び注油空地以外の場所で、かつ、給油等のために当該給油取扱所に出入する自動車等の障害とならない場所であること。
 - b やむを得ず給油空地内に設ける場合は、給油空地が広範囲に設定されており、明らかに給油に支障が生じない場所であること。
 - c 当該場所で火花を発生おそれのある点検作業は行わないこと。
 - d 当該場所は、危険物の規制に関する規則第25条の4第1号に規定する用途として取り扱うこと。
 - e 当該場所を設置する際には、場所を明示した図面を提出するよう指導すること。
- (ニ) 建基法（用途地域により原動機等が規制されている。）により設置できない場合があるので、事前に都市計画局建築審査課で確認するよう指導すること。
- オ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務及び自動車の板金業務は、危省令第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備に該当すること。
- なお、板金業務に伴い火花を発生おそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。（H31 危81）

(3) 物品の販売に関する事項

- ア 給油取扱所の建築物において、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易郵便局、コインランドリー、宅配ボックスによる宅配物の取次等、様々な業務を行うことは、危省令第25条の4第1項第6号に定める用途が、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類に制限がないものであるため、差し支えないこと。（S62 危38）
- なお、当該給油取扱所の危険物保安監督者、危険物取扱者等の従業員が十分に人の出入り等を把握し、かつ、適切に管理し、また誘導できる範囲において行えるものであること。
- イ 2階において物品の販売等が認められる「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物」の構造とは、次のいずれかに該当する場合であること。（H31 危81）
- (イ) 2階から直接屋外階段等で、隣接地へ避難できる場合

(イ) 2階から屋内階段を使い1階へ降り、建築物内を通過して直接道路へ避難できる場合
なお、建築物の2階に金属はしご等の避難器具を設けたものは、容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物には該当しないこと。

ウ 屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、次の事項に留意すること。(R2 危 88)

(ア) 裸火等の火気を使用しないこと。

(イ) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用すること。

(ロ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないこと。

(ハ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

(ニ) 給油や荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

(ホ) 火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制に係る計画を策定すること。

(ヘ) 物品の販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。

(ト) 上記(オ)及び(カ)で策定した計画は、予防規程に明記すること。

エ ドライブスルー形式又は窓を介して物品を販売する場合は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。(H9 危 31)

オ 販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売をできるものであること。

なお、当該ガレージ内では火気は取り扱わないものであり、給油行為等に支障のない場所に設置すること。(H10 危 90)

(4) 荷卸し時の固定給油設備等の使用に関する事項(危政令第27条第6項第1号ト)

ア 中仕切りのある専用タンクに危険物を注入するときは、注入している層に接続する固定給油設備等の使用を中止すれば、その他の層に接続する固定給油設備等は使用することができること。

イ 「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」(R6 危 40)のうち、「第4 荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項」によること。

(5) 単独荷卸しに係る事項

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業については、原則として、当該給油取扱所の従業員である危険物取扱者の立会いを必要としているが、給油取扱所に石油を販売し、かつ、運送業者に石油を運搬させる石油供給者(石油元売り会社、商社等)が、単独荷卸しに係る安全対策設備、乗務員に対する教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を定め、当該単独荷卸しの仕組みが適正と認められる場合は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者のみで荷卸しができるものであること。

単独荷卸しの仕組みを審査するにあたっては、当該仕組みについて危険物保安技術協会が行う評価を受けたものについては、その評価結果書を活用することができるほか、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(H17 危 245)(H30 危 44)、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について(H30 危 176)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R5 危 327)に基づき行うこと。

単独荷卸しに係る設備の設置例

照明設備

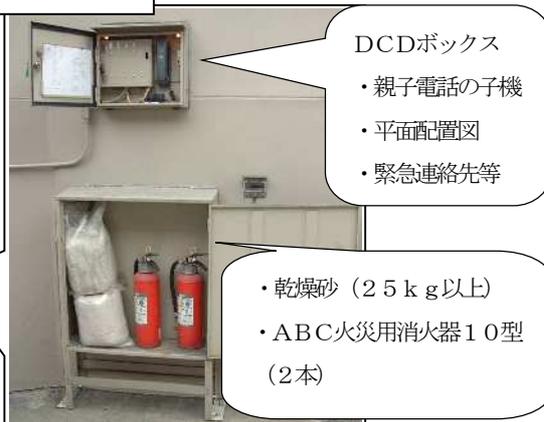
- ・集中注入口式
- ・各注入口に油種バーコードを付け、色分けした油種バンドを設置



DCDボックス

- ・親子電話の子機
- ・平面配置図
- ・緊急連絡先等

- ・乾燥砂（25kg以上）
- ・ABC火災用消火器10型（2本）



(6) 携帯型電子機器の使用に係る事項

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H30 危154）に基づき行うこと。

(7) レンタカー業務に係る事項

ア 給油取扱所においてレンタカー業務を行う場合は以下の事項に留意すること。

- (ア) 当該給油取扱所で給油を行うレンタカーであること。
- (イ) 当該給油取扱所の営業時間外にレンタカー業務を行うことがないこと。
- (ウ) セルフスタンドの場合、給油作業等の監視、制御及び顧客に対する必要な指示に支障がないこと。

イ 給油取扱所内にレンタカーを駐車する場合は、以下の場所以外とすること。

- (ア) 給油空地
- (イ) 注油空地
- (ウ) 危省令第25条の8で定める部分
- (エ) 危省令第40条の3の4で定める部分

ウ 上記の給油空地は、固定給油設備の配置、給油をする自動車の大きさ、車両の導線等を考慮して判断すべきものであること。（H18 危113）

(8) 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項

「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」（R6 危40）のうち、「第5 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項」によること。

第12章 販売取扱所の基準（危政令第18条）

第1 販売取扱所の区分

販売取扱所は、危険物を容器入りのままで販売する取扱所であることから、危政令第27条第6項第2号の基準に適合しない行為は認められないものである。したがって、販売取扱所において自動車等への給油又は石油類等の詰替えを行うことはできない。

第2 取扱数量の算定

店舗内に収納された危険物の総量とする。

第3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 第1種販売取扱所（危政令第18条第1項）

(1) 位置（第1項第1号、第2項）

販売取扱所の用に供する部分は、幅員4m以上の道路（危省令第1条第1号に規定するものをいう。）に面して設置するよう指導すること。

(2) 建築物の構造（第1項第3号、第4号、第5号）

ア 建築物の一部に設ける販売取扱所の隔壁（危政令18条第1項第3号ただし書に規定する隔壁をいい、上階がある場合の上階の床を含む。以下販売取扱所の基準において同じ。）は、障壁とするよう指導すること。

イ 床は、耐火構造とし、又は不燃材料で造り、危険物が浸透しない構造とすること。

ウ 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設けるときは、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする。

(3) 窓及び出入口（第1項第6号）

隔壁に開口部を設けるときは、次により指導すること。

ア 出入口を設けるときは、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）とすること。

イ 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。

(4) 配合室（第1項第9号、第2項）

危険物を配合する室は、次によること。

ア 壁及び屋根は、耐火構造とするとともに、窓を設けないよう指導すること。

イ 貯留設備として「ためます」を設ける場合のためますの大きさは、縦、横及び深さが30cm以上又はそれと同等以上の容量とすること。

ウ 可燃性蒸気等の排出設備は、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）によること。

エ 採光のため、照明設備を設けるよう指導すること。

2 第2種販売取扱所（危政令第18条第2項）

(1) 建築物の構造（第2項第1号）

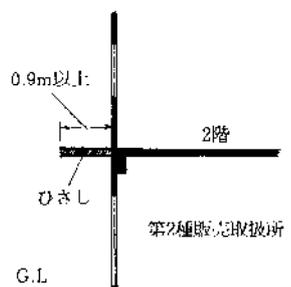
建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の壁（上階がある場合の上階の床及び地階がある場合の販売取扱所の用に供する部分の床を含む。）は、障壁とするよう指導すること。

(2) 上階への延焼防止の措置（第2項第2号）

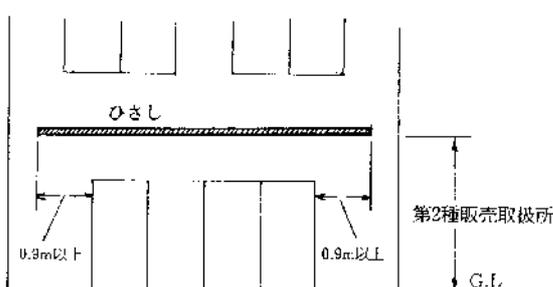
「上階への延焼を防止するための措置」とは、次のいずれかの措置をいうこと。

ア 第2種販売取扱所の外壁の上階との境界に、例図1及び2に示すとおり、耐火構造のひさし（ひさしの突出部分の長さ及び幅は、1階の開口部の位置から、それぞれ0.9m以上とする。）を設ける。（S46 予106）

例図1

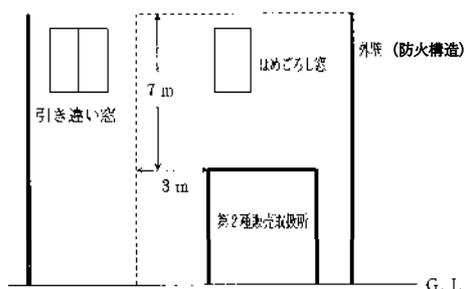


例図2



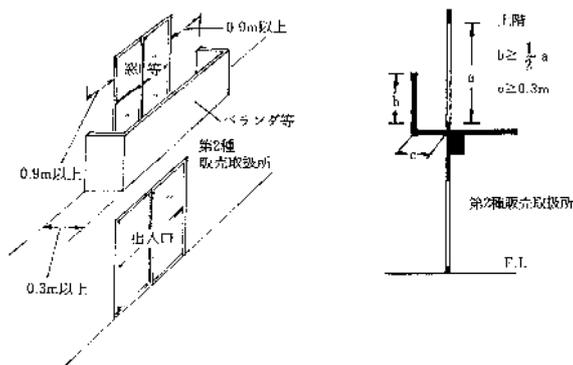
イ 第2種販売取扱所の上階の外壁が防火構造であり、かつ、例図3に示すとおり、当該販売取扱所の開口部の上端部から水平3m、高さ7mの範囲内における上階の開口部にはめごろしの防火設備を設ける。（S48 予121）

例図3



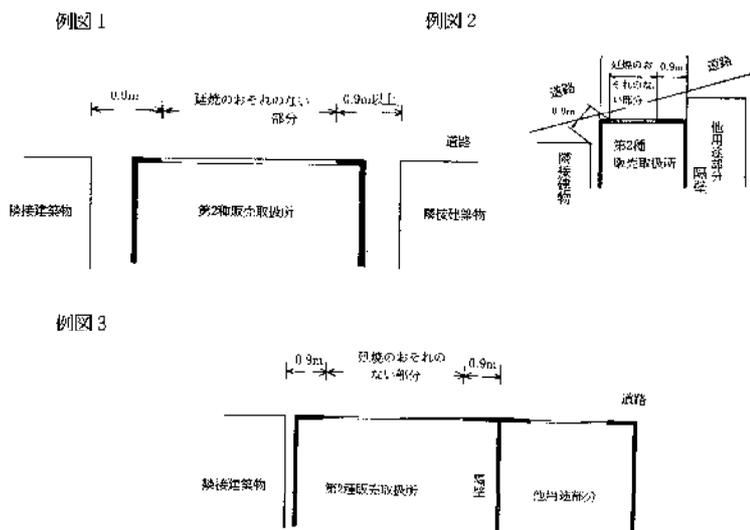
ウ 耐火構造又は骨組み及び下地を不燃材料で造ったベランダ等で、例図4に示すとおり上階の開口部を防火上有効に遮へいする。

例図4



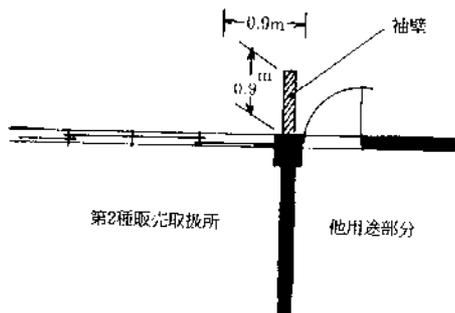
(3) 窓 (第2項第3号)

ア 「延焼のおそれのない部分」は、第2種販売取扱所に隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から、例図1、2及び3に示すとおり、それぞれ0.9m以上離れた部分をいうこと。(S46 予106)



イ 第2種販売取扱所の外壁に、例図4に示すとおり、長さ0.9m以上の耐火構造の袖壁を設けた場合、隣接する建築物の外壁（建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から0.9m以内の部分であっても、「延焼のおそれのない部分」として取り扱うものとする。(S48 予121)

例図4



ウ 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、危政令第23条を適用して、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。(S51 危23-3)

(4) 出入口 (第2項第4号)

「延焼のおそれのある壁又はその部分」とは、(3)アの「延焼のおそれのない部分」以外の部分の壁又はその部分（隔壁を含む。）をいうこと。

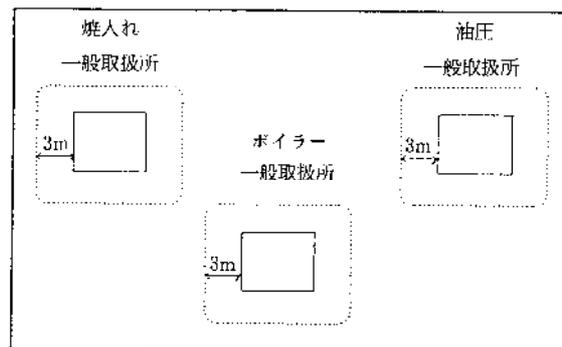
第13章 一般取扱所の基準（危政令第19条）

第1 規制範囲

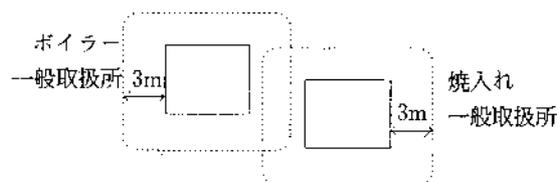
一般取扱所は、危政令第19条第2項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として一棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる。

1 部分規制の一般取扱所

- (1) 原則として、部分規制の一般取扱所は、危政令第19条第2項第1号の一般取扱所（以下「吹付塗装作業等の一般取扱所」という。）、同項第1号の2の一般取扱所（以下「洗浄作業の一般取扱所」という。）、同項第2号の一般取扱所（以下「焼入れ作業等の一般取扱所」という。）、同項第3号の一般取扱所（以下「ボイラー等の一般取扱所」という。）、同項第6号の一般取扱所（以下「油圧装置等の一般取扱所」という。）、同項第7号の一般取扱所（以下「切削装置等の一般取扱所」という。）、同項第8号の一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置の一般取扱所」という。）及び同項第9号の一般取扱所（以下「蓄電池設備等の一般取扱所」という。）に限られるものであること。
- (2) 部分規制の一般取扱所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。（次図参照）（H1 危64）

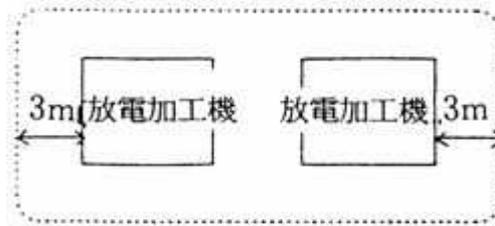


- (3) 部分規制の一般取扱所において、規定された作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができるものであること。（H1 危64）
- (4) 危省令第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、同条第4項第7号、第28条の60第4項第1号及び第28条の60の2第3項第1号の規定により、屋内において危険物を取り扱う設備の周囲に保有すべき空地（以下「屋内保有空地」という。）は、相互に重なってはならないものであること。（次図参照）（H1 危14、特34）



認められない例

- (5) 危険物を取り扱う機器が複数存する場合は、複数の機器を一つの設備として、その周囲に屋内保有空地を保有することをもって足りるものであること。(次図参照) (H1 危 64)



複数の機器を設ける場合の空地の例

- (6) 建築物全体が危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とすることができるものであること。(H1 危 64)

2 区分形態の異なる施設の併設等

(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、建築物に設けられ、かつ、指定数量の倍数の合計が 30 倍未満である場合、(2)に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものについては、危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定 ((1)オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第 18 号及び第 19 号の規定を含む。)を適用しないことができる。(H10 危 28)

(1) 危険物の取扱形態

- ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物(第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物(特殊引火物を除く。))を取り扱う形態
- イ 洗浄のために危険物(引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。))を取り扱う形態
- ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物(引火点が 70℃以上の第 4 類の危険物に限る。))を取り扱う形態
- エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物(引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。)を消費する取扱形態
- オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置(高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態
- カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置(高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態
- キ 危険物以外の物を加熱するため危険物(高引火点危険物に限る。)を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 複数の危険物取扱形態を有する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- ア 危険物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること ((1)エ及びオに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。)
- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること ((1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。)
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根(上階がある場合にあつては上階の床)を耐火構造とすること。ただし、(1)ア又はイに掲げる取扱形態を有しない場合にあつては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

- オ (1)エに掲げる取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危省令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ウに掲げる取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)イ又はキに掲げる取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる構造のものとする。
- ケ (1)キに掲げる取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれがある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- シ 危省令第28条の5第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の5第2項第2号の基準に適合するものであること。
- (3) 吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所、ボイラー等の一般取扱所及び油圧装置等の一般取扱所の適用に当たっては、区分形態ごとの技術上の基準で規定された作業工程に係る設備以外のものは設けないこと。したがって、ボイラー設備と油圧装置等が混在している場合に、両設備を併せて危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危省令第28条の5第7等に定める技術上の基準を適用することはできないものであること。（H1 危64）

第2 最大数量の算定

- 1 一日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る取扱量（消費量、通過量、停滞量等）を最大数量とする。
- 2 最大数量に係る取扱量の算定については、次によること。
 - (1) 同一の危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量のうち、指定数量の倍数の最も大きいものを取扱量とすること。
 - (2) 異なる危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量を加算したものを取扱量とすること。
 - (3) 循環系装置により、配管等で危険物を循環させて取り扱う場合は、瞬間最大停滞量を取扱量とすること。（S40 自消予71）
 - (4) 消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間を基に算定すること。

第3 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

第3章製造所の基準によること。

2 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所（部分規制の一般取扱所）

(留意事項)

部分規制の一般取扱所は、原則、著しく消火困難な製造所等となり、移動式以外の第3種の消火設備等を設けなければならない(危省令第33条第1項第1号)。

他用途部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものは、著しく消火困難な製造所等に該当しないが、出入口や窓だけでなく、換気ダクト、煙突等の区画貫通部分も開口部と判断するので、留意すること((1)エ、別記4の2参照)。

(1) 共通事項

ア 危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準の適用については、第3章製造所の基準によること。

イ 危省令第28条の55第2項第4号(第28条の56第2項第4号及び第28条の57第2項第1号)及び第28条の60第2項第2号の「延焼のおそれのある外壁」は、第3章製造所の基準第3、4(1)、(2)及び(3)の例によること。

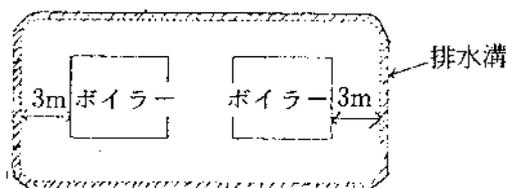
ウ 他用途部分との隔壁

(イ) 危省令第28条の55第2項第2号及び第28条56第2項第1号(第28条の57第2項第1号)の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造……と同等以上の強度を有する構造」は、第4章屋内貯蔵所の基準3(2)イの例によること。

(イ) (イ)の隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、第4章屋内貯蔵所の基準3(2)ウ及びエの例によること。

エ 「傾斜、貯留設備」、「採光、照明」及び「換気設備、可燃性蒸気等の排出設備」については、第3章製造所の基準の例によること。

オ 危省令第28条の55の2第3項第3号、第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第2号、第28条の60第4項第2号及び第28条の60の2第3項第2号の「排水溝」は、屋内保有空地の周囲に設けること。



カ 危政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。(H10危19)

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所(危省令第28条の55)

ア 「吹付塗装作業等の一般取扱所」には、洗浄、含侵作業を行うものは含まないものであること。(H1危64)

イ 「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階がなければよいものであること。

ウ 塗料等の配合室を設けるときは、次により指導すること。

(イ) 耐火構造の壁で区画すること。

(イ) 出入口には、常時閉鎖式の特定防火設備(防火戸)を設けること。

(ウ) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、幅及び深さがそれぞれ10cm以上の排水溝（又は高さが10cm以上の敷居）並びに縦、横及び深さがそれぞれ30cm以上のためますを設けること。

(3) 洗浄作業の一般取扱所（危省令第28条の55の2）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H10危19）

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（H10危19）

(4) 焼入れ作業等の一般取扱所（危省令第28条の56）

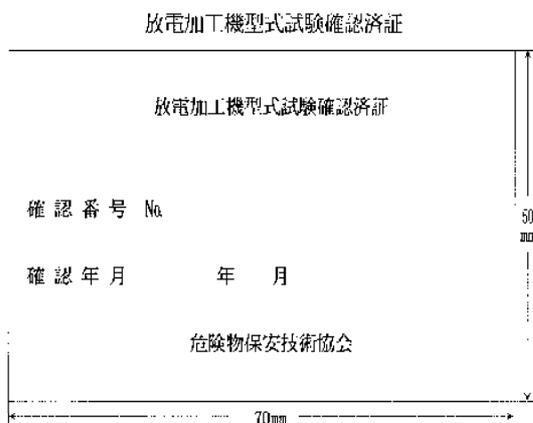
ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の56第2項又は同条第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H1危14、特34）

イ 焼入槽には、危険物の温度が異常に上昇しないように冷却装置その他の温度調整装置を設けること。ただし、火災予防上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 焼入槽には、容易に操作することができる不燃材料で造ったふたを設け、又は有効に消火することができる焼入槽専用の消火設備を設けるよう指導すること。ただし、第3種の消火設備が有効に設置されているときはこの限りでない。

エ 放電加工機の取扱いについては、「放電加工機の火災予防に関する基準」（S61危19）によること。

なお、放電加工機については、危険物保安技術協会が試験確認を行ったものに対し、「放電加工機型式試験確認済証」（次図参照）が貼付されることとなっていることから、技術基準の適合性の確認に活用できるものである。



備考：1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0.3mmとする。
2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

(5) ボイラー等の一般取扱所（危省令第28条の57）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の57第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。（H10危19）（H1危14）

イ 危省令第28条の57第2項又は第3項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。（H10危19）

ウ 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれるものであること。（H1危64）

エ 熱媒体（危険物であるものに限る。）を使用したボイラー設備は、当該特例基準を適用することはできないこと。

- オ 「危険物の供給を自動的に遮断する装置」は次により設けること。
- (ア) サービスタンクと消費設備間については、サービスタンクの直近に設けること。
 - (イ) 元タンクとサービスタンク間についても設置を指導すること。
なお、設置する場合は、元タンクの直近に設置するよう指導すること。
 - (ウ) 自動復旧しない構造であること。
- カ 危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第28条の57第2項第3号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。
- キ ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時に燃料ガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。
- ク 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所（危省令第28条の57第4項）については、次による。
- (ア) 危険物を取り扱う設備を収納する鋼製の外箱の底部（高さ0.15m以上）を危険物の漏れない構造とした場合は、第3号（囲い）及び第8号（傾斜、貯留設備、油分離装置）の適用については、次のとおりとすることができる。
 - a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、傾斜はなくても差し支えないものとする。（第3号、第8号）
 - b 外箱内には雨水等の浸入がないことから油分離装置は設けなくてよいものとする。（第8号）
 - (イ) タンク専用室を鋼製の外箱（キュービクル式）とする場合、危省令第28条の57第4項第9号及び第10号の規定によるほか、次に定めるところによること。
 - a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。
なお、危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第13条の3第2項第1号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。出入口のしきいの高さについても同様とする。
 - b タンク専用室の床の鋼板を屋上（建築物の耐火構造の屋根）に直接設置する場合は、耐火構造の床としてみるることができる。
 - c 採光及び照明の設備は、照明設備を設けること。
 - d 換気設備は、換気口（自然換気）で差し支えないこと。（FD、引火防止網必要。）
 - e 蒸気排出設備を設けるときは、換気設備と兼用して差し支えないこと。
 - f 通気管及び排出設備の先端位置はタンク専用室の屋根上より1m以上の高さとなるよう指導すること。
 - (ウ) 第7号（保有空地）の適用については、次のとおりとすることができる。
 - a 架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えないこと。（H29 危216）
 - b 保有空地内に当該施設と関係のない配管等を設置することは原則認められないが、周囲の状況、設備の危険性、安全対策を総合的に判断し、認めることも可能であること。
 - c 発電設備等とサービスタンクの間は、保守点検に必要な空間を確保することで、3mの距離の幅は要しないこと。
 - (エ) 第10号（ダンパー等）の適用について、一般社団法人日本内燃力発電設備協会の認

証を受けた製品と同等以上のものであれば、防火ダンパー以外に引火防止金網、金属製ガラリ等を設けることで差し支えないこと。

ケ ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。

- (ア) ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。
- (イ) ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けない。
- (ロ) ポンプ室には、窓その他出入口以外の開口部を設けない。
- (ハ) ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける。
- (ニ) ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定する。
- (ホ) ポンプ室の床には、その周囲に高さ0.2メートル以上の囲いを設けるとともに、当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。
- (ヘ) ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- (ヘ) ポンプ室の換気及び排出の設備には防火上有効にダンパー等を設ける。

(ケ) 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設ける。

(コ) ポンプ室には、第5種消火設備を設ける。

(6) 充てんの一般取扱所 (危省令第28条の58)

ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。(H8危97)

イ 誤注油防止のため、次のとおり指導すること。

(ア) 固定注油設備は固定給油設備等の基準(危政令第17条第1項第10号及び第11号(構造及び油種表示))に適合させるよう指導すること。

(イ) 接続する地下タンク貯蔵所は、中仕切りタンクにガソリンと灯油を隣接して入れないよう指導すること。

ウ ガソリンと灯油を同一の計量機で(ダブルで)使用しないよう指導すること。

エ 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる幅及び深さを有するものとする。

オ ためます及び油分離装置は、予想される危険物の流出量並びに危険物を取り扱う空地の大きさ及び形状等に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とすること。

カ 当該一般取扱所に設けるポンプ設備は、専用の設備とすること。

キ 引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。

(ア) タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置(接地による方法等)

(イ) 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置(タンクローリー用接地端子)

(ロ) 危省令第40条の7第1号から第3号までに適合した取扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置

ク 引火点が70℃未満の危険物をタンクへ注入するローディングアーム等の設備には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花を発生しにくい材質を用いること。

ケ タンクへ注入する設備は、危険物の過剰な注入を防止できる構造のものとする。当該構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる(タンク内の液面上昇をフロート式センサー、微圧センサー等で検出し、ポンプの停止又は電磁弁等の閉鎖等により注入を止める。)構造、1回の連続した注入量が設定値(タ

ンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって4、000リットルを超えない量であること。)以下に制限される構造等が考えられること。

コ 注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所内のすべての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導すること。

(7) 詰替えの一般取扱所 (危省令第28条の59)

第11章給油取扱所の基準によるほか、次によること。

ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。(H8危97)

イ 誤注油防止のため、固定注油設備には、油種の表示をすること。

ウ 防火塀は一般取扱所の周囲に設けること。この場合の一般取扱所の周囲とは、固定注油設備、注油空地等の周囲をいい、注入口は防火塀の外側に設けても差し支えないこと。

エ 防火塀の高さの計算にあたっては、注入口が防火塀の外側にある場合、荷卸しするタンクローリーが防火塀の外側に停車して荷卸しする場合等は、注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災に対する計算は不要とする。

(8) 油圧装置等の一般取扱所 (危省令第28条の60)

ア 危省令第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、危省令第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。(H1危14、特34)

イ 「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。(S58危21)

(9) 切削装置等の一般取扱所 (危省令第28条の60の2)

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。(H10危19)

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(H10危19)

(10) 熱媒体油循環装置の一般取扱所 (危省令第28条の60の3)

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(H10危19)

(11) 蓄電池設備等の一般取扱所 (危省令第28条の60の4)

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の4第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の4第3項若しくは第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H24危132)

イ 危省令第28条の60の4第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。(H24危132)

ウ 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」(R5危251)のうち、「2 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例に関する事項」によること。

3 高引火点危険物の一般取扱所 (危省令第28条の61、危省令第28条の62)

高引火点危険物(引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。)のみを100℃未満の温

度で取り扱う一般取扱所については、危政令第19条第1項、第2項（同項で規定されているものに限る。）又は第3項（危省令第28条の6 1、危省令第28条の6 2（充てんの一般取扱所に係る基準の特例）のいずれの特例基準によることもできること。（H1 危14、特34）

4 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（H15 危81）によること。

5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

(1) 「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H11 危53）によること。

(2) 密閉構造の単電池が収納されている複数のモジュール電池をパッケージに収納する構造の屋外に設置するナトリウム・硫黄電池であって、当該モジュール電池及びパッケージが一体でH11 危53 別添「ナトリウム・硫黄電池に要求される火災安全性能」を満たすものは、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H11 危53）により設置することができること。（H25 危156）

6 リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所

(1) 「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」（H23 危303）及び「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」（R5 危214）によること。

(2) 建築物の一部に設置するリチウムイオン蓄電池の組立て作業を行う一般取扱所、リチウムイオン蓄電池の充電又は放電作業を行う一般取扱所及びリチウムイオン蓄電池の製造作業を行う一般取扱所について特例を適用する場合は、「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について」（R6 危351）によること。

第14章 消火設備の基準（危政令第20条）

第1 消火設備の技術上の基準（危省令第29条～第32条の11）

1 共通事項

- (1) 消火設備を、他の防火対象物又は製造所等の消火設備と兼用する場合は、水源、予備動力源、消火薬剤、ポンプ設備等について、容量及び能力の大なる方の基準を満たすように設けること。ただし、消火設備の消火範囲が隣接している場合（開口部を有しない隔壁で区画されている場合を除く。）は、同時に使用できる容量及び能力を確保すること。
- (2) 第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置に関しては、危省令、危告不、危告ハ及び危告泡に定められたもののほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」（H1 危24 別紙）によること。
- (3) 第3種の消火設備について、泡消火設備における固定式及び移動式、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備における全域放出方式、局所放出方式及び移動式のそれぞれの区分は、施行令における区分と同様のものであること。（H1 危24）
- (4) 危省令第32条の10ただし書は、第1種、第2種又は第3種の消火設備と併設する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、第32条の11ただし書は、第1種から第4種までの消火設備と併設する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第4種又は第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。（H1 危24）
- (5) 消火設備の配管は、危険物の配管に準じて、防食措置を講じること。
- (6) 内燃機関を原動機とする加圧送水装置については、「内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準」（H4 危26）によること。
- (7) ハロゲン化物消火設備については、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（H13 危61、予155。以下「61号通知」という。）によること。
- (8) ガス系消火薬剤を使用する消火設備については、「危険物施設に係るガス系消火設備の取扱いについて」（H8 危169）によること。
- (9) 不活性ガス消火設備のうち、二酸化炭素を消火薬剤とするものの安全対策については、「二酸化炭素消火設備の安全対策について」（H8 危117、予193）及び「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（H9 危85、予133）によること。

（参考） 製造所等における法第17条の適用について（S42 自消予102）

1 1棟全部が製造所等である場合

消防用設備等は法第10条第4項の規定に適合すればよく、法第17条の規定に適合しなくてもよい。これは、製造所等に設置すべき消防用設備等に関する法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第17条に対し、特別法たる地位を有するものであるからである。

2 棟の一部分に製造所等がある場合

製造所等の部分は法第10条第4項により設置し、これを除いた部分には法第17条の規定による消防用設備等を設置する。

2 著しく消火困難な製造所等の消火設備（危省令第33条）

(1) 「消火活動上有効な床面からの高さ」の高さの算定の起点となっている消火活動上有効な床面とは、必ずしも建築物の床面に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならないこと。（H1危24）

(2) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備（第1項第1号）

「地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備」として高さが6メートル以上の精留塔などの塔槽類、タンク類等があること。（H1危64）また、タンクの高さの算定は、地盤面又は床面からタンク側板の最上段の上端までの高さとする。

(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁（第1項第1号、第2号、第4号）

「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」とは、壁及び床を障壁とし、出入口、窓、換気ダクト、煙突等の開口部を設けないこと。ただし、「隔壁等を貫通する配管等の基準」（別記4の2）を満たす配管等にあつてはこの限りではない。

(4) 火災のとき煙が充満するおそれのある場所（第2項第1号）

危省令第33条第2項第1号の表中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には、上屋のみで壁が設けられていない場所は該当しないものであること。（H1危64）

(5) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室（第2項第2号）

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」とは、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記1）の別表において、自動強制排出設備又は強制排出設備を設置しなければならない建築物又は室とすること。

なお、棟の中に複数の当該室がある場合は、複数の室で有効に使用できる位置に消火設備を配置することにより、すべての室内に設けないことができる。

(6) 著しく消火困難な製造所等に存する20号タンクのうち、屋外にあるもの及び屋内にあるものに係る消火設備については、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所の消火設備の基準を準用すること。

(7) 第1種～第3種の消火設備を設置する際は、危政令別表第5に基づき、建築物その他の工作物及び貯蔵又は取り扱う危険物双方に適応する消火設備を設置するよう指導すること。

貯蔵又は取り扱う危険物に対する第1種～第3種の消火設備が建築物その他の工作物に適応していない場合で、次の全てに適合する場合は、危政令第23条を適用し、建築物その他の工作物に対する第1種～第3種の消火設備については設けないことができる。（H10危90）

ア 全域放出方式の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設ける。

イ 第5種の消火設備を歩行距離20メートル以下となるように設ける。建築物その他の工作物、危険物又は電気設備用のものと兼用してよい。）

ウ 内装は不燃材料で仕上げ、室内には必要最小限のものを除き可燃物を存置しない。

3 第4種消火設備（危省令第32条の10）

(1) 第4種消火設備は、階ごとに歩行距離が30m以下となるよう設けること。

(2) 第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合にあつては、施設に1本あれば規定に適合することとなるが、階ごとに設けるよう指導すること。

4 第5種消火設備（危省令第32条の11）

(1) 能力単位の算定においては、第4類の危険物についてはB火災の能力単位で算定し、その他の危険物についてはA火災の能力単位で算定する。（消火器規格省令第1条の2第13号、第14号）

- (2) 第1種から第4種までの消火設備と併置する場合にあつては、階ごとに設けるよう指導すること。
- (3) 建築物その他の工作物、危険物及び電気設備に対応した第5種の消火設備を、それぞれ計算に基づく必要数設置した場合であっても、防護対象の各部から歩行距離20メートル以内に設置することができない場合は、同種消火設備を追加して設置する必要があるもの。(地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所及び販売取扱所を除く)
- また、その場合の消火設備は、同消火設備の防護範囲(歩行距離20メートル)内の防護対象物に対応したものとする必要があるもの。

5 電気設備の消火設備 (危省令第36条)

- (1) 「電気設備」とは、照明設備、コンセント等のあらゆる電気設備をいうこと。
- (2) 「電気設備のある場所の面積」とは、建築物内の電気設備のある室の面積を合算した面積をいうこと。

第2 各施設別の算定基準

1 給油取扱所

(1) 設置区分

区分	施設規模等
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	① 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (セルフスタンド)
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 屋内給油取扱所 ② メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの

(2) 著しく消火困難となる給油取扱所

ア 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

(ア) 第3種固定式泡消火設備

その放射能力範囲が、固定給油設備及び固定注油設備を中心とした半径3mの範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。(H1 危15)

その他「泡消火設備の基準」(別記9の3)によること。

(イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

(ウ) 第5種消火設備

a 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

b 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

c 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- d 合計必要本数
A+B+C (本) 以上

イ セルフスタンド（一方開放型上階付き屋内給油取扱所はアの基準による。）

(7) 第3種固定式泡消火設備（パッケージ型固定泡消火設備）

危険物（引火点が40℃未満で顧客が自ら扱うものに限る。）を包含するように設けること。

その他「泡消火設備の基準」（別記9の3）によること。

(4) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物（第3種の消火設備により包含されるものを除く。）を包含（歩行距離30メートル以内）するように設けること。

なお、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室には、別途設けなくて差し支えない。

(5) 第5種消火設備

- a 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- b 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- c 合計必要本数
A+B (本) 以上

(3) 消火困難となる給油取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

なお、泡の大型消火器の設置を指導すること。

イ 第5種消火設備

- (7) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（消火器の能力単位はB単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (4) 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。ただし、建築物が一切ない場合は、電気設備用として1個設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ウ) 合計必要本数
A+B (本) 以上

(4) その他の給油取扱所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※ (消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x+y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※ (消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備については算定しない。ただし、建築物が一切ない場合は、電気設備用として1個設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- エ 合計必要本数
A+B+C (本) 以上

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

(5) 給油取扱所の第5種消火設備

第5種消火設備にあつては、次によるよう指導すること。

ア 第5種消火設備は、小型消火器とする。

イ 危険物に対する消火器は、機械泡消火器の比率を概ね半数以上となるように設置する。

なお、機械泡消火器及び粉末消火器の能力単位は異なるため留意すること。

ウ 粉末消火器にあつては10型以上、機械泡消火器にあつては6型以上、化学泡消火器にあつては10型以上のものとする。

エ アルコール燃料等の危険物を取り扱う場合は、性状を勘案して適切な消火器を設置する。

2 屋内貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	第2類、第4類のみ (引火性固体、70℃ 未満のものを除く。)	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	軒高6m以上の平家建のもの		
	150倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を貯蔵するもの		—
	① 延べ面積150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに開口部のない不燃材料の壁で区画されたものを除く。)	—	
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもので、 ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所 ② 危省令第16条の2の3第2項の特定屋内貯蔵所 ③ 延べ面積150㎡を超えるもの ④ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所		
	10倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を貯蔵するもの		—
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの		

※ 蓄電池の屋内貯蔵所(危省令第16条の2の8~第16条の2の11)は、消火設備を危省令第35条の2第3項各号の基準に適合するように設けること。

(2) 著しく消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区分	消火設備
① 軒高6メートル以上の平家建のもの ② 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所	次のいずれか ① スプリンクラー設備 ② 移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	次のいずれか ① 屋外消火栓設備 ② スプリンクラー設備 ③ 移動式泡消火設備（消火栓を屋外に設けるものに限る。） ④ 移動式以外の第3種消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- (イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室には、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに、消火設備を 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ウ) 第5種消火設備の合計必要本数
A + B (本) 以上

(3) 消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離 30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

- (ア) 危険物の所要単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 合計必要本数

A+B (本) 以上

(面積10m²未満の屋内貯蔵所については、AとBを兼用して差し支えないものとする。)

(4) その他の屋内貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x+y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A+B+C (本) 以上

(面積10m²未満の屋内貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

(5) 蓄電池の屋内貯蔵所

蓄電池の屋内貯蔵所の特例により設置される消火設備は、危省令第35条の2第3項各号の基準によるほか、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について」(R5危361)によること。

3 製造所及び一般取扱所

(1) 設置区分

ア 製造所

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	延べ面積1,000㎡を超えるもの	
	① 100倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を取り扱うもの ② 高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの	—
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもので、 延べ面積600㎡を超えるもの	
	10倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を取り扱うもの	—
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	

イ 一般取扱所

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	延べ面積1,000㎡を超えるもの	
	① 100倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱うもの（蓄電池設備の一般取扱所のうち、屋外設置の基準に適合するものを除く） ② 高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ③ 部分設置の一般取扱所※（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。）	—
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもので、 延べ面積600㎡を超えるもの	
	① 10倍以上の危険物（火薬該当危険物を除く。）を取り扱うもの（蓄電池設備の一般取扱所のうち、屋外設置の基準に適合するもので、30倍未満の危険物を取り扱うものを除く） ② 政令19条第2項の特例施設のうち、塗装等、洗浄等、焼き入れ等、ボイラー等、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置の一般取扱所	—
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	

※ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所

(2) 著しく消火困難となる製造所及び一般取扱所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。(高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合は、建築物その他の工作物を包含することをもって足りる。)

区分	消火設備
火災のとき煙が充満するおそれがある場所に設けるもの	次のいずれか ① 第2種消火設備 ② 移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	第1種～第3種の消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

ただし、(ア)に該当する場合については、第1種～第3種の消火設備の放射能力範囲内の部分については、第4種の消火設備を設けないことができる。

(ア) 高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合

(イ) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

(ウ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

a 高引火点の危険物のみを100度未満の温度で取り扱う場合

b 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室

c 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{㎡}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 第5種消火設備の合計必要本数

A+B (本) 以上

(3) 消火困難となる製造所及び一般取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30m以内)するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(ア) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ロ) 合計必要本数

A + B (本) 以上

(4) その他の製造所及び一般取扱所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※ (消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※ (4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに 1 個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A + B + C (本) 以上

(面積 10 m²未満の製造所及び一般取扱所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

(5) リチウムイオン蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

建築物の一部に設置するリチウムイオン蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の消火設備については、「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について」(R6 危 351) 第6において示される特例を適用できること。

4 屋外タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区分	施設規模等		
	右欄以外のもの	高引火点、第6類危険物のみ	固体の危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	① 液表面積が40㎡以上のもの ② タンクの高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの	—	100倍以上の危険物(固体の危険物に限る)を取り扱うもの
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもの	—	上記以外のもの
その他 (危省令第35条)	—	全て	—

(2) 著しく消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が70度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備
その他のもの	固定式の泡消火設備

イ 第5種の消火設備

(7) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種の消火設備を2個以上設けること。=A(本)

(イ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 第5種消火設備の合計必要本数

A+B (本) 以上

(3) 消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

(4) その他の屋外タンク貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※(消火器の能力単位はA単位で計算)

外壁を耐火構造とし、かつ、屋外貯蔵タンクの水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※(4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

なお、同面積については、屋外貯蔵タンクの水平最大面積とすること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A+B+C (本) 以上

(屋外貯蔵タンクの水平最大面積が10m²未満の屋外タンク貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

5 屋内タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等	
	右欄以外のもの	高引火点、第6類危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	① 液表面積が40㎡以上のもの ② タンクの高さ6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの ③ 平屋建て以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所※で引火点40度以上70度未満の危険物を貯蔵するもの（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。）	—
消火困難 (危省令第34条 第1項)	上記以外のもの	—
その他 (危省令第35条)	—	全て

(2) 著しく消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区分	消火設備
硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水蒸気消火設備 ② 水噴霧消火設備
引火点が70度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	次のいずれか ① 水噴霧消火設備 ② 固定式の泡消火設備 ③ 移動式以外の不活性ガス消火設備 ④ 移動式以外のハロゲン化物消火設備 ⑤ 移動式以外の粉末消火設備
その他のもの	次のいずれか ① 固定式の泡消火設備 ② 移動式以外の不活性ガス消火設備 ③ 移動式以外のハロゲン化物消火設備 ④ 移動式以外の粉末消火設備

イ 第4種消火設備

下記のいずれかに該当する場合は、当該危険物の火災の消火に有効な位置に第4種消火設備を設けること。

- (ア) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- (イ) 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

ウ 第5種消火設備

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

(4類はB単位、その他はA単位で計算)

- a 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室
- b 作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該施設において貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含できない場合

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、第5種の消火設備を2個以上設けること。=B(本)

(ロ) 電気設備のある場所の面積100㎡ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(エ) 第5種消火設備の合計必要本数
(A又はBの大なる方) + C(本) 以上

(3) 消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

(4) その他の屋内タンク貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A+B+C (本) 以上

（面積 10 m²未満の屋内タンク貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。）

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

6 屋外貯蔵所

(1) 設置区分

区 分	施設規模等		
	右欄以外のもの	危政令第16条第4項 の屋外貯蔵所	高引火点危険物 のみ
著しく消火困難 (危省令第33条 第1項)	塊状の硫黄等の囲い の内部面積の合計が、 100㎡以上のもの	100倍以上の危険物 を取り扱うもの	—
消火困難 (危省令第34条 第1項)	① 塊状の硫黄等の囲い の内部面積の合計が 5㎡以上100㎡未満 のもの ② 100倍以上の危 険物を取り扱うもの	10倍以上100倍未 満の危険物を取り扱う もの	—
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	上記以外のもの	全て

(2) 著しく消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第1種～第3種の消火設備

次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区分	消火設備
火災のとき煙が充満するおそれがある場所に設けるもの	次のいずれか ① 第2種消火設備 ② 移動式以外の第3種消火設備
その他のもの	第1種～第3種の消火設備

イ 第5種の消火設備

電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = \text{〇 (本) (小数点以下切上げ)}$$

(3) 消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離 30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(ア) 危険物の所要単位の数値の 1/5 以上に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = \text{A (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備がある場合は、1個以上設けること。=B（本）

(ウ) 合計必要本数

$$\text{A+B (本) 以上}$$

(4) その他の屋外貯蔵所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※（消火器の能力単位はA単位で計算）

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = \text{x (所要単位)}$$

$$\frac{\text{x}}{\text{消火器の能力単位}} = \text{A (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = \text{B (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備がある場合は、1個以上設けること。=C（本）

エ 合計必要本数

A+B+C (本) 以上

(面積10m²未満の屋外貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

7 販売取扱所

(1) 設置区分

区分	施設規模等	
	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所
消火困難 (危省令第34条 第1項)	—	全て
その他 (危省令第35条)	全て	—

(2) 消火困難となる販売取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

ただし、第1種～第3種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について、第4種の消火設備を設けないことができる。

イ 第5種消火設備

(ア) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 合計必要本数

$$A + B \text{ (本) 以上}$$

(3) その他の販売取扱所

ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。※（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x+y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。※（4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

ウ 電気設備のある場所の面積 100 m²ごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

エ 合計必要本数

A+B+C (本) 以上

(面積 10 m²未満の販売取扱所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

※ 第1種～第4種の消火設備を設ける場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。

第 15 章 警報設備の基準（危政令第 21 条）

警報設備の技術上の基準（危省令第 36 条の 2～第 38 条）

1 警報設備の設置区分（危省令第 38 条第 1 項）

区 分	製造所等の 区分	施設規模等
自動火災 報知設備	製造所 一般取扱所	10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 延べ面積 500 m ² 以上のもの ② 100 倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を 100 度未満で取り扱うものを除く。） ③ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	屋内貯蔵所	10 倍以上の危険物を貯蔵するもので、 ① 100 倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険物を除く。） ② 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70 度未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のもの ア 延べ面積が 150 m ² を超えるもの（150 m ² 以内ごとに不燃区画があるものを除く。） イ 他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたもの、を除く。） ③ 第 2 類、第 4 類の危険物（引火性固体、引火点 70 度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積 500 m ² 以上のもの ④ 軒高が 6 m 以上の平屋建てのもの
	屋内タンク 貯蔵所	平家建以外の建築物で、10 倍以上の危険物（第 6 類、高引火点危険物を 100 度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、 ① 液表面積 40 m ² 以上のもの ② 高さ 6 m 以上のもの ③ 引火点 70 度未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	給油取扱所	10 倍以上の危険物を取り扱うもので、 ① 一方開放型屋内給油取扱所 ② 上部に上階を有する屋内給油取扱所
加入電話 非常ベル装置 拡声装置 警鐘	上記以外のもので、10 倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）	
—	上記以外のもの	

2 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくとも、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることによいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危省令第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

3 自動火災報知設備の基準

危省令第38条第2項の規定のほか次によること。（H1危24）

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

第15章の2 避難設備の基準（危政令第21条の2）

避難設備の技術上の基準（危省令第38条の2）

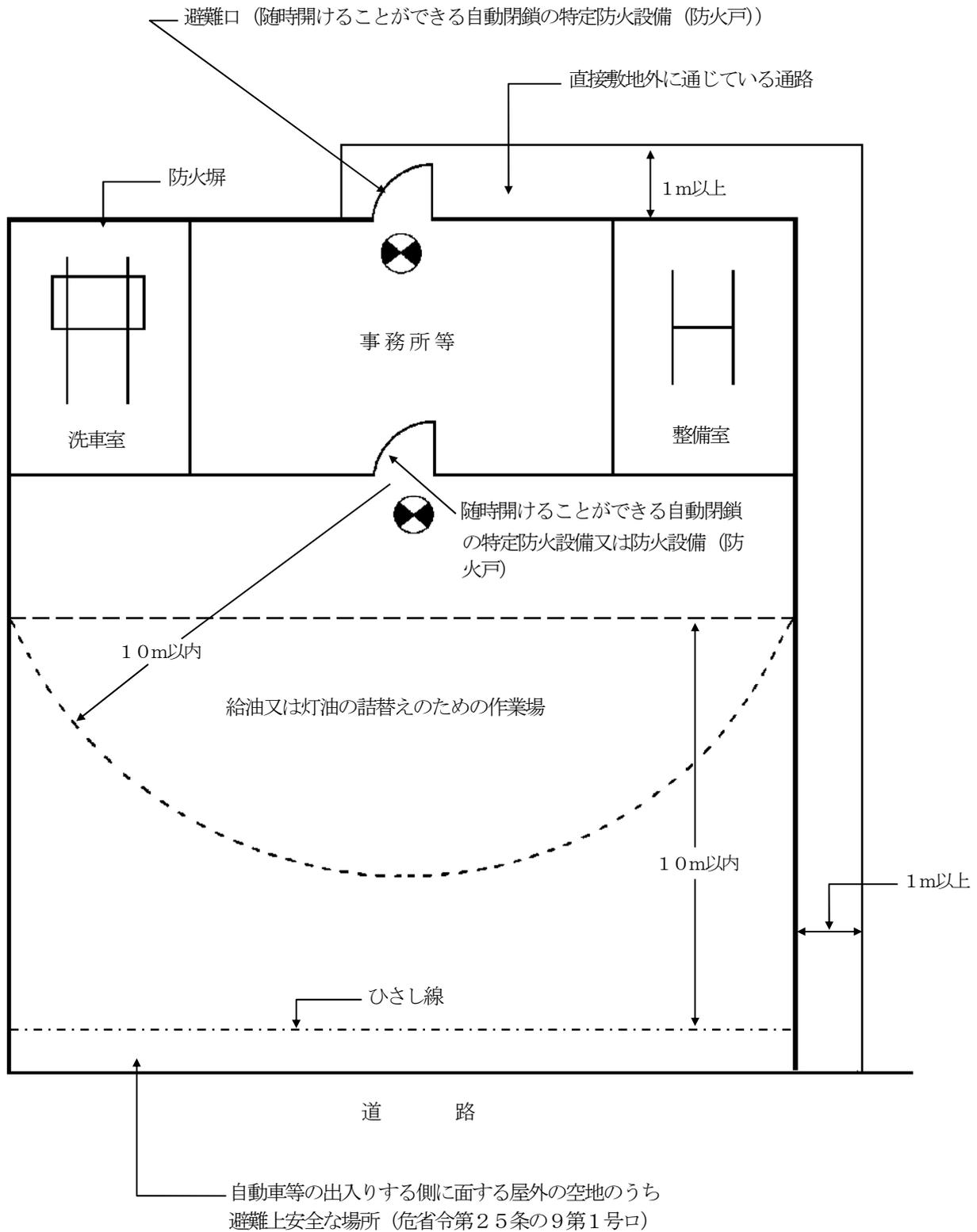
1 避難設備の設置区分（危省令第38条の2第1項）

区分	製造所等の区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給油取扱所	2階を危省令第25条の4第1項第6号の用途に供するもの	① 2階から敷地外へ通じる出入口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
		一方開放の屋内給油取扱所で、敷地外に直接通じる避難口が設けられ、壁等で区画された事務所等を有するもの	① 事務所等の出入口、避難口 ② ①に通じる通路、階段、出入口
—	上記以外のもの		

2 避難設備の技術基準（危省令第38条の2第2項）

- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は、A級、B級、C級のいずれの種類のものでも差し支えない。(H1危44)
- (3) その他、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

例図



誘導灯の位置

第16章 仮使用承認に関する基準

法第11条第5項ただし書の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の一部を仮に使用する場合の承認の基準は、次のとおりとする。

1 承認対象

- (1) 製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。
- (2) 次に掲げる場合は、承認できないものであること。
 - ア 製造所等の全部に変更の工事に係る作業が及ぶもの
 - イ 変更工事により仮使用承認の申請部分が、法第10条第4項の規定に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなる時
 - ウ 移動タンク貯蔵所の変更工事（危政令第15条第1項第1号に定める基準の変更を除く。）に係るとき
- (3) 変更の工事に係る部分以外の部分に設置されている給油取扱所の専用タンク及び危政令第9条第1項第20号に規定されるタンク等における危険物の貯蔵又は取扱いは、営業中（就業中）、休業中（就業時間外）を問わず仮使用の承認が必要となること。

2 承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

(2) 安全管理組織

- ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
- イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。
- ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。
- エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

- ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
- イ 仮使用場所の上部で工事が行われている場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
- ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。
- エ 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの措置等有効な措置が講じられていること。
- オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。

なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

- ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。
- イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。
- ウ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

(6) 仮設施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

- (7) 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。
- (8) その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講じること。

3 承認申請の時期

仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることを原則とする。
なお、同時に受け付けない場合は、変更許可申請の受付後に行う。

4 掲示板

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出するよう指導すること。

(京都市危険物事務処理規程第6号様式)

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日・番号	
承認行政庁名	京都市長

- 備考
- 1 縦30cm以上、横60cm以上とすること。
 - 2 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。
 - 3 地は白色、文字は黒色とすること。

5 複数の変更工事に伴う仮使用の手続

「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について」(H11 危24) によること。

6 段階的な工事により仮使用範囲を工事期間中に変更する場合の手続

製造所等の部分的な変更工事を段階的に実施する場合で、次のすべてに適合するときは、工事期間中に仮使用範囲を変更することにより、変更部分であっても工事着手前には仮に使用することができるものとする。

- (1) 工事を明確に分割して実施すること。
- (2) 各工程中、それぞれに十分な安全対策が講じられること。
- (3) 工事部分は、完成検査までは使用しないこと。



第17章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は次のとおりとする。

1 仮貯蔵等の期間

仮貯蔵等の期間は、法定期間である「10日以内」に限る。

また、同一の場所において、繰り返し継続的な仮貯蔵等を承認することは、原則として認められない。ただし、次に掲げる場合は、3月を限度として認めることができる。

- (1) 災害の復旧現場において、仮貯蔵等を行う場合
- (2) 前後の承認の間に連続性がない場合
- (3) 承認後、承認時の事情に変化があり、承認を更新することが火災の予防上支障がないと認められる場合
- (4) その他更新することがやむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

2 仮貯蔵等の場所

仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外の場所であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。

- (1) 危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
- (2) 油圧装置等の一般取扱所において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
- (3) その他やむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合

3 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第9条第1項第1号に定める製造所の位置の規定によること。

4 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。
- (2) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。
ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、危省令第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。
- (3) 次の危険物以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。
ア 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）
イ 第4類の危険物（特殊引火物を除く。）
ウ 第6類の危険物

5 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ出入口は防火設備（防火戸）を設けた、専用の棟又は室とすること。
- (2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用

するものとする。

(3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分をすること。

ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

(4) 電気設備は、「電気設備の基準」(別記2)によること。

6 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危政令第4章の規定を準用するものとする。

7 消火設備

仮貯蔵を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

8 標識及び掲示板

(1) 仮貯蔵等を行う場所の見やすい箇所に仮貯蔵等の承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出すること。

消防法による仮貯蔵・仮取扱承認済	
承認年月日・番号	
期 間	
種 類 ・ 数 量	
責 任 者	

備考 1 縦30cm以上、横60cm以上とすること。

2 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。

3 地は白色、文字は黒色とすること。

(2) 仮貯蔵等をする危険物に応じ危省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

9 タンクコンテナによる仮貯蔵

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(H4危52)によること。

10 基準の特例

危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なくかつ火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1から6までを適用しないことができる。

11 震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」によること。(H25災364・危171)(H30危226)

第18章 予防規程認可に関する基準

法第14条の2第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所の予防規程の認可の基準は、次のとおりとする。

1 予防規程の作成単位

予防規程の作成義務を有する製造所等が同一事業所内に複数あり、災害が発生した場合に相互に関連がある場合は、事業所の実態に合わせ、事業所全体を予防規程の対象として、すべての施設を網羅した予防規程とするよう指導すること。

2 認可の基準

危省令第60条の2第1項で定める事項が施設の実態に応じて具体的に規定されており、その内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合すること。

なお、「予防規程作成上の留意事項について」(H13危98)により作成するよう指導すること。

3 給油取扱所等における単独荷卸し

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(H30危44)、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について(H30危176)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R5危327)により作成するよう指導すること。

4 風水害対策

「危険物施設の風水害対策ガイドライン」(総務省消防庁)及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(国土交通省、経済産業省)により作成するよう指導すること。

5 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に設置する可搬式制御機器

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(R2危87)により作成すること。

6 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務

「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」(R2危88)により作成すること。

第19章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準

危省令第62条の5の2第3項又は第62条の5の3第3項の規定による休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検期間の延長を認める基準は、次のとおりとする。

1 漏れの点検期間の延長の基準

「危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められる場合」とは、次の(1)及び(2)に適合するものとする。

(1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

(措置例)

ア タンク内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置

イ タンク内に残存する危険物を抜き取り、不活性ガスを充填する措置

(2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤ってタンク又は配管の内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(措置例)

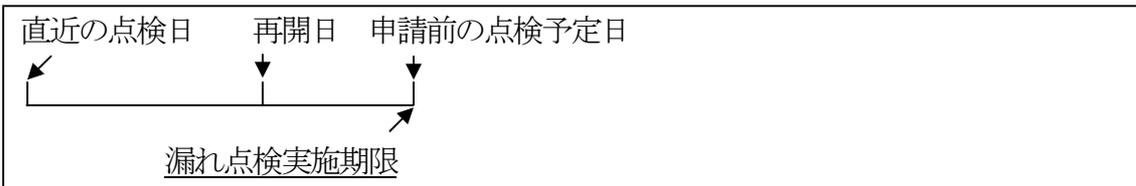
ア 注入口のフランジ部に閉止板を設置する措置

イ 配管をプラグ止めする措置

2 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危省令第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次の(1)又は(2)に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

(1) 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、延長申請前の漏れの点検期間の実施期限



(2) 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

